

令和元年度版  
男女共同参画に関する年次報告書

令和 2年11月  
霧 島 市

# 目 次

<b>I 年次報告書の概要</b>	
1 はじめに	1
2 霧島市男女共同参画計画の概要	1
3 霧島市男女共同参画における数値目標の推進状況	5
<b>II 霧島市の社会環境の状況</b>	
1 人口	7
2 世帯	9
3 配偶関係	11
4 出生	12
<b>III 霧島市男女共同参画施策の実施状況</b>	
<b>重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革</b> 13	
1 統計情報等	13
2 事業実施状況	15
3 数値目標の推進状況	20
<b>重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</b> 21	
1 統計情報等	21
2 事業実施状況	22
3 数値目標の推進状況	24
<b>重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり</b> 25	
1 統計情報等	25
2 事業実施状況	37
3 数値目標の推進状況	50
<b>重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</b> 51	
1 統計情報等	51
2 事業実施状況	55
3 数値目標の推進状況	63
<b>重点課題5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進</b> 64	
1 統計情報等	64
2 事業実施状況	66
3 数値目標の推進状況	71
<b>重点課題6 男女がともに安心して暮らせる環境の整備</b> 72	
1 統計情報等	72
2 事業実施状況	73
3 数値目標の推進状況	79
<b>重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進</b> 80	
1 統計情報等	80
2 事業実施状況	82
3 数値目標の推進状況	86
<b>IV 資料編</b>	
霧島市男女共同参画推進条例	87

## I 年次報告書の概要

### 1 はじめに

本書は、霧島市男女共同参画推進条例（平成24年3月29日条例第5号）第15条に基づく年次報告書として作成したものであり、霧島市の男女共同参画の現状及び本市が令和元年度に取り組んだ男女共同参画に関する施策の実施状況を、「第2次霧島市男女共同参画計画」（平成30年3月策定）の重点課題ごとに取りまとめ公表するものです。

#### （実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

### 2 第2次霧島市男女共同参画計画の概要

#### (1) 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間としています。

#### (2) 計画の体系

##### ① 基本理念

「霧島市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行の影響についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の性と生殖についての理解
- ⑥教育や学習の場における配慮
- ⑦国際的協調

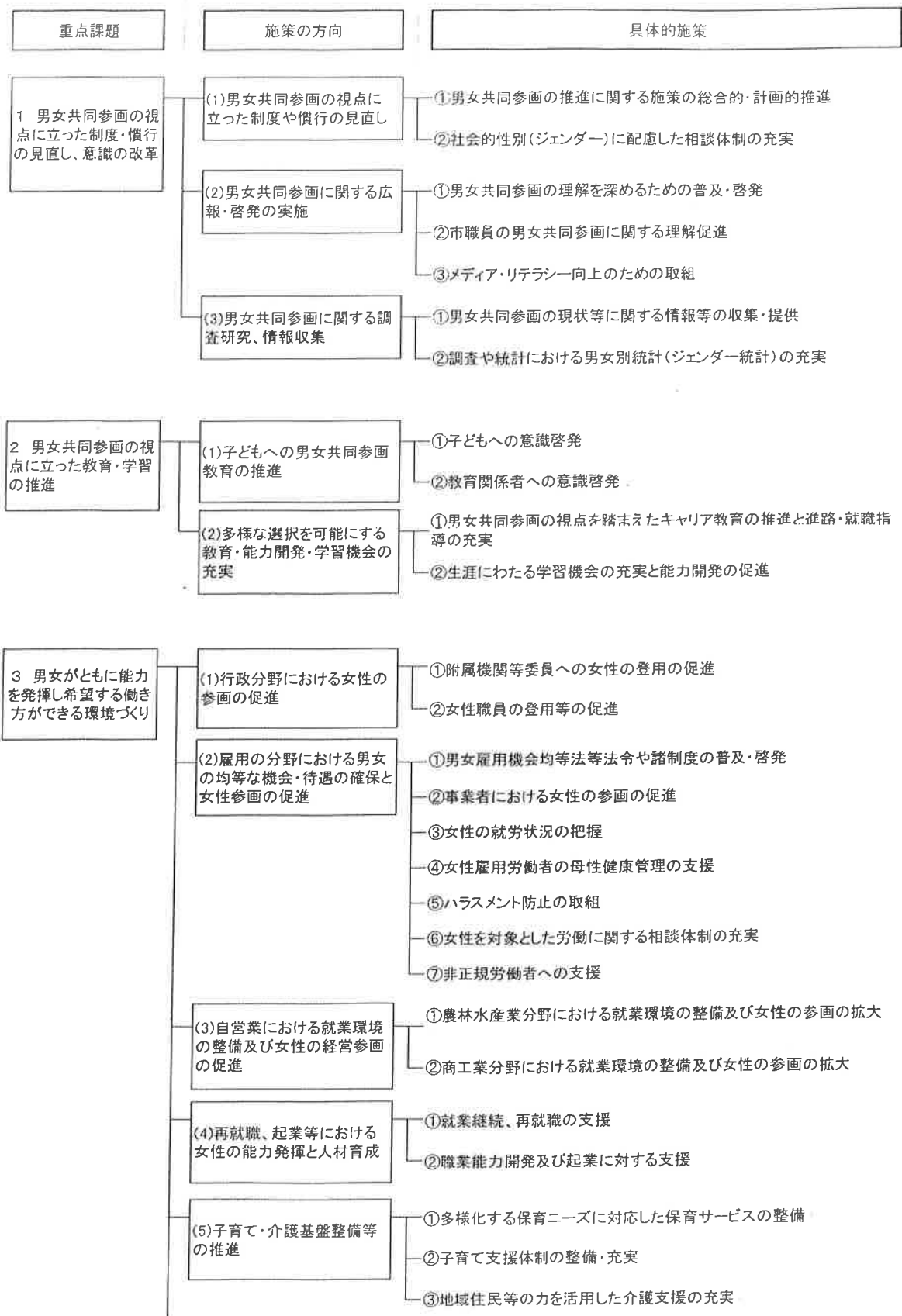
##### ② 基本目標

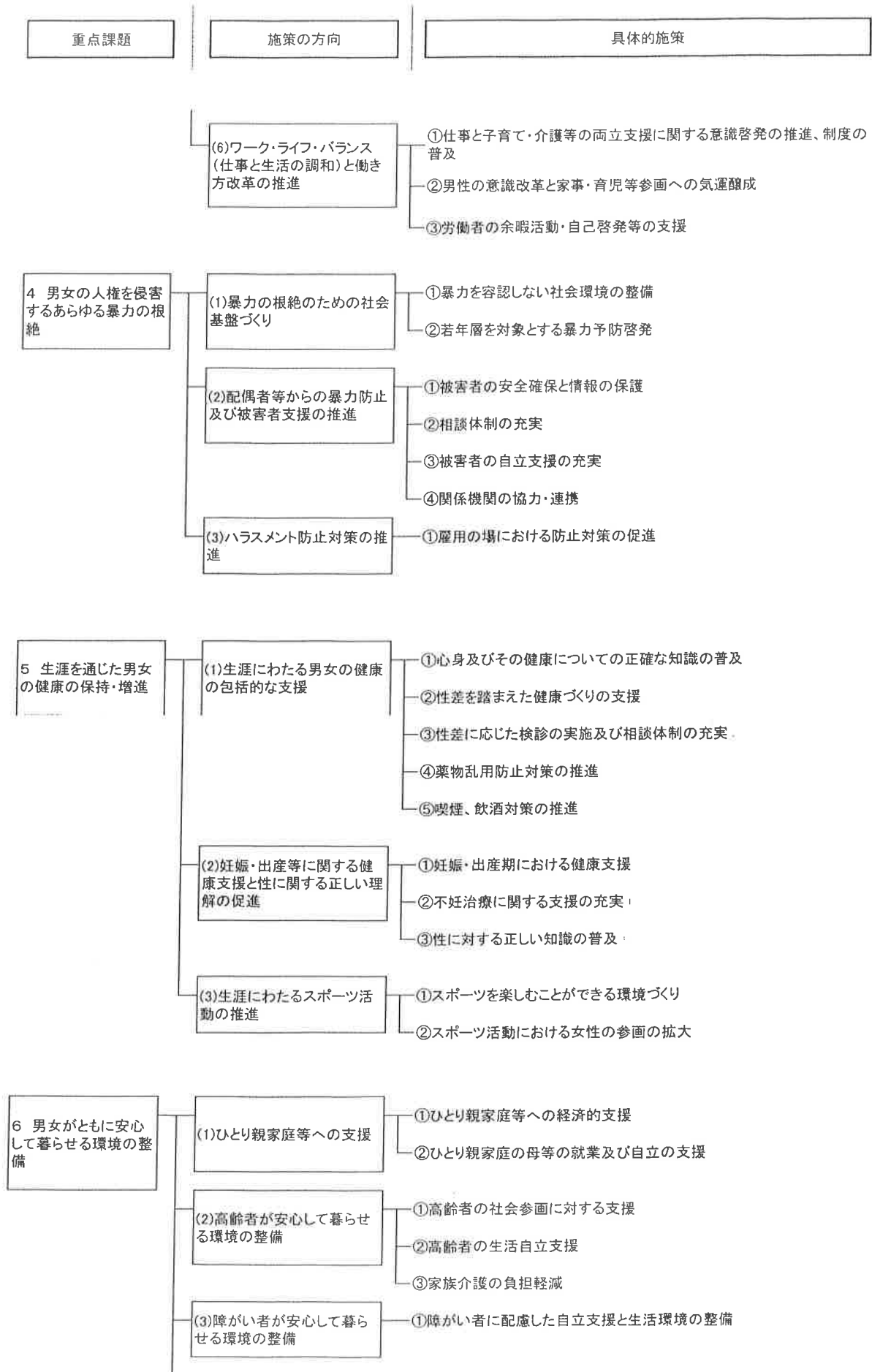
性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、次の基本目標を設けます。

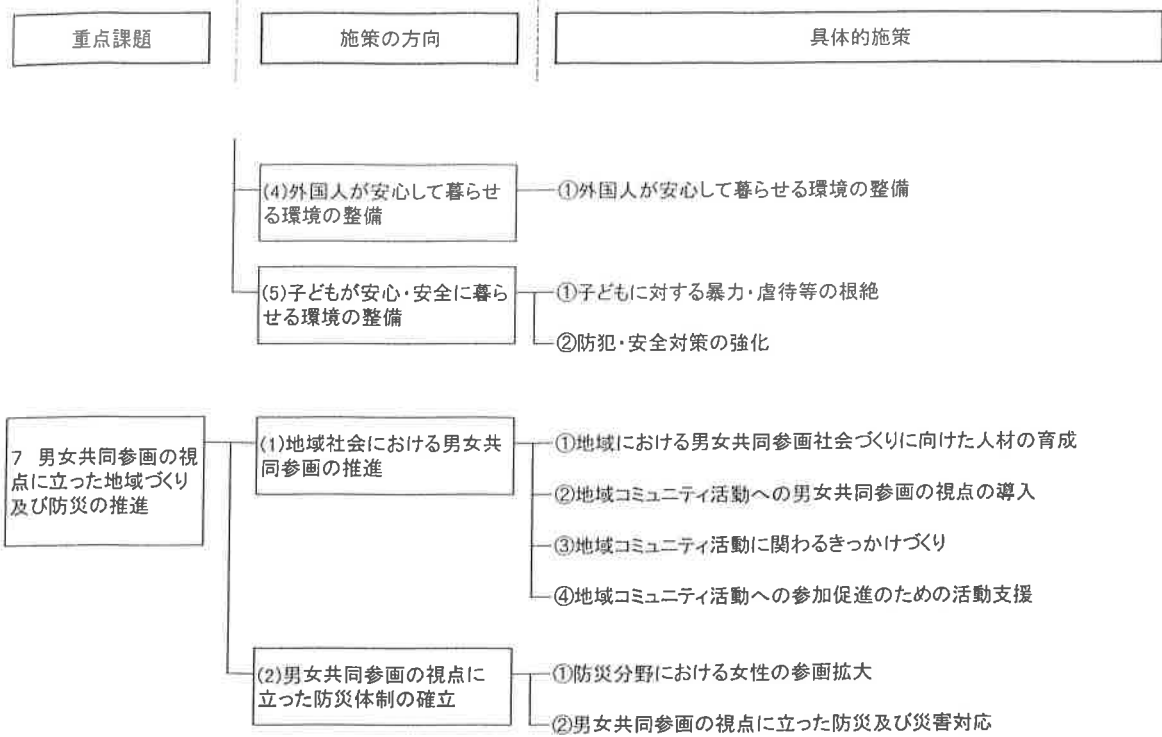
#### 男女の人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

# 施策の体系







## 霧島市男女共同参画計画における数値目標の推進状況

(※)計画期間中把握できた最終値と目標値を比較

重点課題	番号	項目	H29年度 (計画策定時)	R元年度	目標値	(※) 評価	備考(数値目標を設定している計画等)	担当課
			数値	数値	数値			
1	1	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に『反対』と思う市民の割合	59.5%	—	64.5%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	市民課
2	2	子ども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	6回	19回	30回	↗		市民課
2	3	男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	41.7%	45.8%	66.6%	↗		市民課
2	4	18歳以上で教育委員会主催の各種講座等に申込をした者の割合	9.9%	8.2%	10.0%	↓	第二次霧島市総合計画前期基本計画(施策4-2)	社会教育課 メディアセンター
3	5	女性の受験応募者数の割合(市職員)	29.6%	32.1%	30.0%	↑	特定事業主行動計画	総務課
3	6	審議会等への女性登用率	29.7%	30.0%	40.0%	↗	第二次霧島市総合計画前期基本計画(施策5-2)	市民課
3	7	家族経営協定締結数	78戸	92戸	84戸	↑		農政畜産課
3	8	創業相談件数 (霧島市創業支援センター)	42件	62戸	60件	↑	第二次霧島市総合計画前期基本計画(施策1-1)	商工振興課
3	9	ワーク・ライフ・バランスの推進を行なっている企業の割合	81.8%	—	87.8%	—	男女共同参画に関する企業実態調査	市民課
3	10	市職員のうち男性の育児休業取得率	2.9%	4.3%	増加させる	↑	特定事業主行動計画	総務課
3	11	教育・保育施設の定員数	5,214人	5,335人	5,614人	↗	子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課
4	12	配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	61.5%	—	66.5%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	市民課
4	13	「DVを受けたことがある」人の割合(過去1年間)	1.54%	—	1.11%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	市民課
4	14	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	69.0%	—	74.0%	—	男女共同参画に関する市民意識調査	市民課
5	15	子宮がん検診受診率(20歳～69歳)	11.2%	8.6%	16.2%	↓	健康きりしま21	健康増進課

重点課題	番号	項目	H29年度 (計画策定時)	R元年度	目標値	(*) 評価	備考(数値目標を設定している計画等)	担当課
			数値	数値	数値			
5	16	乳がん検診受診率 (40歳～69歳)	14.5%	11.6%	19.5%	↓	健康きりしま21	健康増進課
5	17	運動習慣のある者の割合 ①(20歳～64歳) ②(65歳以上)	①10.3% ②30.7%	—	①25.0% ②38.0%	—	健康きりしま21	健康増進課
6	18	シルバー人材センター 会員数	1,008人	1,045人	1,060人	↗	霧島市すこやか 支えあいプラン 2018	長寿・障害福祉課
6	19	日頃の悩みや困り感を 行政や相談支援事業所 に相談する割合	10.3%	—	35.0%	—	第二次霧島市総 合計画前期基本 計画(施策3-4)	長寿・障害福祉課
7	20	男女共同参画地域推進員	9人	7人	9人	↓		市民課
7	21	まちづくりや地域活動 を行なっている市民団 体数	1,491件	1,266件	1,530件	↓	第二次霧島市総 合計画前期基本 計画(施策5-1)	市民活動推進課

記号	(計画期間中の把握できた最終値と目標値を比較した場合)	項目数	項目No.
↑	計画通り推進できている	4	5,7,8,10
↗	目標(推進)未達も計画策定当初よりは向上している	5	2,3,6,11,18
—	現状値が把握できない項目	7	1,9,12,13,14,17,19
↓	計画通り推進できていない	5	4,15,16,20,21

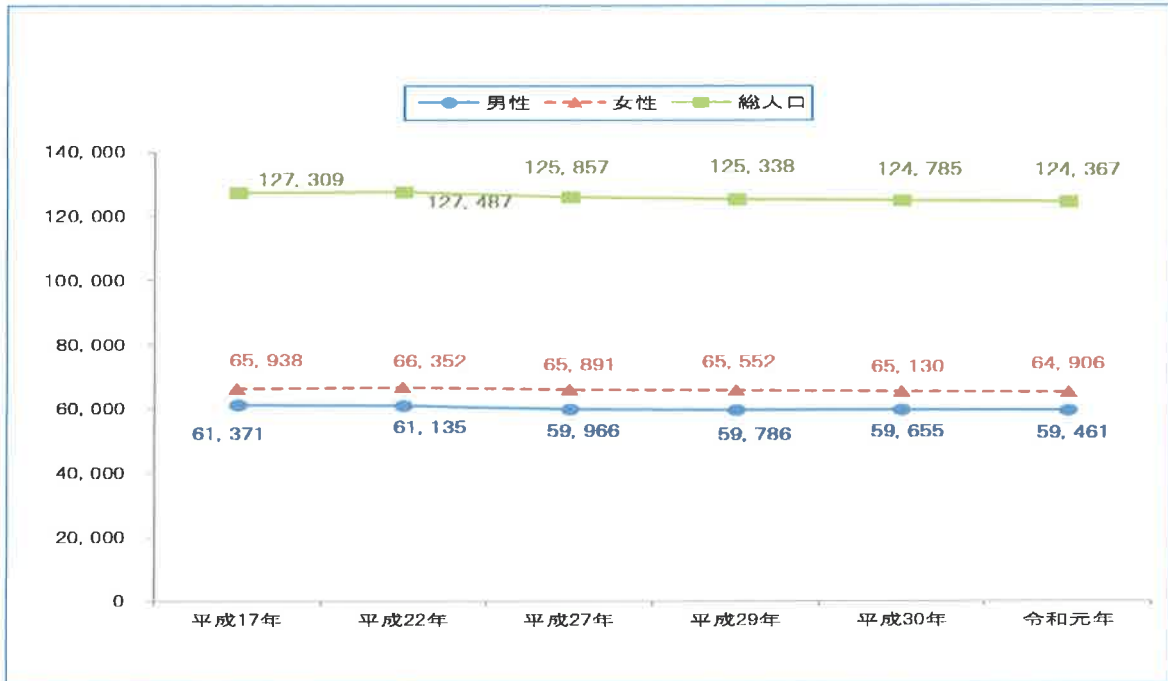


## Ⅱ 霧島市の社会環境の状況

### 1 人口

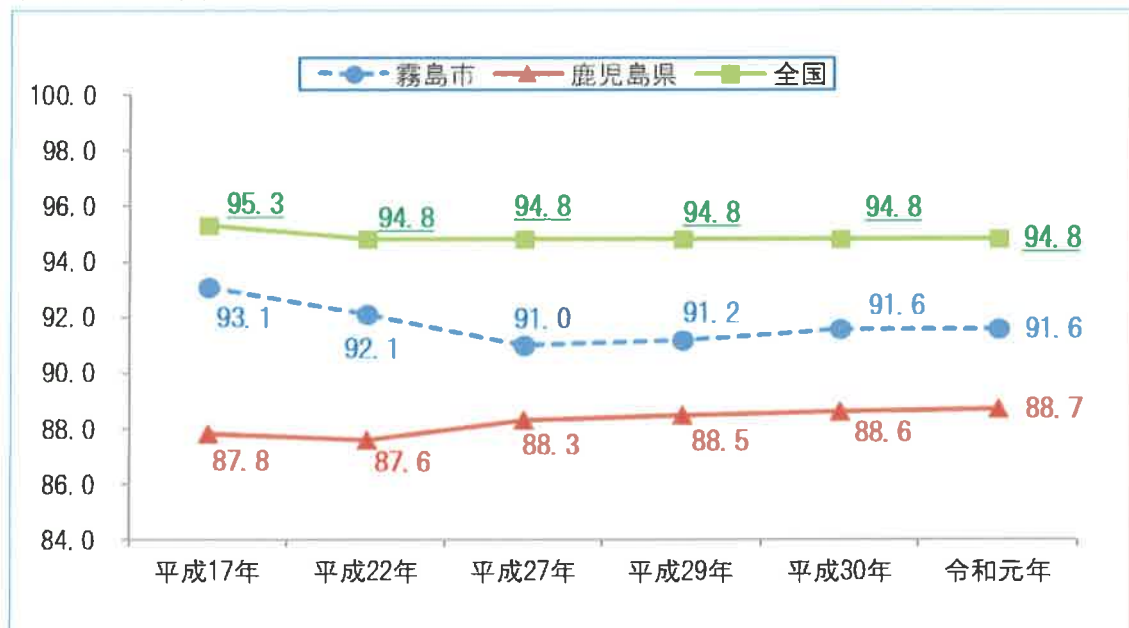
#### (1) 男女別人口

本市の人口構成を男女別にみると、令和元年10月1日現在で男性が59,461人、女性が64,906人であり、女性が5,445人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は91.6となっている。



(平成17年～平成27年：総務省「国勢調査」、平成29年～令和元年：鹿児島県推計人口)

#### (人口性比の推移)

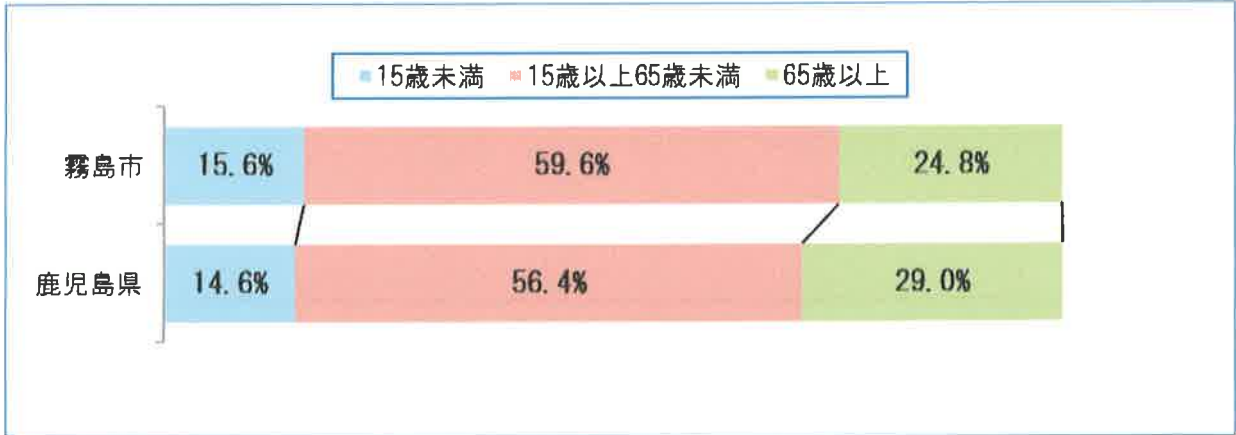


(平成17年～平成27年：総務省「国勢調査」、平成29年～令和元年：鹿児島県推計人口)

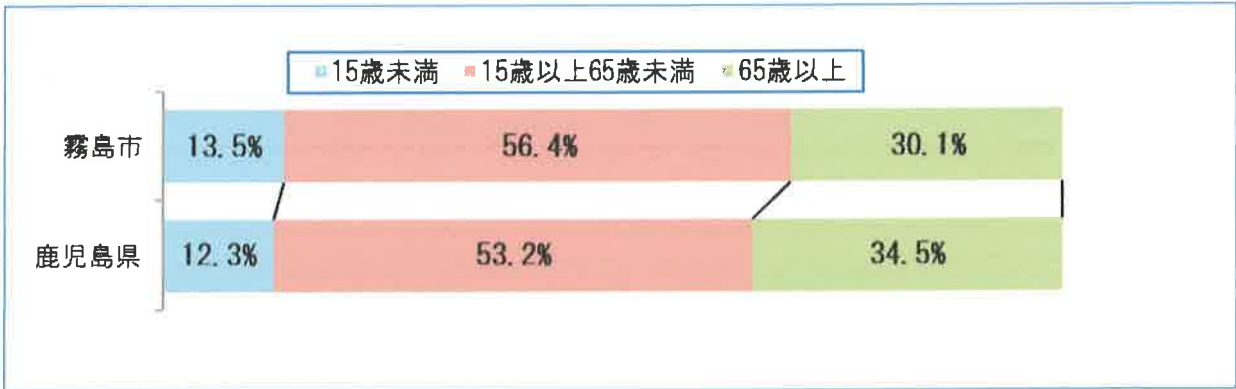
(2) 年齢別人口

本市の人口構成を男女・年齢別にみると、令和元年10月1日現在で老年人口（65歳以上）は、男性が24.8%、女性が30.1%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。一方、男女ともに、県内平均値と比較して、老年人口の割合は低く、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は高い。

(男性)

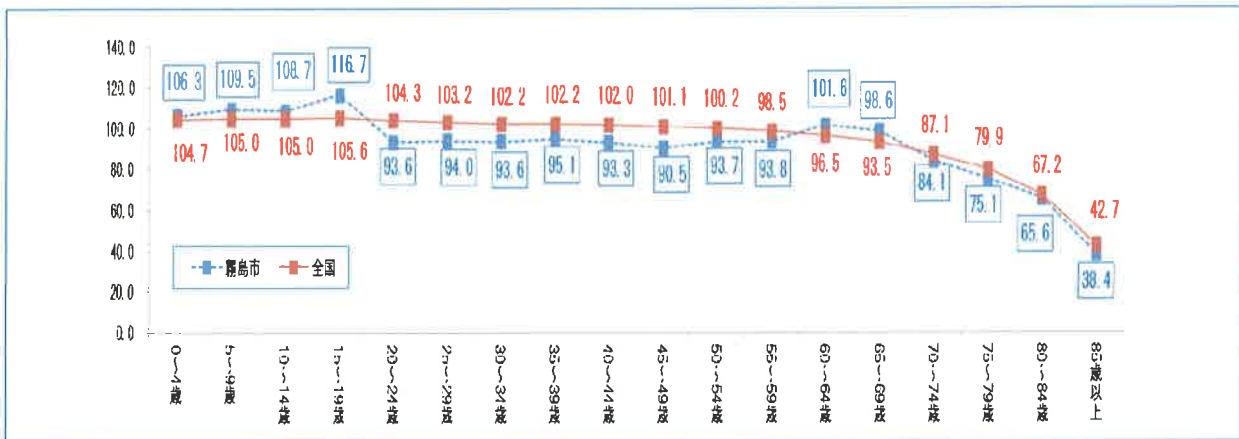


(女性)



(鹿児島県推計人口)

(年齢(5歳階級)別人口性比)



(総務省「平成27年国勢調査」)

## 2 世帯

### (1) 世帯数

本市の世帯数は、平成27年10月1日現在で54,334世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると363世帯、0.6%増加し、増加傾向にある。一方、1世帯当たり人員は2.31人となっており、前回調査時と比較すると0.05ポイント減少し、減少傾向にある。

#### (世帯数、世帯当たり人数の推移)

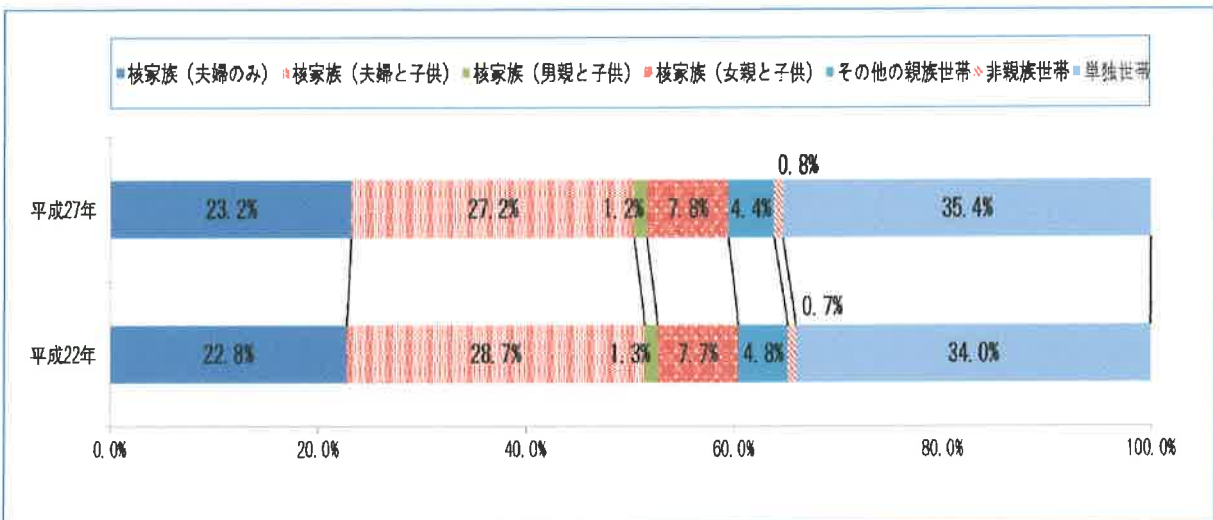


(総務省「国勢調査」)

### (2) 家族類型

本市の一般世帯を家族類型別にみると、平成27年10月1日現在で、「単独世帯」の割合が35.4%と最も多くなっており、増加傾向にある。一方、「核家族のうち夫婦と子供からなる世帯」の割合は27.2%となっており、減少傾向にある。

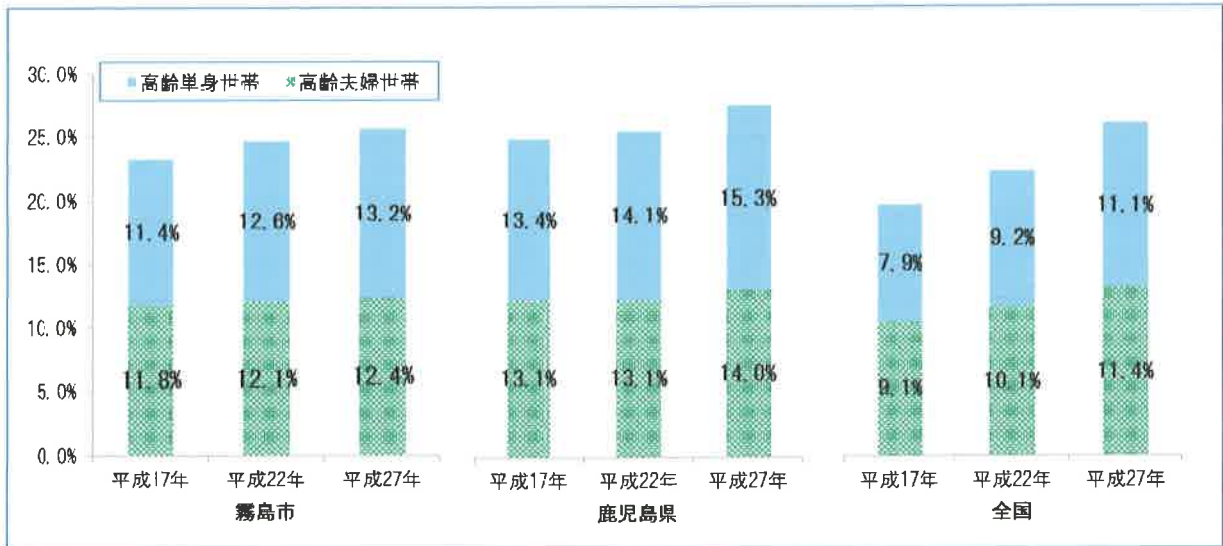
#### (一般世帯の家族類型別割合の推移)



(注) 一般世帯とは、「総世帯」から「施設等の世帯（病院、社会施設の入院・入所者等）」を除いたものであり、「普通世帯（①住居と生計を共にしている人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者）」に「準世帯のうち一人の準世帯（間借り・下宿、会社等の独身寮の単身者）」を含めた定義である。  
(総務省「国勢調査」)

### (3) 高齢世帯

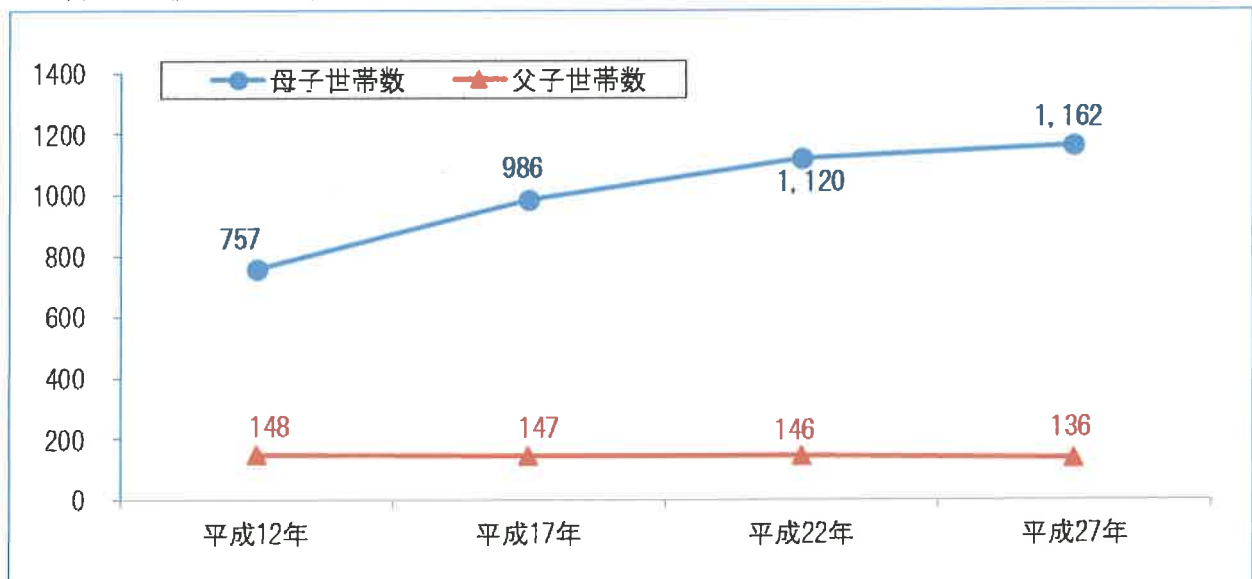
本市の高齢世帯の状況をみると、平成27年10月1日現在で「高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）」の割合が12.4%、「高齢単身世帯」の割合が13.2%となっており、いずれも増加傾向にある。なお、全国平均は、「高齢夫婦世帯」の割合が11.4%、「高齢単身世帯」の割合が11.1%となっており、本市は全国よりも高齢者世帯の割合が大きくなっている。



(総務省「国勢調査」)

### (4) 母子世帯・父子世帯

本市の母子世帯数は、平成27年10月1日現在で1,162世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると42世帯、3.7%増加し、増加傾向にある。



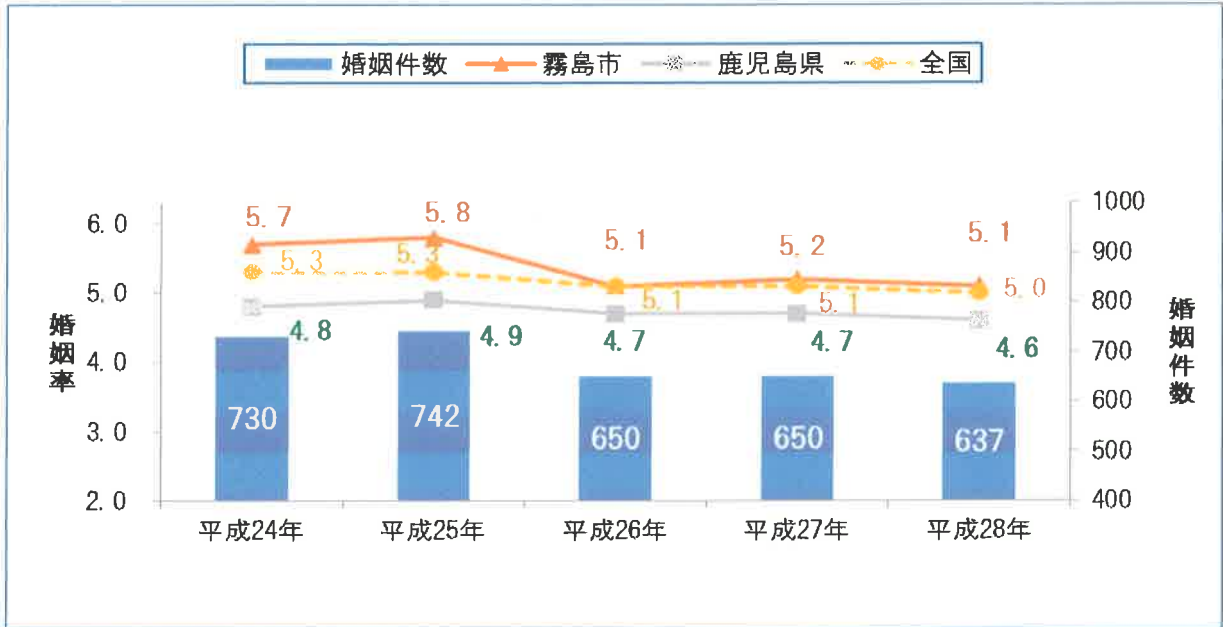
(総務省「国勢調査」)

### 3 配偶関係

#### (1) 結婚

本市における結婚の状況をみると、平成28年の婚姻件数は637件で、前年より13件減少した。  
 なお、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は5.1であり、全国の婚姻率（5.0）と同等である。

（婚姻件数、婚姻率の推移）

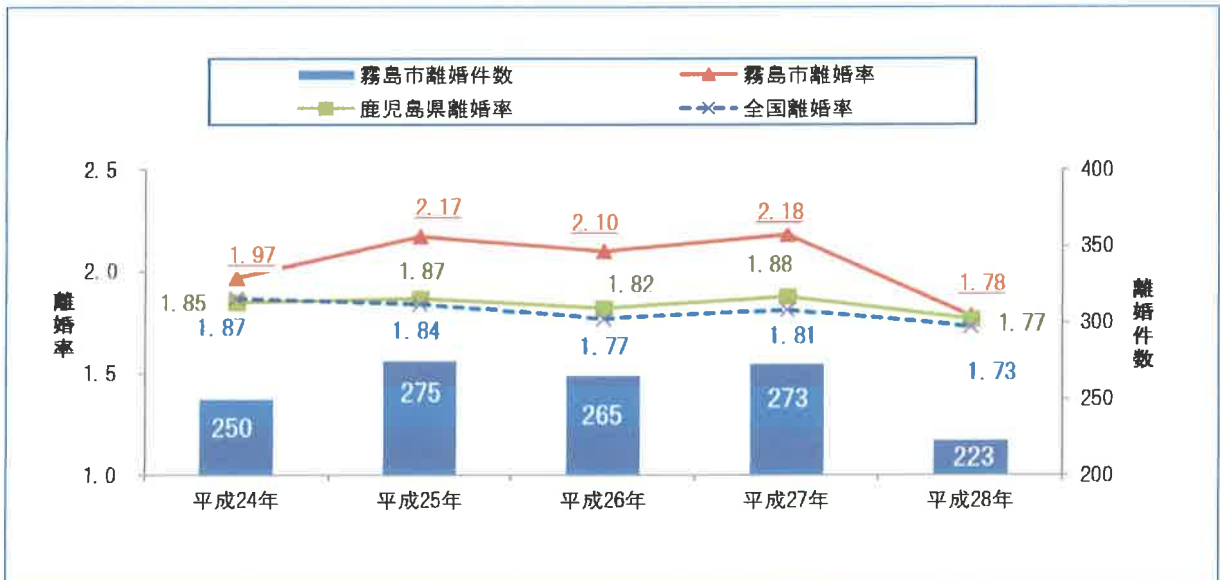


（県衛生統計年報）

#### (2) 離婚

本市における離婚の状況をみると、平成28年の離婚件数は223件で、前年より50件減少した。  
 なお、平成28年の離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は1.78となっており、鹿児島県の離婚率（1.77）と同等である。

（離婚件数、離婚率の推移）



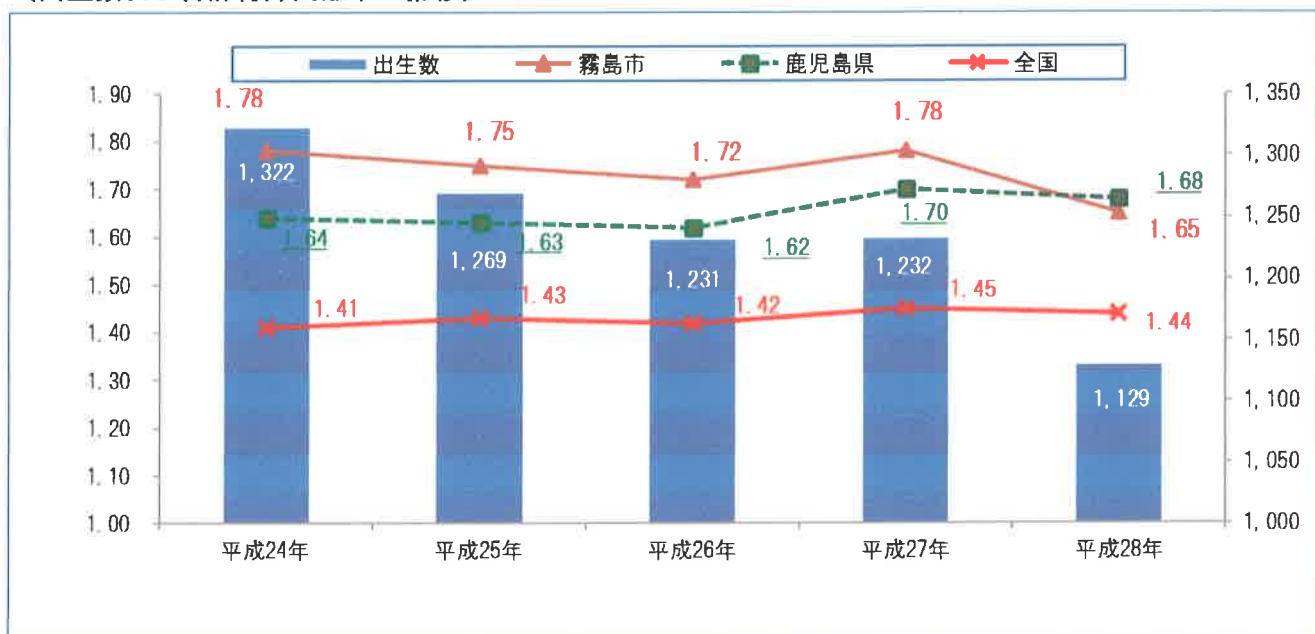
（県衛生統計年報）

#### 4 出生

本市における出生の状況をみると、平成28年の出生数は1,129人で、前年より103人減少した。

なお、本市における合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちにどれだけ子供を産むか）は1.65であり、全国（1.44）より上回っているが、今回、県（1.68）より下回った。

（出生数及び合計特殊出生率の推移）



合計特殊出生率（鹿児島県・全国）：衛生統計年報

合計特殊出生率（霧島市）：健康増進課作成



### Ⅲ 霧島市男女共同参画施策の実施状況

#### 重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の実施

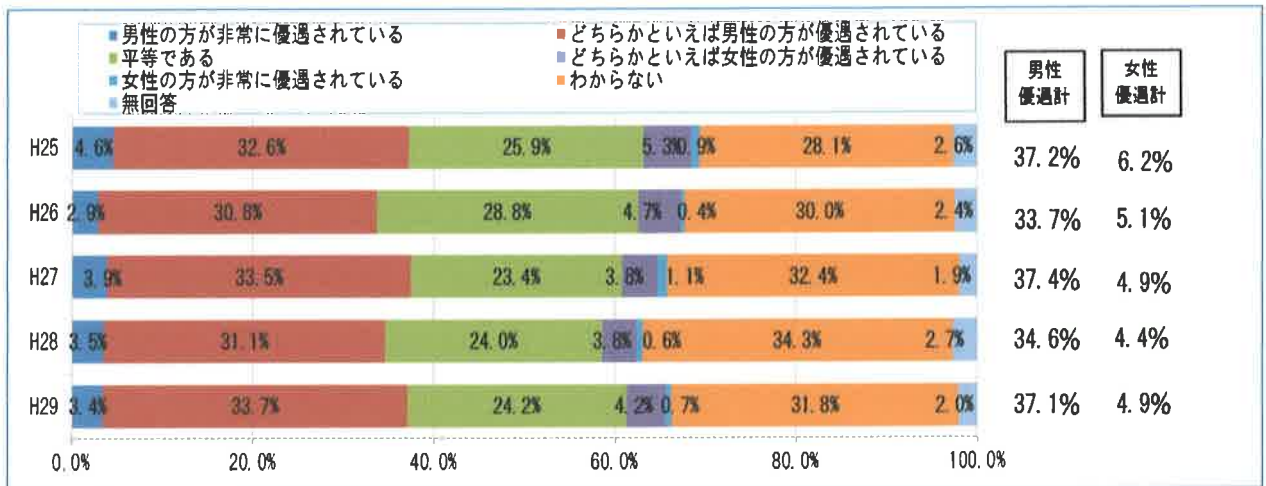
施策の方向 (3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集

#### 1 統計情報等

##### (1) 社会全体（霧島市）における男女の地位の平等感

##### ① 年度別比較

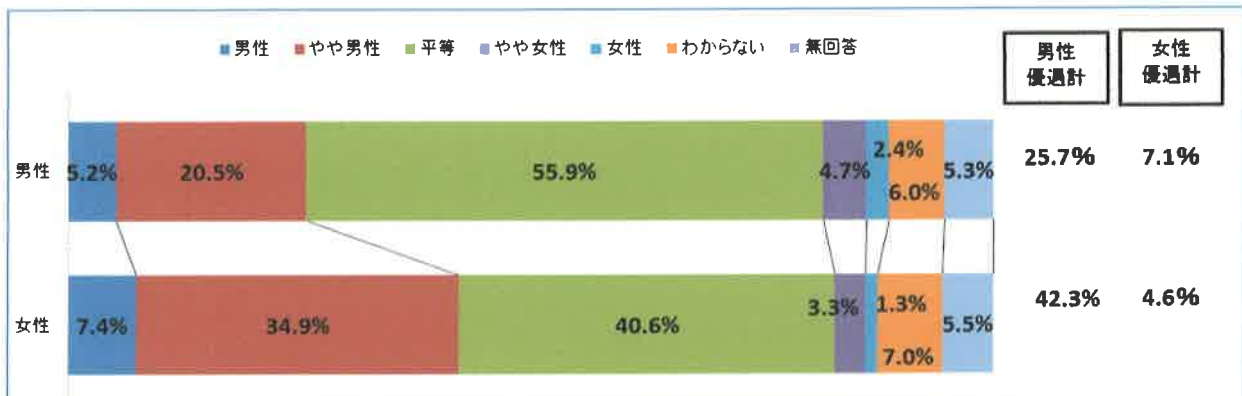
市民意識調査によると、社会全体（霧島市）における男女の地位の平等感については、平成29年までは、男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「平等である」、女性優遇（「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）よりも大きな割合を占めている。



(平成29年度霧島市総合計画に関する市民意識調査)

##### ② 性別比較

男性の回答は、「平等である」(55.9%)が半数以上であるのに対し、女性の回答は「平等である」は40.6%であり、依然として「男性優遇」の意見も34.9%を占めている。

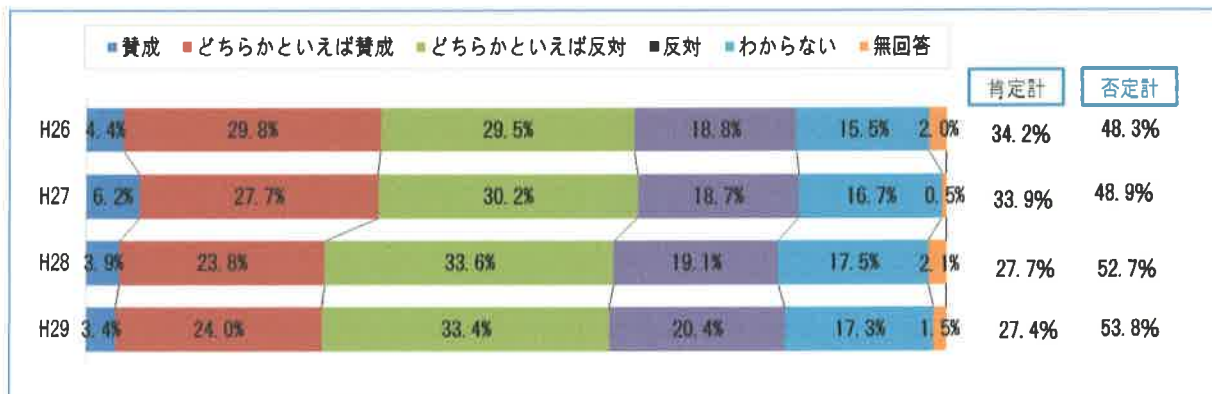


(平成29年度霧島市総合計画に関する市民意識調査)

## (2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

### ① 年度別比較

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「肯定」（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）の割合は年々減少している。

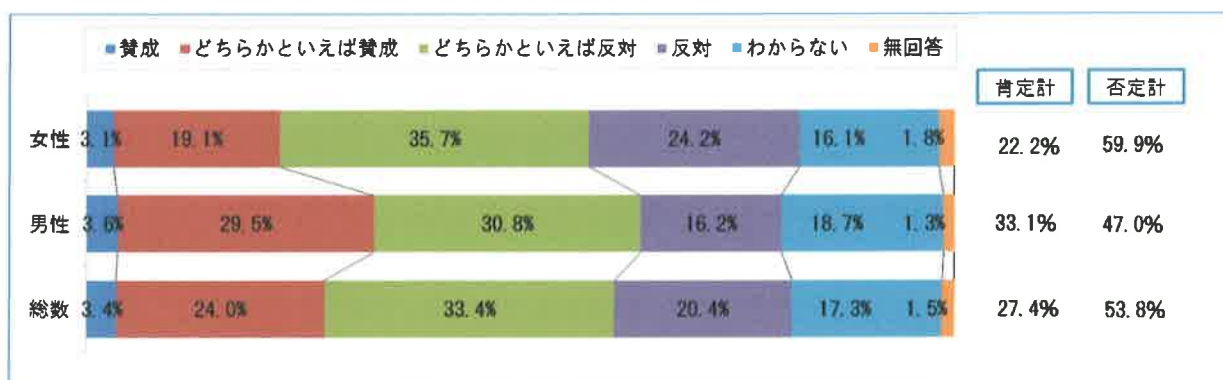


(平成 29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査)

(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

### ② 男女別比較

男女とも「否定」が「肯定」を大きく上回っている。

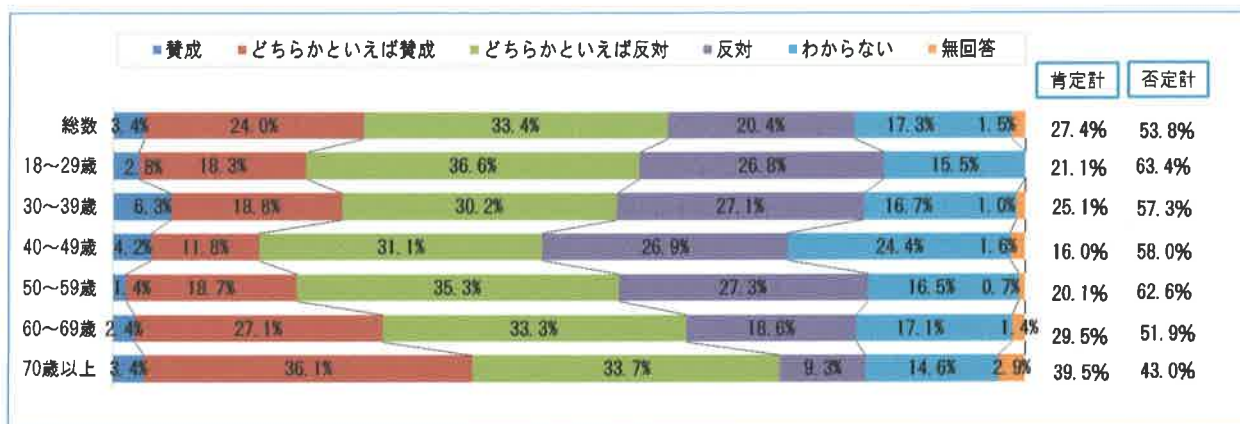


(平成 29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査)

(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

### ③ 年代別比較

年代別に見ると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、全世代においては、「否定」が「肯定」を上回っている。

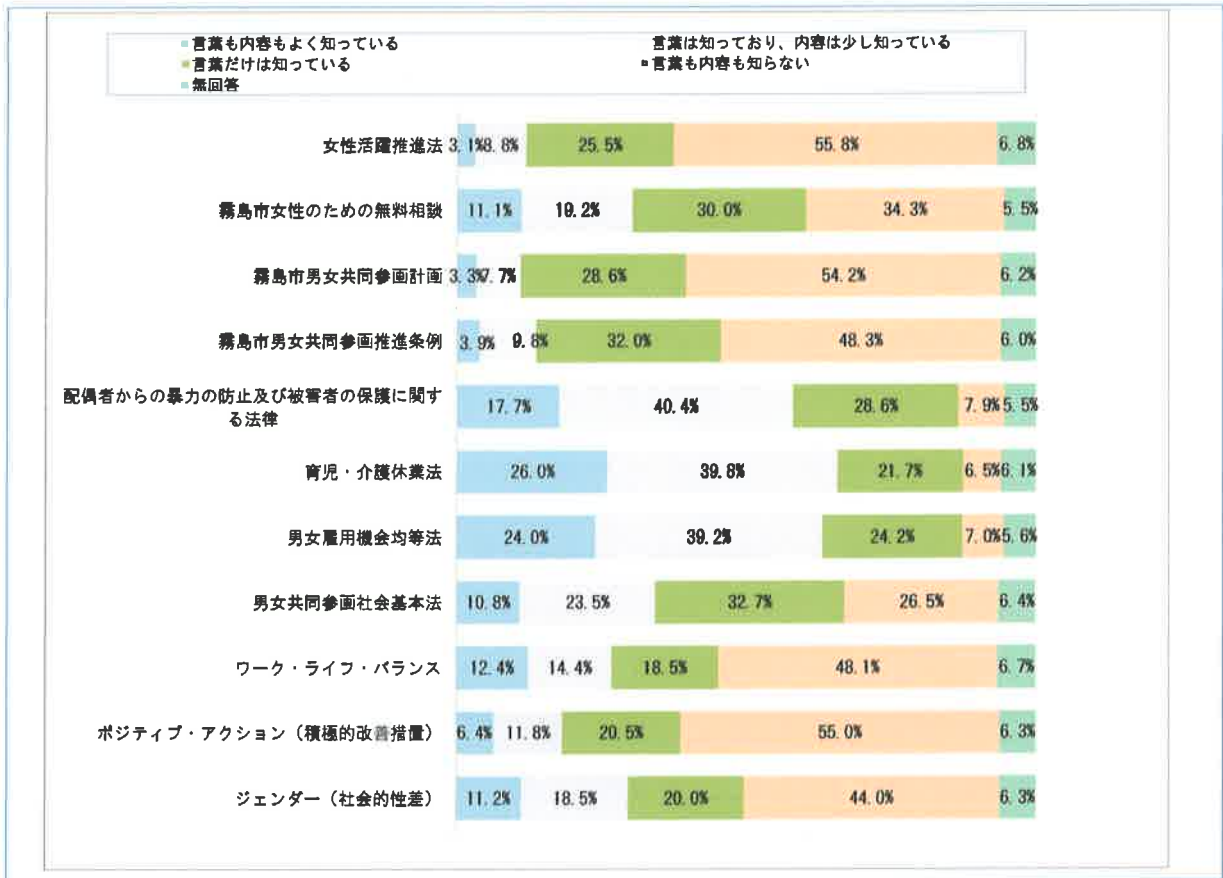


(H29 年度霧島市総合計画に関する市民意識調査) N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)



### (3) 男女共同参画関連用語の認知度

市民意識調査によると、男女共同参画関連用語について、「言葉も内容も知らない」という回答割合が高い用語は、「女性活躍推進法」(55.8%)、「ポジティブ・アクション」(55.0%)、「霧島市男女共同参画計画」(54.2%)となっている。



(平成 28 年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)  
(N=840【男性 505 女性 334 性別未記入 1】)

## 2 事業実施状況

### 施策の方向 (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

具体的施策① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

具体的施策② 社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実

#### 男女共同参画の視点

- ① 市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係のない施策であっても、現実には男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性がある。そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮することが求められる。
- ② 社会的性別(ジェンダー)に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応を図る必要がある。

	<p>③ 今後、ますます多様化・複雑化する市民の相談内容に適切に対応するため、市は、男女共同参画の視点に立った相談体制を構築する必要がある。男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況に根ざした構造的問題が背景にあるかなどを把握し対処していく必要がある。</p> <p>また、市全体で男女共同参画を推進していくためには、行政だけではなく、各地域の中で、それらの特性を踏まえて推進していくことが重要であり、そのために核となる人材を育成する仕組みが必要である。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 各事業担当課に、前年度実施事業の振り返りを行うため、「男女共同参画進行管理表」の提出依頼を行い、進行管理表の点検、聞き取りを行った。 (市民課)</p> <p>② DVをはじめ、様々な人権侵害を受けて苦しんでいる女性の相談を受けるため「女性のための無料相談」を毎月開催した。 (市民課)</p> <p>■相談状況</p> <p>〈国分会場〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場所 霧島市働く女性の家</li> <li>・ 相談日 毎月第2土曜日</li> <li>・ 被相談者 臨床心理士 (メンタルケア研究会・コラソン)</li> </ul> <p>〈隼人会場〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場所 隼人市民サービスセンター</li> <li>・ 相談日 毎月第4火曜日</li> <li>・ 被相談者 霧島市女性相談員</li> </ul> <p>■相談件数</p> <table border="1" data-bbox="499 1386 1152 1538"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>91件</td> <td>95件</td> <td>88件</td> </tr> <tr> <td>うちDVに関する相談</td> <td>5件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	相談件数	91件	95件	88件	うちDVに関する相談	5件	3件	3件
年 度	H29	H30	R元										
相談件数	91件	95件	88件										
うちDVに関する相談	5件	3件	3件										

施策の方向（２） 男女共同参画に関する広報・啓発の実施

具体的施策① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>① 男女共同参画に関する広報啓発に当たっては、社会的性別について誤解の解消に努め、恣意的運用、解釈が行われないよう分かりやすい広報・啓発活動を推進するとともに、正しい理解の浸透のもと、学校、家庭、地域、職場など様々な分野における性別による固定的役割分担が助長されることのないように配慮する必要がある。</p> <p>② 社会における制度や慣行のなかには、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものがある。そのため、女性の社会進出や家族・就労形態の多様化等も踏まえつつ、男女共同参画社会の形成という視点から、それらの制度又は慣行について見直しを行っていく必要がある。</p> <p>なお、その中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないため見直しが不要なものもあり、あくまでこの見直しは、社会的な合意を得ながら進める必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画することが重要である。人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する学習の充実を図る必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 男女共同参画週間に男女共同参画コーナーを設置した。（市民課）</p> <p>(1) 期間 令和元年6月23日（日）～6月29日（土）</p> <p>(2) 場所 国分庁舎 1階共通ロビー 国分図書館・隼人図書館</p>  <p>② 男女共同参画地区別セミナーを開催した。（市民課）</p> <p>(1) 趣旨：平成22年度より、地区自治公民館単位で実施する「男女共同参画地区別セミナー」を開始し、市内全地区自治公民館で開催する。</p> <p>(2) 対象者：当該地区に居住する市民</p> <p>(3) 講師：はやと草の根会</p> <p>(4) 実績等</p> 

地区自治公民館	参加者数
霧島(大川地区)	19人(男性 5人・女性 14人)
国分(平山地区)	15人(男性 7人・女性 8人)
溝辺(論地地区)	14人(男性 10人・女性 4人)
合 計	48人(男性 22人・女性 26人)

(5) これまでの開催状況

年 度	H29	H30	R元
開催回数	4回	7回	3回
参加人数	44人	144人	48人

- ③ 子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力について学習を充実する必要があるため、子どもが、男女共同参画の基本的な考え方等について、分かりやすく学ぶ「子どもの男女共同参画教室」を開催した。(市民課)

開催場所	題目	参加者数
じゃいが霧島	こねこのしろちゃん(大型紙芝居)	37人
横川放課後児童クラブ	しげちゃん(大型絵本)	15人
隼人児童クラブわくわく	男女共同参画かるたでの説明	27人
合 計		79人

具体的施策② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

男女共同  
参画の視点

- ① 市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係のない施策であっても、現実に男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性がある。そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮することが求められる。
- ② 男女共同参画社会の形成を促進するに当たっては、市民一人ひとりが性別による固定的な役割分担の見直しについて理解を深めていくことが重要である。中でも公的機関が作成する広報・出版物は、その表現が模範的なものとして受け止められることが多いため、公的広報の作成に当たっては、男女の多様性やバランスに配慮し、性別のイメージの固定化につながらないような表現となるよう留意する必要がある。

<p>主な取組</p>	<p>全職員を対象に「職員一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、個の違いを豊かさとして認め合うこと」を目的に「性別で見る多様性と人権」を主眼とした研修を実施した。（市民課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日 程 令和2年1月21日（午前・午後2回実施）</li> <li>・場 所 別館4階 大会議室</li> <li>・講 師 ダイバーノン代表 飯田 亮瑠さん</li> <li>・受講者 189名（午前：91名 午後：98名）</li> </ul>
-------------	--

### 具体的施策③ メディアリテラシー向上のための取組

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>女性を専ら性的ないし暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 情報モラルに関する講話をPTA、家庭教育学級等からの要請を受け実施した。</p> <p>■開催回数：12回                    ■参加者数：504人（メディアセンター）</p> <p>（内容）・子どもに情報機器を持たせるときに、親として考えなければならないこと、情報機器が与える様々な影響について</p> <p>・society5.0時代における情報の受発信、ビッグデータやAI社会にむけての講座の実施</p> <p>② 市民向けのメディアセンター主催講座等において、「情報モラル」、「ネットトラブル防止」の学習を実施した。（メディアセンター）</p> <p>③ 小・中学生向けの情報モラル出前授業を実施し、「インターネットの安全な利用」や「人権」について学習した。（メディアセンター）</p> <p>■開催回数：6回                    ■参加者数：1,045人</p>



### 施策の方向（3） 男女共同参画に関する調査研究、情報収集

具体的施策① 男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

具体的施策② 調査や統計における男女別統計（ジェンダー）の充実

男女共同参画の視点	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくために、市は、男女共同参画に関する市民意識の変遷、国内外の男女共同参画に関する動向等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析する必要がある。
主な取組	① 第2次霧島市男女共同参画計画書を策定した。令和元年11月21日開催「第2回霧島市男女共同参画審議会」時に「平成30年度男女共同参画に関する年次報告書」を提出し、協議後12月9日ホームページにて公表した。 (市民課)

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担に『反対』と思う市民の割合	59.5%	2016	59.5%	2016	64.5%	2021

## 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

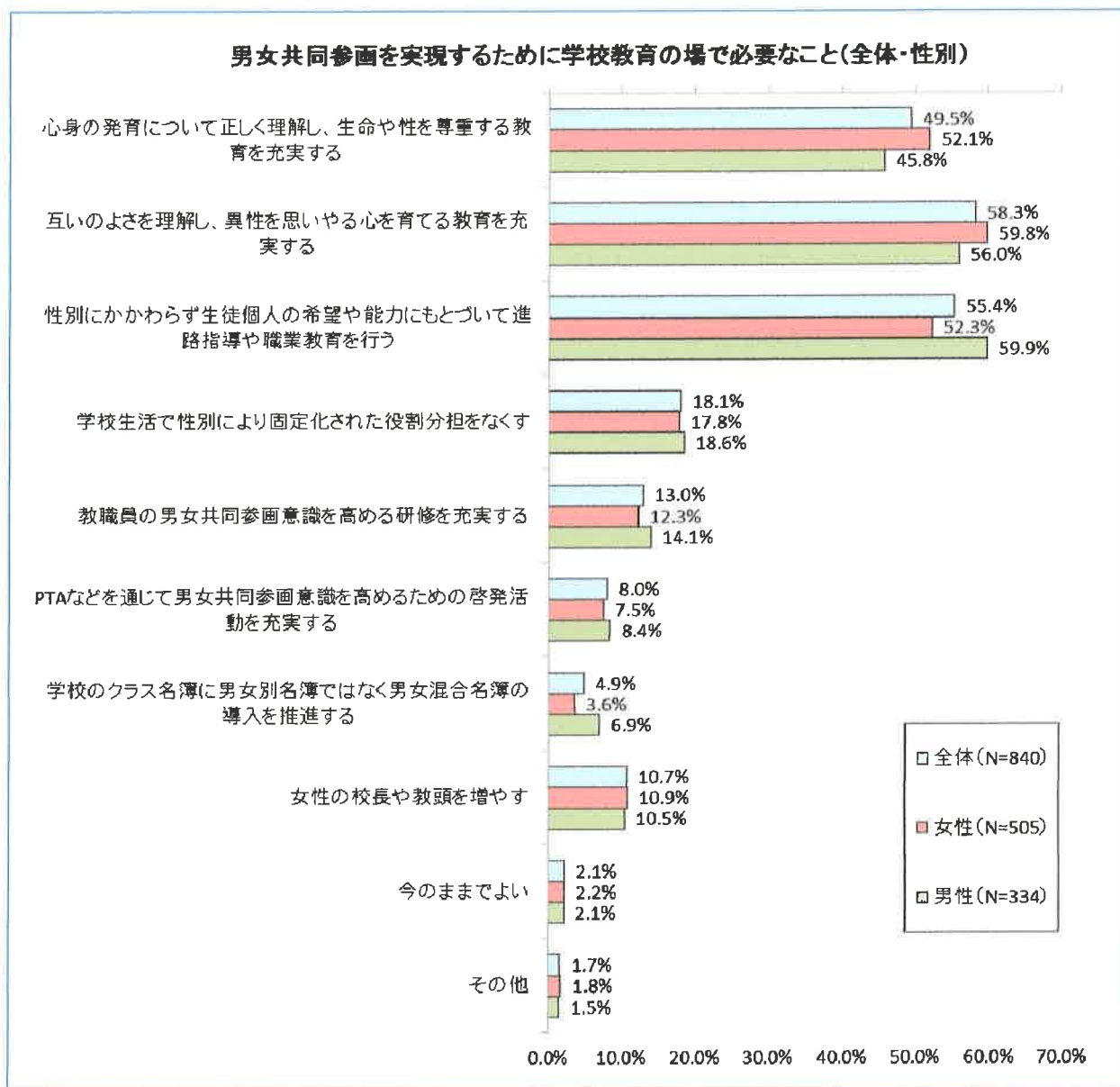
施策の方向 (1) 子どもへの男女共同参画教育の推進

施策の方向 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

### 1 統計情報等

#### (1) 男女共同参画を実現するために学校教育の場で必要なこと

市民意識調査によると、男女共同参画を実現するために学校教育の場で必要なこととして、「互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を実現する」(58.3%)が最も多く、次いで「性別にかかわらず生徒個人の希望や能力にもとづいて進路指導や職業教育を行う」(55.4%)となっている。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査) 複数選択可  
N=840 (男性=334 女性=505 性別未記入=1)

## 2 事業実施状況

### 施策の方向 (1) 子どもへの男女共同参画教育の推進

#### 具体的施策① 子どもへの意識啓発

男女共同参画の視点	子どもの頃から男女とも一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、人権の尊重と男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について、学習の充実を図る必要がある。			
主な取組	① 子どもの男女共同参画教室を開催した。 (市民課)			
	開催場所	日時	内容	参加数
	じゃいが霧島	R元. 8. 8	・大型紙芝居	37名
	横川放課後児童クラブ	R元. 8. 9	・大型絵本	15名
	隼人児童クラブわくわく	R元. 8. 21	・男女共同参画	27名
	計	かるた	79名	

#### 具体的施策② 教育関係者への意識啓発

男女共同参画の視点	<p>① 進路指導等に当たっては、児童・生徒が性別にとらわれることなく、自らの生き方を考え、将来の目的意識を持ち、本人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう配慮する必要がある。</p> <p>② ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、教育環境を害し、生活への深刻な影響を与える社会的に許されない行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する性別に起因する暴力の一形態である。</p> <p>その被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるが、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくことが必要である。</p> <p>③ 男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性と能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。そのため、学校教育はもとより社会教育分野等、様々な教育関係者、指導者等の男女共同参画への理解が深められる研修の充実を図る必要がある。</p>
主な取組	<p>① 管理職研修会等において、各学校への相談窓口担当職員の配置、児童・生徒に対する相談窓口の周知について重ねて指導を行った。また、各種ハラスメント防止の徹底についても指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">(教育総務課)</p>



② 教育関係者を対象に男女共同参画に関する出前講座を実施した。		
(市民課)		
年 度	H30	R元
実 施 校	国分北小学校	実施なし
内 容	見過ごさないぞ！DV・虐待講座	
受講者数	25人	

施策の方向 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

具体的施策① 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

具体的施策② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

男女共同参画の視点	<p>① 進路指導等に当たっては、児童・生徒が性別にとらわれることなく、自らの生き方を考え、将来の目的意識を持ち、本人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう配慮する必要がある。</p> <p>② 多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、特に、女性のエンパワメントに寄与するため、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の構築を目指し、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を充実させる必要がある。</p>												
主な取組	<p>① 各校で、教職員が人権教育は全ての教育活動の基盤であるという意識を持ち、道徳の授業や学校行事等を通して、児童生徒のよりよい人生を切り開いていこうとする意識の向上を図った。また、中学校の進路指導においては、単なる進学指導とならないように、子供の将来を見通した指導助言が行えるように、教職員への指導を継続した。(学校教育課)</p> <p>② 生徒が国際的かつ広い視野で自分の将来を考えられるように、グローバルアクティビティを3日間実施した。(学校教育課)</p> <p>③ 企業訪問等を通して、男女の区別なく活躍している人々の姿に触れながら生徒自身が働くことの意義を学んだ。また、女子学生の理系進路選択支援プログラム等の取組を積極的に紹介し、生徒が様々な視点から自分の将来を考えられるような機会を設けた。(学校教育課)</p> <p>④ 市民のニーズを把握しながら、ふるさとのよさを知り発見するための講座や、生活に密着した講座を開設した。(社会教育課)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年 度</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R元</td> </tr> <tr> <td>講座数</td> <td>10講座</td> <td>12講座</td> <td>10講座</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>250人</td> <td>266人</td> <td>153人</td> </tr> </table>	年 度	H29	H30	R元	講座数	10講座	12講座	10講座	参加者数	250人	266人	153人
年 度	H29	H30	R元										
講座数	10講座	12講座	10講座										
参加者数	250人	266人	153人										

いつでも、どこでも、だれでも気軽に受講でき、新しい自分を発見するきっかけづくりを積極的に支援するため、公民館定期講座を実施した。

(社会教育課)

年 度	H29	H30	R元
講座数	134講座	133講座	134講座
参加者数	3,063人	2,580人	2,841人

- ⑤ きりしまっ子立志育成事業において、下記プログラムを実施し、性別を超えた異年齢集団活動等を通して、協力すること、他人を思いやる気持ちの大切さを学んだ。(社会教育課)

年 度	H30	R元
いざ行け!きりしま探検隊	39人	40人
科学体験in第一工大	248人	112人
立志塾	29人	16人

- ⑥ 市民向けのパソコン講座等を開催し、情報通信ネットワーク社会に対応できる能力の向上を図った。(メディアセンター)

年 度	H30	R元
開催回数	40回	41回
参加者数	283人	282人

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
子ども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	6回	2016	19回	2019	30回	2022
男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	41.7%	2016	45.8%	2019	66.6%	2022
18歳以上で教育委員会主催の各種講座等に申込をした者の割合	9.9%	2016	8.2%	2019	10.0%	2022

### 重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

施策の方向 (1) 行政分野における女性の参画の促進

施策の方向 (2) 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進

施策の方向 (3) 自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

施策の方向 (4) 再就職、起業等における女性の能力開発と人材育成

施策の方向 (5) 子育て・介護基盤整備等の推進

施策の方向 (6) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と働き方改革の推進

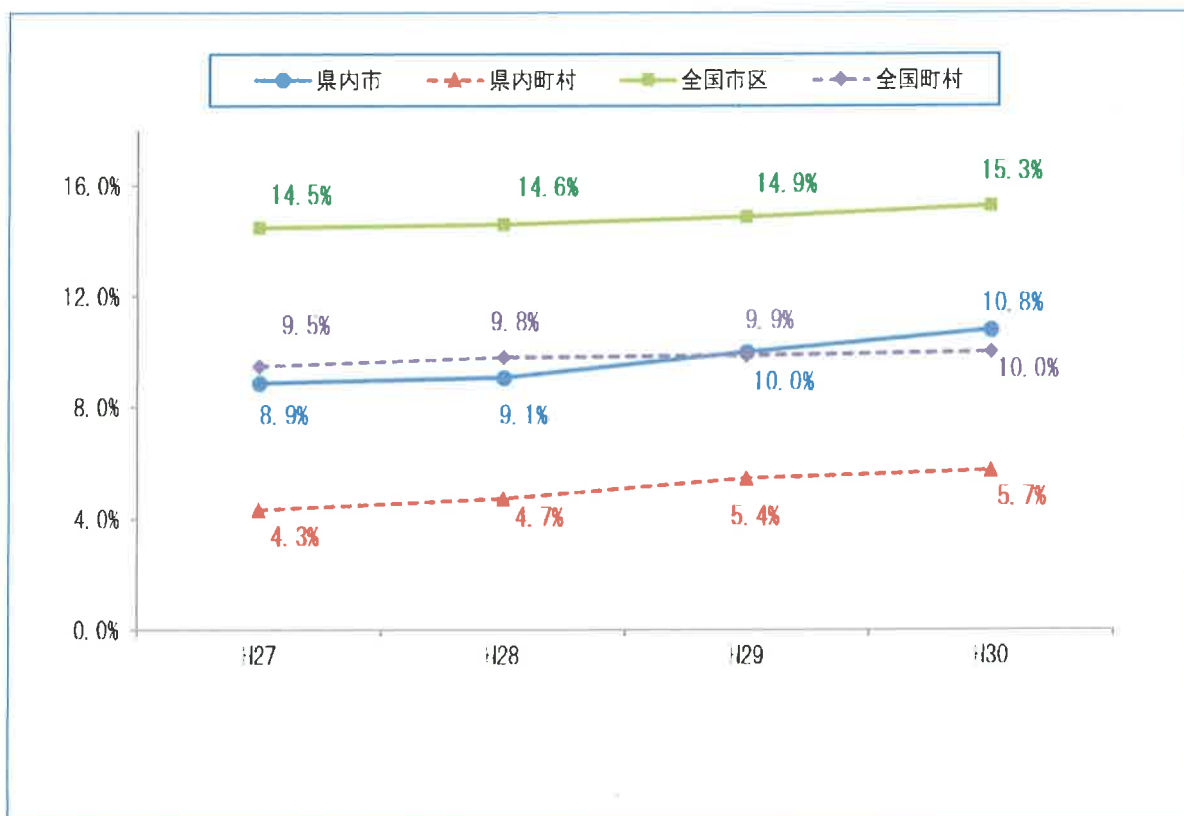
## 1 統計情報等

### (1) 市議会の議員における女性の参画状況

本市議会議員の在職状況をみると、平成31年3月31日現在で女性は3人で、議員総数(26人)に占める女性の割合は11.5%となっている。

なお、県内の市町村議会議員の在籍状況をみると、平成30年12月31日現在で女性は60人(前年56人)で、市議会が44人(前年41人)、町村議会が16人(前年15人)となっている。また、議員総数に占める女性の割合は8.8%(前年8.1%)で、市議会が10.8%(前年10.0%)、町村議会が5.7%(前年5.4%)となっている。

一方、全国の市(区)町村議会議員に占める女性の割合は、平成30年12月31日現在で、市(区)議会は15.3%(前年14.9%)、町村議会は10.0%(前年9.9%)となっている。



(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」)

## (2) 審議会等への女性の参画状況

### ア 各種委員会等委員における女性の参画状況

本市における各種委員会等の状況をみると、平成31年3月31日現在において、委員会等の総数6のうち、女性が1人以上属している委員会等の数は3（前年3）で、委員会等の総数に占める割合は50.0%（前年50.0%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、委員総数56人（前年55人）のうち女性は8人（前年8人）で、委員総数に占める割合は14.3%（前年14.5%）となっている。

なお、県内市町村における各種委員会等の委員の在職状況をみると、平成31年3月31日現在で委員総数に占める女性の割合は15.4%（前年15.5%）で、市が15.5%（前年15.1%）、町村が15.4%（前年16.1%）となっている。

\*各種委員会とは、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

#### （本市の各種委員会等における状況（平成31年3月31日現在））

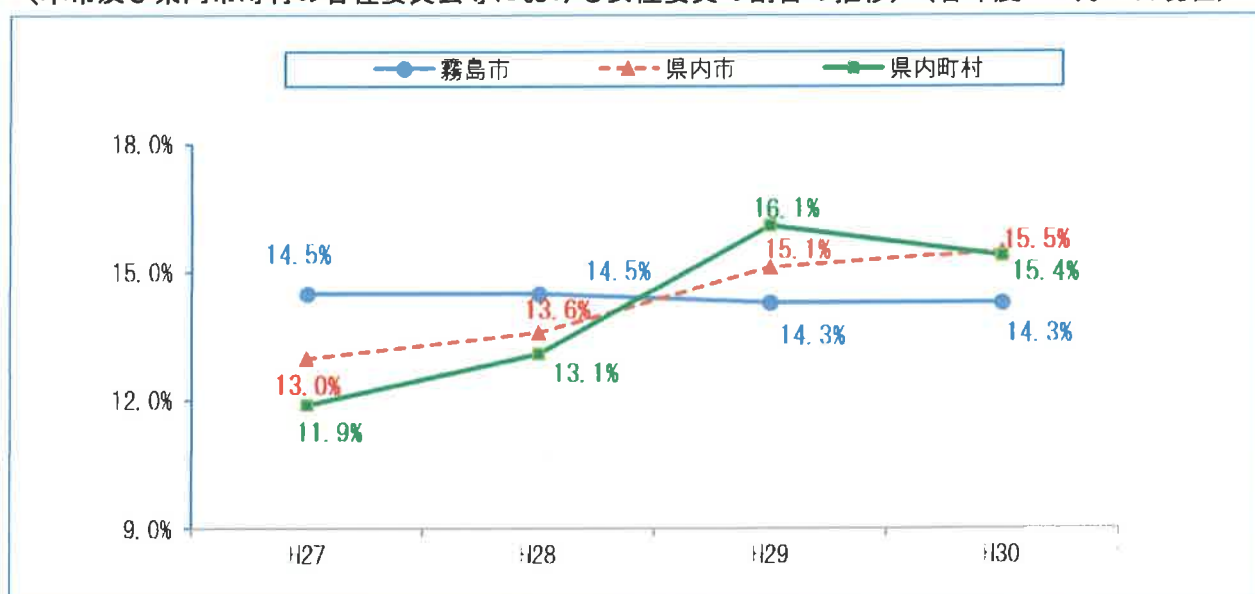
区分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
本市	6	3	50.0%	56	8	14.3%

#### （県内市町村の各種委員会等における状況（平成31年3月31日現在））

区分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
県内市	106	58	54.7%	697	108	15.5%
県内町村	119	61	51.3%	638	98	15.4%
合計	225	119	52.9%	1,335	206	15.4%

（県男女共同参画室調べ）

#### （本市及び県内市町村の各種委員会等における女性委員の割合の推移）（各年度：3月31日現在）



（県男女共同参画室調べ）

イ 本市の審議会等委員における女性の参画状況

本市における審議会等の状況をみると、令和2年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等の数は52で、審議会等の総数53に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は、98.1%（前年96.2%）となっている。次に、委員の在職状況をみると、女性は189人（前年202人）で、委員総数に占める女性の割合は30.0%（前年30.0%）となっている。

なお、県内市町村における審議会等の状況をみると、平成31年3月31日現在で、審議会等の総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は86.1%（前年84.2%）で、市が88.7%（前年86.2%）、町村が80.7%（前年80.4%）となっている。また、委員総数に占める女性の割合は24.5%（前年24.5%）で、市が26.2%（前年26.2%）、町村が20.2%（前年20.7%）となっている。

\* 審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づき、法律、政令及び条例により設置されている附属機関並びに各自治体の規則や要綱等により設置されている協議会等をいう。

（本市の審議会等における状況（令和2年3月31日現在））

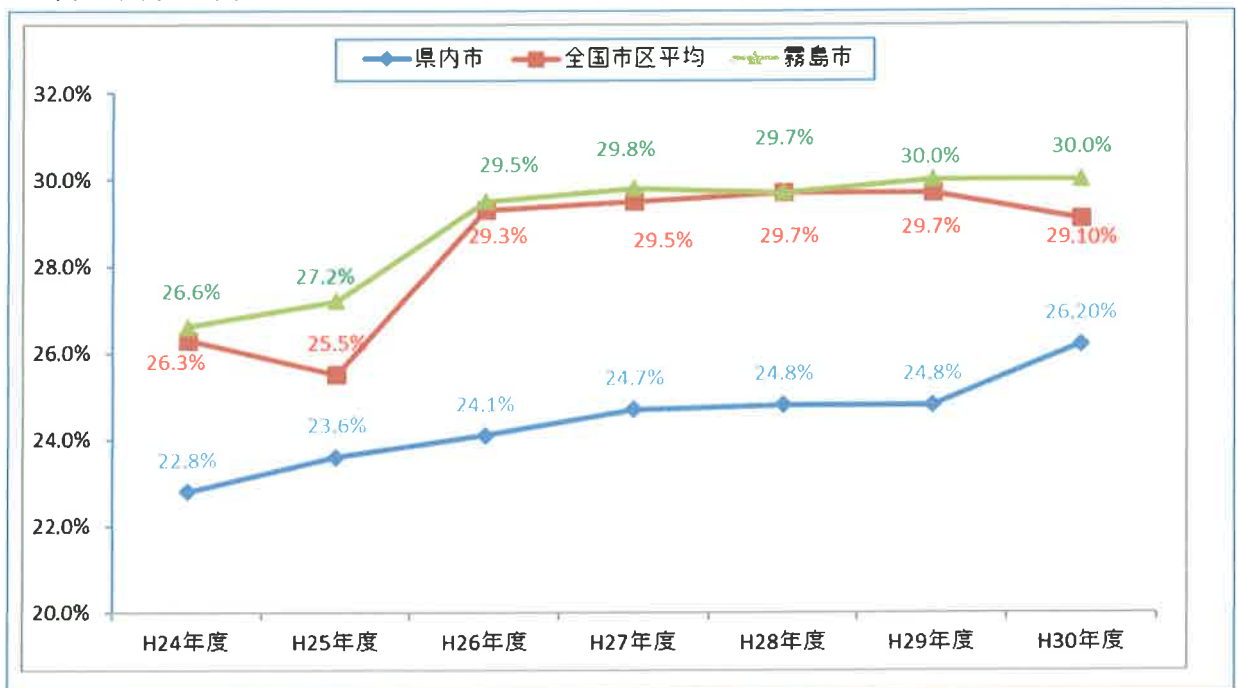
区分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
霧島市	53	52	98.1%	629	189	30.0%

（県内市町村の審議会等における状況（平成31年3月31日現在））

区分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
市	1,026	910	88.7%	16,476	4,323	26.2%
町村	509	411	80.7%	6,848	1,380	20.2%
市町村計	1,535	1,321	86.1%	23,324	5,703	24.5%

（県男女共同参画室調べ）

（市の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の推移）



（内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）



ウ 本市の審議会等委員における女性の参画状況

○ 附属機関等における女性委員の割合の推移

各年度3月31日現在

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
実績値A	22.8%	24.5%	24.9%	26.6%	27.2%	29.5%	29.8%	29.7%	30.0%	30.0%	30.0%
目標値B	25.0%	27.0%	29.0%	31.0%	33.0%	35.0%	37.0%	39.0%	40.0%	40.0%	40.0%
A-B	-2.2%	-2.5%	-4.1%	-4.4%	-5.8%	-5.5%	-7.2%	-9.3%	-10.0%	-10.0%	-10.0%

○ 各附属機関等における女性委員の登用状況

令和2年3月31日現在

審議会等名称	主管課	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)
1 霧島市青少年問題協議会	市民活動推進課	8	2	25.0%
2 霧島市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	5	1	20.0%
3 霧島市個人情報保護審議会	総務課	5	1	20.0%
4 霧島市防災会議	安心安全課	41	1	2.4%
5 霧島市国民保護協議会	安心安全課	37	4	10.8%
6 霧島市安心安全まちづくり推進協議会	安心安全課	15	5	33.3%
7 霧島市交通安全対策会議	安心安全課	7	4	57.1%
8 霧島市交通災害共済審査会	安心安全課	6	1	16.7%
9 霧島市入札等監視委員会	工事契約検査課	3	1	33.3%
10 霧島市男女共同参画審議会	企画政策課	13	6	46.2%
11 霧島市行政改革推進委員会	企画政策課	8	2	25.0%
12 霧島市市民活動促進委員会	市民活動推進課	8	2	25.0%
13 霧島市ケーブルテレビ放送運営委員会	情報政策課	10	2	20.0%
14 霧島市環境対策審議会	環境衛生課	15	6	40.0%
15 霧島市人権啓発推進まちづくり会議	市民課	17	5	29.4%
16 霧島市隼人権啓発センター運営審議会	市民課	13	2	15.4%
17 霧島市国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	7	50.0%
18 霧島市民生委員推薦会	保健福祉政策課	6	3	50.0%
19 霧島市要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	15	3	20.0%
20 霧島市子ども・子育て会議	子育て支援課	15	10	66.7%
21 霧島市高齢者施策委員会	長寿・障害福祉課	15	7	46.7%
22 霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	健康増進課	14	2	14.3%
23 霧島市予防接種健康被害調査委員会	健康増進課	5	0	0.0%
24 自殺対策検討委員会	健康増進課	13	3	23.1%
25 食育推進検討委員会	健康増進課	13	8	61.5%
26 母子保健検討委員会	健康増進課	9	5	55.6%
27 歯科保健専門委員会	健康増進課	14	5	35.7%
28 予防接種専門委員会	健康増進課	9	1	11.1%
29 霧島市立医師会医療センター管理運営委員会	健康増進課	12	2	16.7%
30 霧島市都市計画審議会	都市計画課	15	6	40.0%
31 霧島市景観審議会	都市計画課	9	2	22.2%
32 霧島市公共下水道事業運営委員会	下水道課	13	3	23.1%
33 霧島市教育委員会外部評価委員会	教育総務課	5	2	40.0%
34 霧島市教育支援委員会	学校教育課	11	7	63.6%
35 霧島市いじめ問題対策委員会	学校教育課	8	4	50.0%
36 霧島市スポーツ推進審議会	スポーツ・文化振興課	10	4	40.0%
37 霧島市学校給食運営審議会	学校給食課	14	5	35.7%
38 霧島市公民館運営審議会(7地区分)	社会教育課	13	6	46.2%
39 霧島市社会教育委員	社会教育課	13	6	46.2%
40 霧島市文化財保護審議会	社会教育課	12	4	33.3%
41 霧島市立図書館協議会	国分図書館	10	8	80.0%
42 霧島市メディアセンター運営委員会	メディアセンター	6	3	50.0%
43 霧島市営温泉供給事業運営協議会	霧島総合支所市民生活課	6	2	33.3%
44 霧島市空家等対策協議会	建築指導課	12	2	16.7%
45 霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会	財産管理課	6	1	16.7%
46 霧島市行政不服審査会	総務課	5	1	20.0%
47 霧島市中小零細企業振興会議	商工振興課	15	2	13.3%
48 霧島市農村地域工業導入促進対策協議会	商工振興課	8	3	37.5%
49 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会	環境衛生課	14	6	42.9%
50 霧島市ふるさと創生有識者会議	企画政策課	15	5	33.3%
51 霧島市障害者自立支援協議会	長寿・障害福祉課	15	3	20.0%
52 霧島市教育福祉連携地域運営協議会	学校教育課	11	2	18.2%
53 鹿児島空港周辺地域環境整備委員会	地域政策課	18	1	5.6%
合計		629	189	30.0%

### (3) 行政への女性の参画状況

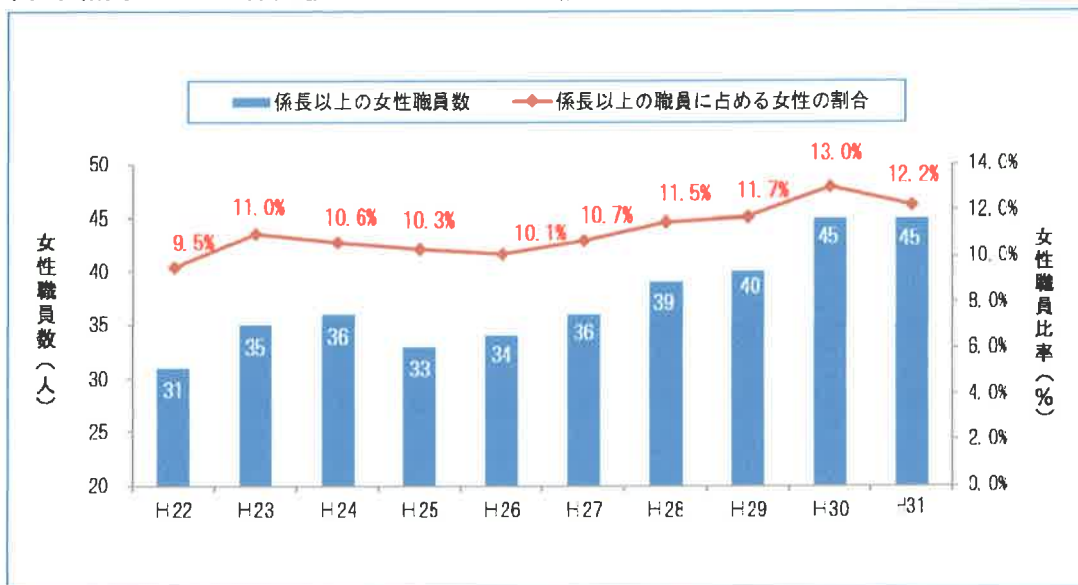
#### ア 本市職員における女性の登用状況

市職員における職員の在職状況をみると、平成31年4月1日現在で女性職員は272人（前年276人）、職員総数に占める女性の割合は24.8%（前年25.1%）となっている。

また、係長級以上の職員の在職状況をみると、女性は45人（前年45人）で、係長級以上の職員に占める女性の割合は12.2%（前年13.0%）、課長級以上の職員の在籍状況は4人（前年6人）で、課長級以上の職員に占める女性の割合は4.8%（前年7.0%）となっている。

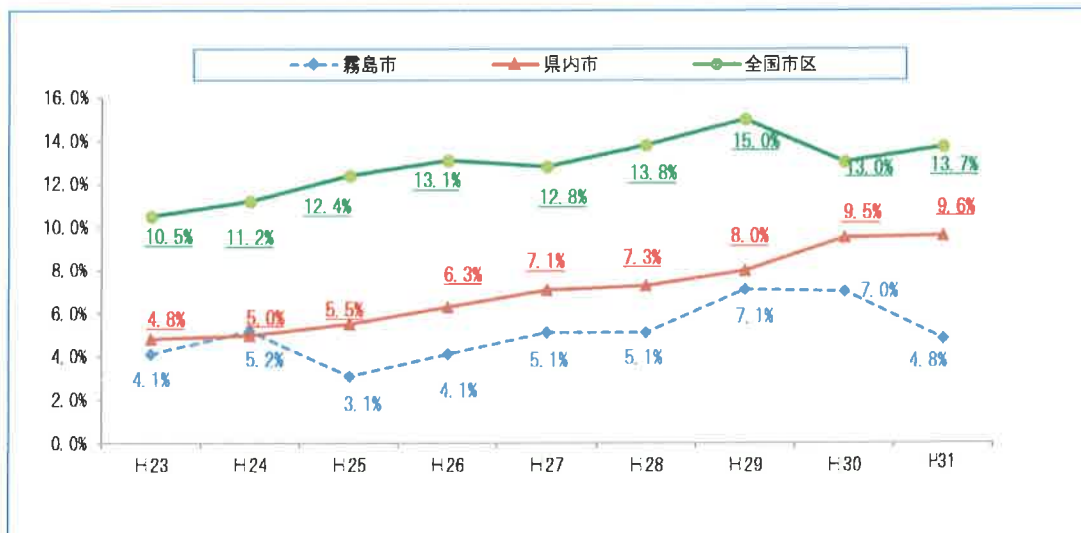
なお、平成31年4月1日現在で、県内の市町村における係長級以上の職員に占める女性の割合は、市は15.8%、町村は20.1%であり、課長級以上の職員に占める女性の割合は、市は9.6%、町村は8.7%となっている。

(本市職員における係長級以上の女性職員の推移（各年度4月1日現在）)



(市市民課調べ)

(本市、県内市及び全国市の管理職（課長級以上）における女性の割合の推移)



(地方公共団体に関する男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、市市民課調べ)

#### (4) 自治会における女性の参画状況

本市の自治会組織における女性の参画状況をみると、令和元年5月1日現在で女性の自治会長は89人（前年89人）、自治会長の総数847人に占める女性の自治会長の割合は10.5%（前年10.4%）となっている。

なお、県内の自治会、区会、町内会、公民会などの自治会組織における代表者総数に占める女性の割合は、令和元年5月1日現在で6.6%となっている。

#### (本市の自治会長の総数に占める女性の割合の推移)



(市市民課調べ)

#### (県内の自治会組織における女性の参画状況（令和元年5月1日現在）)

区分	総数	うち女性	割合
市	5,514人	359人	6.5%
町村	1,319人	92人	7.0%
計	6,833人	451人	6.6%

(県男女共同参画室調べ)

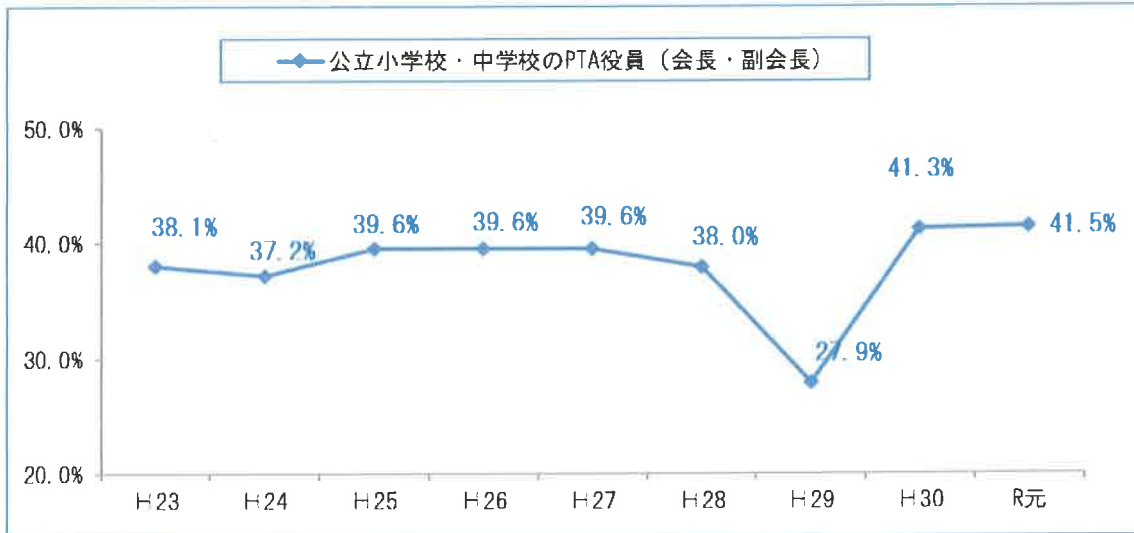
#### (5) P T Aにおける女性の参画状況

本市の公立小学校・中学校のP T Aの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、令和元年6月1日現在で41.5%（前年41.3%）であり、そのうち会長は8.5%（前年6.4%）、副会長は52.5%（前年51.6%）となっている。

なお、令和元年6月1日現在における県内の公立小学校・中学校のP T Aの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、40.9%（前年40.1%）であり、そのうち会長は7.1%（前年7.9%）、副会長は51.3%（前年50.4%）となっている。



(本市の公立小学校・中学校のPTAの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合の推移)



(市市民課調べ)

(本市の公立小学校・中学校のPTAにおける状況（令和元年6月1日現在）) (単位：人、%)

区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
本市	188	78	41.5	47	4	8.5	141	74	52.5

(県内の公立小学校・中学校のPTAにおける状況（令和元年6月1日現在）)

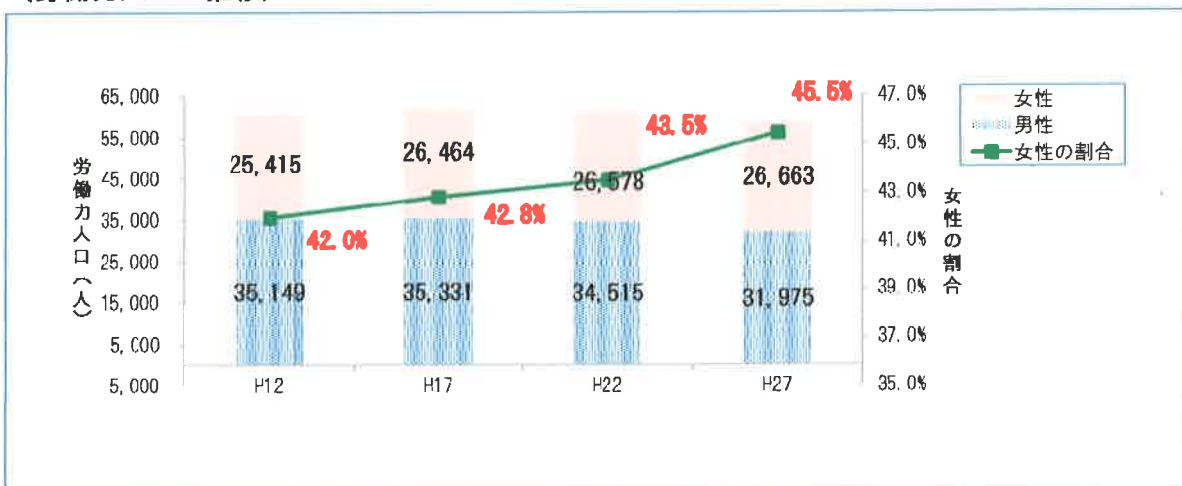
区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
市	2,312	1,034	44.7	505	36	7.1	1,807	998	55.2
町村	733	212	28.9	211	15	7.1	522	197	37.7
計	3,045	1,246	40.9	716	51	7.1	2,329	1,195	51.3

(県男女共同参画室調べ)

(6) 労働力人口

本市における労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）全体に占める女性の割合は、平成27年10月1日現在で45.5となっており、前々回調査時（平成17年）から2.7ポイント、前回調査時（平成22年）から2.0ポイント上昇している。

(労働力人口の推移)

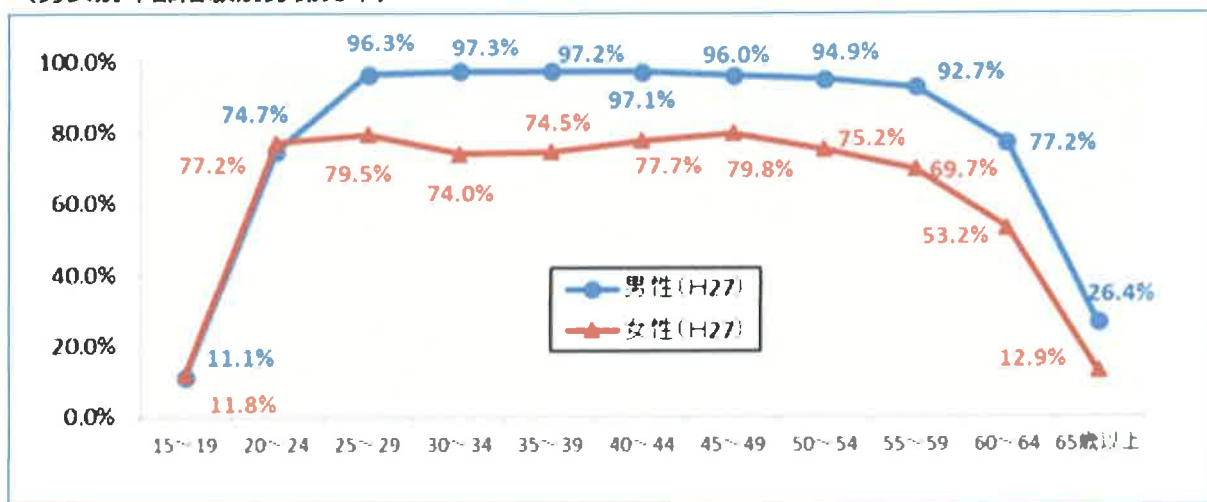


(総務省「国勢調査」)

### (7) 労働力率

本市における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大きな変化がないものの、女性は30歳代を低とするM字型となっており、結婚、出産、子育て期に離職している。

#### (男女別年齢階級別労働力率)

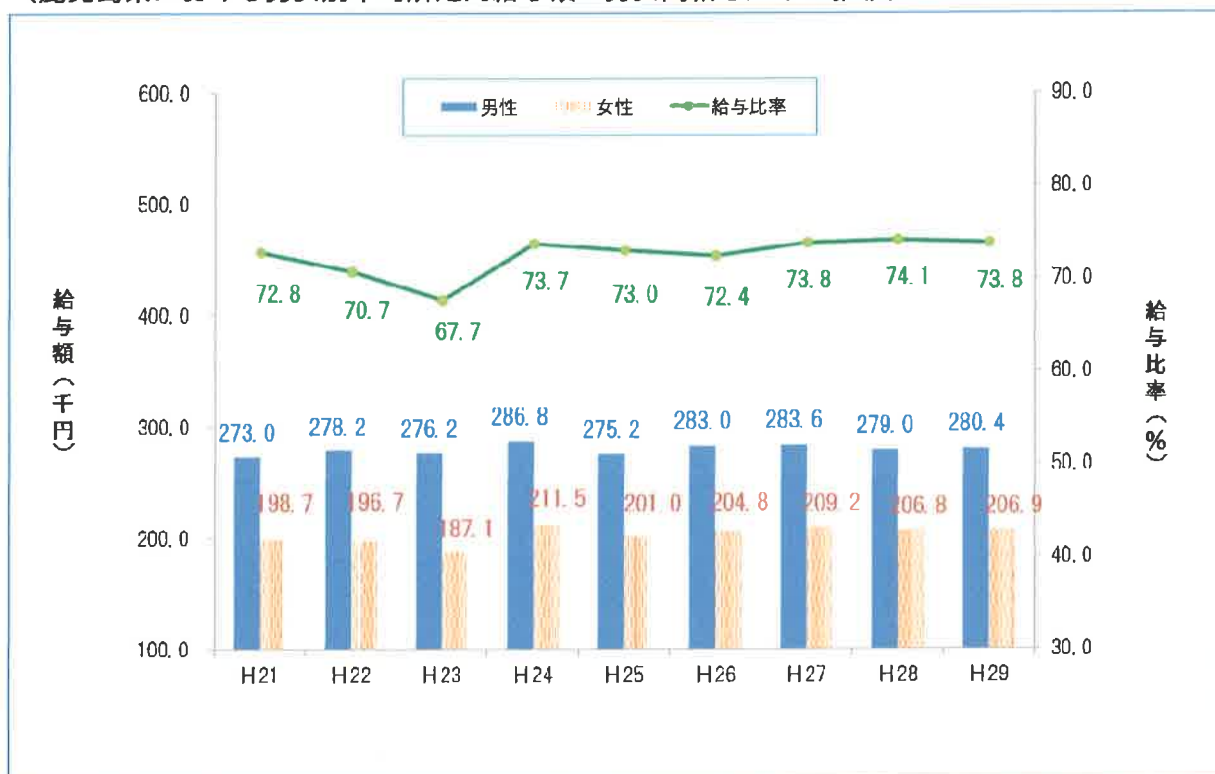


(総務省「平成27年国勢調査」)

### (8) 賃金(参考値)

県内の民営事業者における一般労働者の賃金(平均所定内給与額)の状況をみると、平成29年6月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は73.8%(前年74.1%)となっている。

#### (鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移)



(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(9) 市内事業所の状況

① 市内の事業所における課長級以上の職員に占める女性の割合

平成29年度企業実態調査\*によると、市内事業所における課長級以上の職員に占める女性の割合は18.3%（前年13.9%）となっている。役職別でみると、役員・事業主30.5%、部長相当職10.7%、課長相当職11.8%となっている。

なお、産業分類別では、「医療・福祉分野」、「教育・学習支援業」が高い割合となっている。

(市内事業所における産業分類別の女性管理職の状況)

業種区分	集計事業所数	役員・事業主 ①			部長相当職 ②			課長相当職 ③			係長相当職 ④			合計(①+②+③+④)			参考(平成28年度)		
		男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率	男女計	女性	登用率
①農業、林業、漁業	1	4	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	8	0	0.0%	—	—	—
②鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③建設業	11	40	14	35.0%	14	2	14.3%	10	0	0.0%	11	3	27.3%	75	19	25.3%	98	17	17.3%
④製造業	14	15	4	26.7%	17	0	0.0%	47	2	4.3%	35	2	5.7%	114	8	7.0%	505	22	4.4%
⑤電気、ガス、熱供給、水道業	1	3	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	6	0	0.0%	13	0	0.0%	8	0	0.0%
⑥情報通信業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦運輸業、郵便業	6	14	2	14.3%	22	0	0.0%	44	6	13.6%	48	4	8.3%	128	12	9.4%	32	3	9.4%
⑧卸売業、小売業	7	11	2	18.2%	5	0	0.0%	10	0	0.0%	19	12	63.2%	45	14	31.1%	63	10	15.9%
⑨金融業、保険業	2	1	0	0.0%	1	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	10	0	0.0%	20	5	25.0%
⑩不動産業、物品賃貸業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	33.3%
⑪学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137	3	2.2%
⑫宿泊業、飲食サービス業	2	5	1	20.0%	4	0	0.0%	2	0	0.0%	5	5	100.0%	16	6	37.5%	48	6	12.5%
⑬生活関連サービス業、娯楽業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑭教育、学習支援業	2	4	3	75.0%	2	1	50.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	8	5	62.5%	29	17	58.6%
⑮医療、福祉	6	18	8	44.4%	8	5	62.5%	13	9	69.2%	16	13	81.3%	55	35	63.6%	142	83	58.5%
⑯複合サービス業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑰サービス業(他に分類されないもの)	7	12	5	41.7%	5	0	0.0%	6	0	0.0%	4	2	50.0%	27	7	25.9%	12	0	0.0%
⑱不明	1	1	0	0.0%	3	1	33.3%	4	0	0.0%	6	1	16.7%	14	2	14.3%	81	9	—
合計	60	128	39	30.5%	84	9	10.7%	144	17	11.8%	157	43	27.4%	513	108	21.1%	1,178	176	14.9%

(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

1 調査時点

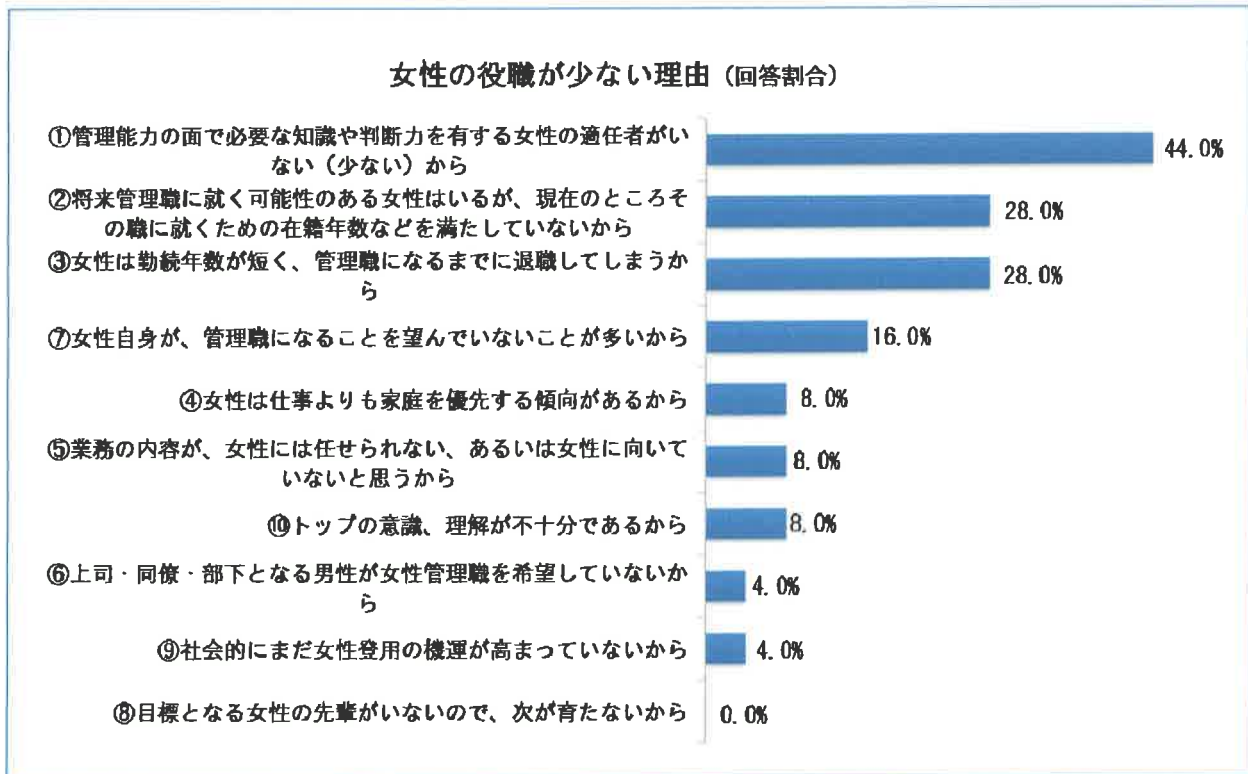
平成29年12月1日現在

2 事業所からの回答状況

- ① 調査対象事業所数 …100事業所
- ② 回答事業所数(回答率) …60事業所(60.0%)

## ② 女性管理職が少ない理由

平成29年度企業実態調査によると、女性管理職が少ない理由として「管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者がいない（少ない）」（44.0%）という回答が最も多かった。



（平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査）

## ③ ポジティブ・アクションの認知度

平成29年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの認知度は、「言葉は聞いたことはあるが内容はあまり知らない」（41.4%）までの割合が一番高く、内容を理解しているレベル（「よく知っている」、「ある程度知っている」の合計）は約3割となっている。

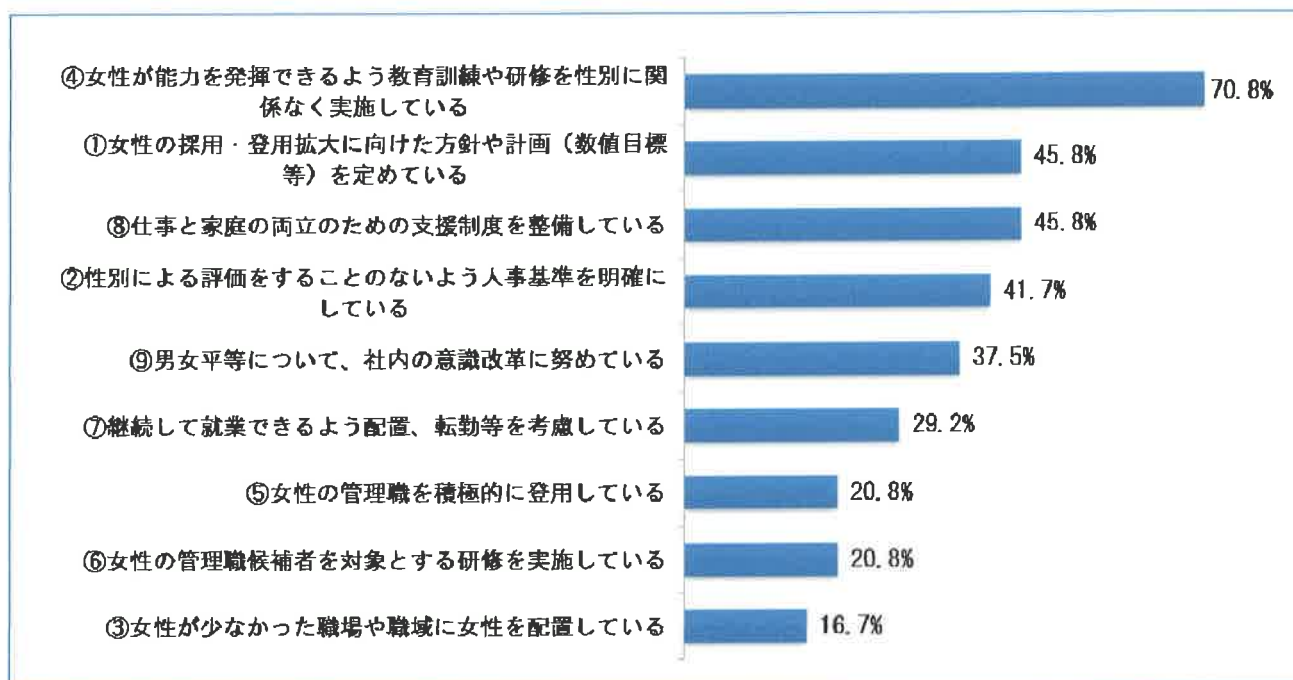
選択肢	回答数
よく知っている	5
ある程度知っている	13
言葉は聞いたことはあるが内容はあまり知らない	24
まったく知らない	16

ポジティブ・アクションの認知度



#### ④ ポジティブ・アクションの取組内容

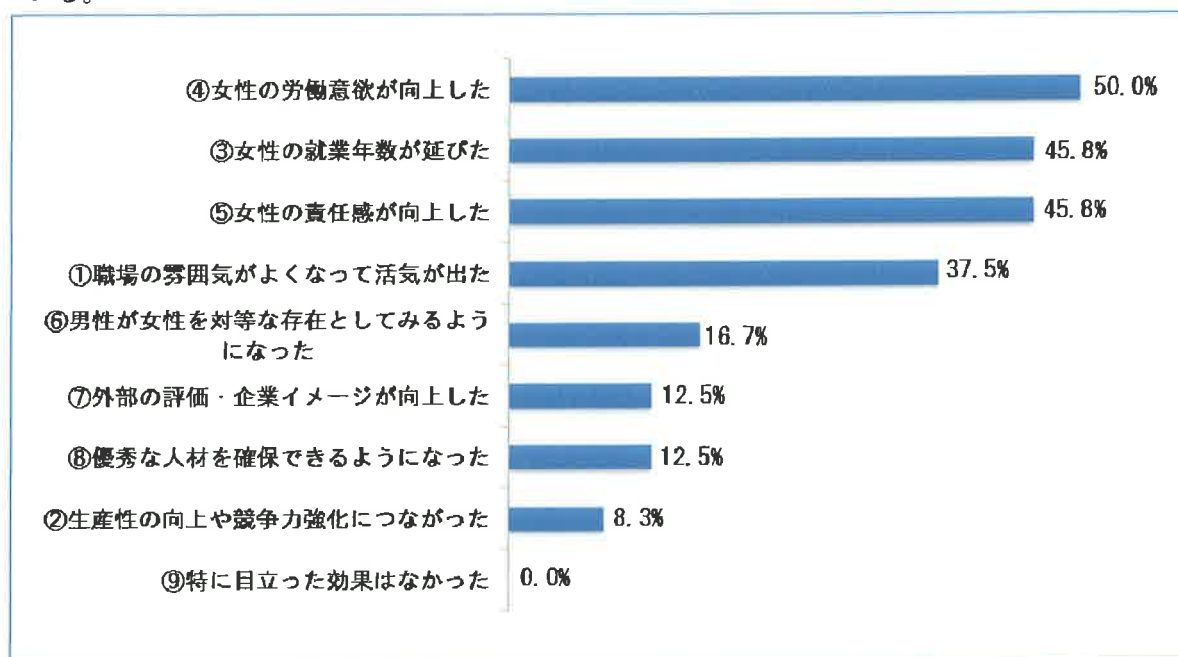
平成 29 年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの取組内容として、「女性が能力を発揮できるよう教育訓練や研修を性別に関係なく実施している」が 70.8.%と最も多く、「女性が少なかった職場や職員に女性を配置している」が 16.7%と最も少なかった。



(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

#### ⑤ ポジティブ・アクションの取組の効果

平成 29 年度企業実態調査によると、ポジティブ・アクションの取組の効果として、「女性の労働意欲が向上した」「女性の就業年数が延びた」「女性の責任感が向上した」が高い割合を占めている。

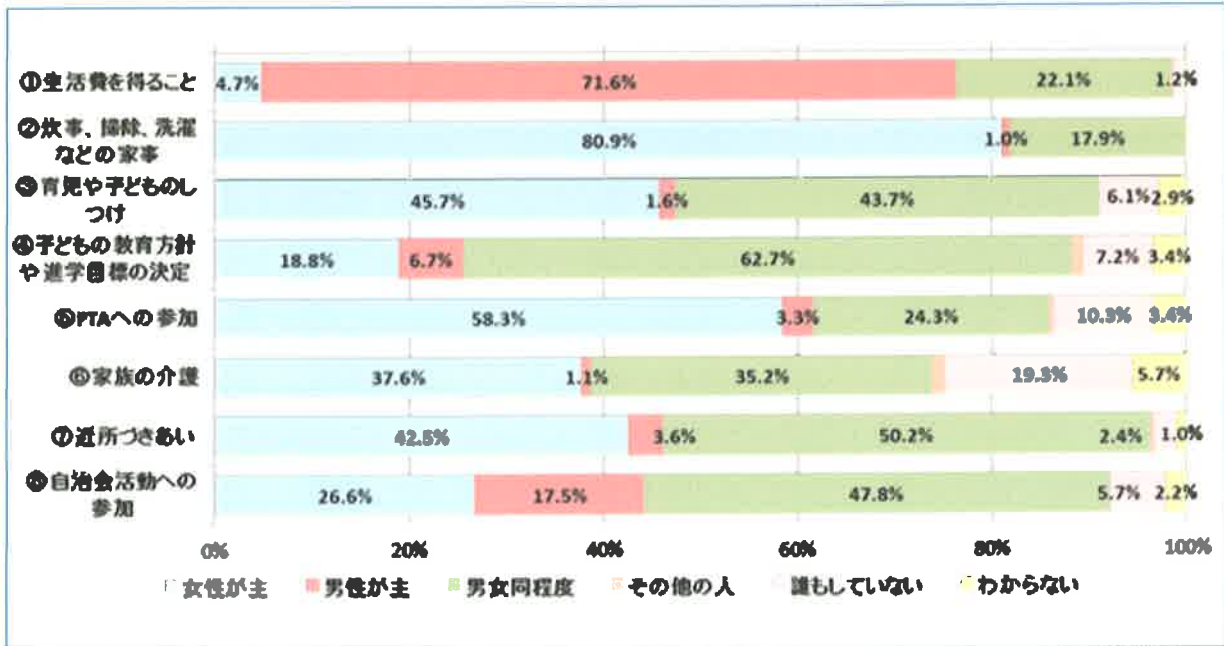


(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)



(10) 日常生活における性別分担

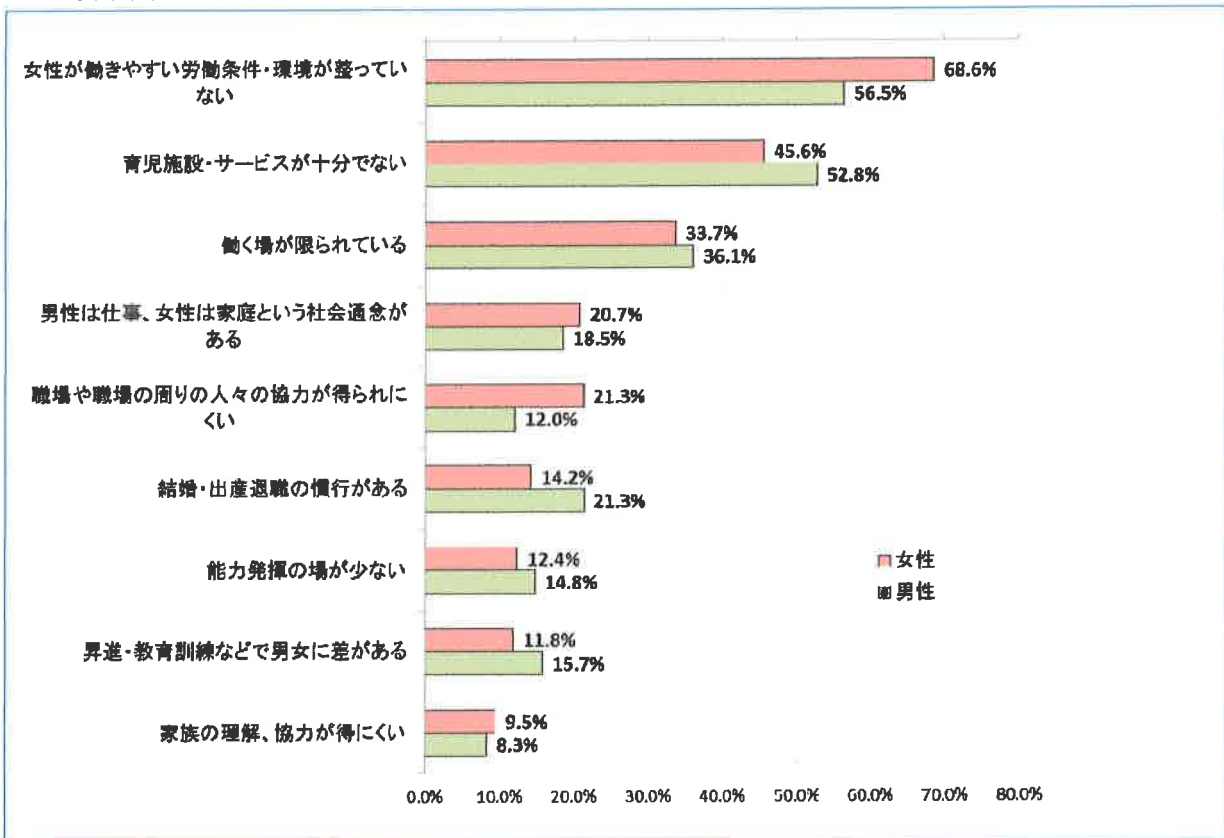
市民意識調査によると、「炊事、掃除、洗濯などの家事」80.9%、「PTAへの参加」58.3パーセントで「主に女性」が担っている割合が高い。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(11) 女性が働きにくいと思う理由 N=277 (男性=108 女性=169)

市民意識調査によると、女性が働きにくいと思う理由として、多くの方が、「女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない」、「育児施設・サービスが十分でない」を挙げている。



(平成28年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(12) 育児休業制度の導入状況

平成29年度企業実態調査によると、育児休業の利用率は、女性が95.1%、男性が14.0%であった。

区 分	出産した女性従業員	配偶者が出産した男性従業員
全体人数 A	41 人	43 人
内、育児休業を取得している人数 B	39 人	6 人
育児休業取得率 B÷A	95.1%	14.0%

(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

2 事業実施状況

施策の方向 (1) 行政分野における女性の参画の推進

具体的施策① 附属機関等委員への女性の登用の促進

男女共同参画の視点	<p>あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要である。</p> <p>市の政策決定に、女性のニーズや視点を反映させるという観点から、第2次霧島市男女共同参画計画に定める女性委員の登用目標値の達成に向け、全庁あげて計画的な登用促進を図る必要がある。</p>												
主な取組	<p>① 「附属機関等の委員の選任に係るポジティブ・アクション(例)」を、関係部署の長に示し女性委員の登用へ促進した。(関係各課)</p> <p>≪附属機関等の委員の選任に係るポジティブ・アクション(例)≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選任種別</th> <th>積極的改善措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員構成</td> <td>団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>学識経験</td> <td>専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>市民公募</td> <td>全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>その他市長が必要と認めるもの</td> <td>全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table>	選任種別	積極的改善措置の内容	委員構成	団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。	団体推薦	団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。	学識経験	専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。	市民公募	全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。	その他市長が必要と認めるもの	全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。
選任種別	積極的改善措置の内容												
委員構成	団体推薦、団体職指定、学識経験及び行政関係の区分に女性が少ない場合、市民公募の区分を増やすことにより、女性を登用するよう努めること。												
団体推薦	団体の長や役員に限定した推薦依頼をしている場合、長や役員に限定せず女性の推薦を依頼することにより、女性を登用するよう努める。												
学識経験	専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連ある領域にまで範囲を広げることにより、女性を登用するよう努める。												
市民公募	全体として女性が少ない場合、男性と女性がほぼ同じ能力で残ったときは、女性を登用するよう努める。												
その他市長が必要と認めるもの	全体として女性が少ない場合、男女共同参画の観点から、女性委員を登用するよう努める。												

具体的施策② 女性職員の登用等の促進

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要である。</p> <p>市職員の採用及び管理職への登用については、地方公務員法に定める平等取扱と成績主義の原則に基づきながら、女性職員の職域拡大や能力開発にも配慮して積極的な登用に努める必要がある。</p> <p>② 市の政策決定に、女性のニーズや視点を反映させるという観点から、第2次霧島市男女共同参画計画に定める女性委員の登用目標値の達成に向け、全庁あげて計画的な登用促進を図る必要がある。</p> <p>また、女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を通じた「仕事と生活の調和」やパートナーである男性の子育て・介護等への参画の実現が必要である。</p>									
<p>主な取組</p>	<p>① 女性職員の能力開発を図るべく、庁内研修のほか、女性職員を長期研修に派遣した。(総務課)</p> <p>(女性職員の長期派遣研修)</p> <table border="1" data-bbox="400 1055 1401 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 27名</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 37名</li> <li>■国際文化アカデミー 1名</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>長期派遣 研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地方公共団体情報システム機構 1名</li> <li>■鹿児島県始良・伊佐地域振興局 1名</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■自治大学校 1名</li> <li>■岐阜県海津市 1名</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 女性が組織の中で活躍し、いかにキャリアを積んでいくかについて学ぶ「キャリアアップ研修」を実施。 (主任主事、主事、主事補級女性職員：42人)</p> <p>③ 性別を問わない職員配置を実施した。(総務課) 男女いずれか一方の性のみの課等の割合(22.9%) 《男女いずれか一方しか存在しない課等(17課)/全課等(74課)》</p> <p>④ 令和2年4月1日付け人事異動において、管理職(課長級)へ新たに女性職員2人を登用した。(総務課)</p>		H30	R元	派遣研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 27名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 37名</li> <li>■国際文化アカデミー 1名</li> </ul>	長期派遣 研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地方公共団体情報システム機構 1名</li> <li>■鹿児島県始良・伊佐地域振興局 1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自治大学校 1名</li> <li>■岐阜県海津市 1名</li> </ul>
	H30	R元								
派遣研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 27名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村アカデミー 1名</li> <li>■自治研修センター 37名</li> <li>■国際文化アカデミー 1名</li> </ul>								
長期派遣 研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地方公共団体情報システム機構 1名</li> <li>■鹿児島県始良・伊佐地域振興局 1名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自治大学校 1名</li> <li>■岐阜県海津市 1名</li> </ul>								



(令和2年4月1日現在)

区分	総数(人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	うち一般行政職		
				総数 (人)	うち女性 (人)	女性比率(%)
部長級	12	0	0.0	10	0	0.0
次長級	10	0	0.0	8	0	0.0
課長級	64	4	6.3	53	3	5.7
管理職計	86	4	4.7	71	3	4.2
補佐級	166	24	14.5	105	16	15.2
係長級	150	26	17.3	106	17	16.0
合計	402	54	13.4	282	36	12.8

- ⑤ 女性受験者拡大に向けて、女性を主人公にしたポスターを作製し、PRした。(総務課)

## 施策の方向(2) 雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進

具体的施策① 男女雇用機会均等法等法令や諸制度の普及・啓発

- ② 事業者における女性の参画の促進
- ③ 女性の就労状況の把握

男女共同  
参画の視点

① 就業は生活の基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。

男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。

また、女性の能力発揮を促進する観点から、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業への支援が必要である。

② 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加の促進が求められており、今後の経済成長の源泉となり得る新たな需要の創造を推し進める必要がある。女性の活躍を本市の活性化につなげるため、性別による固定的な役割分担意識の解消を図りながら、女性の能力発揮促進を支援するとともに、女性の起業に対する支援等、女性の潜在力を活かすための取組を進める必要がある。

<p>主な取組</p>	<p>① 鹿児島県労働委員会の労働無料相談会について、市報やホームページにて広報を行った。また同委員会が実施している労使間の労働に関するトラブル解決「あっせん」のチラシを商工振興課窓口に設置した。（商工振興課）</p> <p>② 総合評価落札方式による入札において、女性技術者の雇用を加点項目として、12件の入札を実施した。（工事契約検査課）</p> <p>③ 広報誌において、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の風景やワークの各コーナーで女性の活躍を紹介した。</li> <li>・お知らせコーナーで、男女共同参画の講座や相談事業等の情報を掲載した。</li> <li>・男女共同参画に関する情報をホームページに掲載するとともにFMきりしまの市政情報番組で紹介した。（秘書広報課）</li> </ul>
-------------	--

具体的施策④ 女性雇用労働者の母性健康管理の支援

⑤ ハラスメント防止の取組

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>就業は生活の基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。</p> <p>男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① 妊娠中の女性労働者に対し、母子健康手帳の交付時に「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知を図った。（すこやか保健センター）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 「母性健康管理指導事項連絡カード」</p> <p>妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカード</p> </div> <p>② ハラスメント防止対策の一環として、介護施設職員を対象とした出前講座を開催した。（市民課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エスプリ鹿児島（令和元年10月31日 開催）</li> <li>・ 「ストップ！セクハラ講座」 参加者：17名</li> </ul>

具体的施策⑥ 女性を対象とした労働に関する相談体制の充実

男女共同参画の視点	雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな関係法令が整備されているが、現状では、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれているさまざまな状況があるため、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた情報提供や相談体制が必要である。												
主な取組	<p>① DVをはじめ、様々な人権侵害を受けて苦しんでいる女性の相談を受けるため「女性のための無料相談」を毎月開催した。（市民課）</p> <p>&lt;国分会場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所：霧島市働く女性の家</li> <li>・日 時：毎月第2土曜日</li> <li>・被相談者：臨床心理士（メンタルケア研究会・コロソン）</li> </ul> <p>&lt;隼人会場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所：隼人市民サービスセンター</li> <li>・日 時：毎月第4火曜日</li> <li>・被相談者：霧島市女性相談員</li> </ul> <table border="1" data-bbox="469 958 1177 1111" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>91件</td> <td>95件</td> <td>88件</td> </tr> <tr> <td>うちDVに関する相談</td> <td>5件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	相談件数	91件	95件	88件	うちDVに関する相談	5件	3件	3件
年 度	H29	H30	R元										
相談件数	91件	95件	88件										
うちDVに関する相談	5件	3件	3件										

具体的施策⑦ 非正規労働者への支援

男女共同参画の視点	働き方の多様化が進む中で、労働者が、その価値観やライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう、関係法令の広報等、必要な情報提供を行う必要がある。
主な取組	<p>① 最低賃金の改正や鹿児島県労働委員会の労働無料相談について、市報やホームページにて広報を行った。また、労使間の労働に関するトラブル解決あっせんのチラシ等を商工振興課窓口及び働く女性の家に設置した。</p> <p>無期転換ルールについて、ホームページにて広報を行った。</p> <p style="text-align: right;">（商工振興課）</p>

施策の方向(3) 自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

具体的施策① 農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな関係法令が整備されているが、自営業者など雇用以外の就労者の場合、そのような関係法令が整備されていない。そのため、女性が自営業において家族従業者として働いている場合には、働く場と生活の場が一体化しているために、労働と家事等の負担が大きくなりがちである。</p> <p>近年、主に農業経営において、家族間で経営方針、労働報酬、休日及び労働時間等について協議し、合意した事項を書面などで取り決める「家族経営協定」や認定農業者になるための「農業経営改善計画の申請」が普及しつつあり、市は、こうした自営業で働く男女が、共に能力を発揮し、生産や経営に共同して参画できるよう情報提供等の必要な支援を行っていく必要がある。</p>																
<p>主な取組</p>	<p>① 家族経営協定の推進については、これまでと同様、県の技術普及員や市の経営専門指導員の戸別巡回において「農村漁村の経営は、家族の話し合いと男女の共同参画により充実・成長する」ことを説明し、令和元年度は10件の締結があった。（農政畜産課）</p> <table border="1" data-bbox="470 1010 1190 1108"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族経営協定締結数</td> <td>78家族</td> <td>82家族</td> <td>92家族</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 農業経営改善計画作成支援時において、夫婦等の共同申請に関する情報提供を実施した。（農政畜産課）</p> <table border="1" data-bbox="470 1301 1343 1400"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業経営改善計画の夫婦等共同申請数</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	家族経営協定締結数	78家族	82家族	92家族	年 度	H29	H30	R元	農業経営改善計画の夫婦等共同申請数	1件	1件	0件
年 度	H29	H30	R元														
家族経営協定締結数	78家族	82家族	92家族														
年 度	H29	H30	R元														
農業経営改善計画の夫婦等共同申請数	1件	1件	0件														

具体的施策② 商工業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな関係法令が整備されているが、自営業者など雇用以外の就労者の場合、そのような関係法令が整備されていない。そのため、女性が自営業において家族従業者として働いている場合には、働く場と生活の場が一体化しているために、労働と家事等の負担が大きくなりがちである。こうした自営業で働く男女が、共に能力を発揮し、生産や経営に共同して参画できるよう情報提供等の必要な支援を行っていく必要がある。</p>
------------------	--

主な取組	① 経営指導員による経営相談を実施した。（商工振興課）		
	相談（税務）指導件数	H30	R元
	霧島市商工会	2,878件	3,062件
	霧島商工会議所	631件	655件

#### 施策の方向（4）再就職、起業等における女性の能力開発と人材育成

##### 具体的施策① 就業継続、再就職の支援

男女共同参画の視点	<p>女性は、結婚や育児等のために職業生活を中断することが多く、再就職に向けてチャレンジしたいという意欲はあっても、就業のための情報やノウハウを十分に有していないことが多い。このように女性は男性と比べて、性別による固定的な役割分担等により、現状では様々な分野においてまだその能力が十分に発揮されていない状況があるため、女性のチャレンジを可能にし、能力発揮の機会を提供するという観点から、再就職等に関心を持っている女性に対する情報提供、相談、学習機会の提供といった支援に取り組む必要がある。</p>
主な取組	<p>① ハローワーク国分発行の「求人情報きりしま」、「子育て応援求人情報」をホームページに毎回掲載した。（商工振興課）</p> <p>② 「マザーズ就職支援セミナー」で保育所等の申込み方法や子育て支援サービス等についての説明を行った。（子育て支援課）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*マザーズコーナーとは 子育てをしながら就職を希望している方に対し、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う。</p> </div>

##### 具体的施策② 職業能力開発及び企業に対する支援

男女共同参画の視点	<p>① あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要である。</p> <p>女性は男性と比べて、様々な分野においてその能力が十分に発揮されていない状況があることから、キャリアアップや社会参画など様々な分野への女性のチャレンジを可能にするため、自分にあった生き方、働き方を考える場や就業への技能取得の機会等様々な支援が必要である。</p>
-----------	--



	<p>② 女性は男性と比べ、職務経験や趣味を生かして、家事と両立しながら柔軟な働き方ができることで起業するという割合が高い。自分にあった生き方、働き方を可能にするため、起業に関する知識や手法に関する情報提供等を実施することが必要である。</p> <p>③ 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加の促進が求められており、今後の経済成長の源泉となり得る新たな需要の創造を推し進める必要がある。女性の活躍を本市の活性化につなげるため、性別による固定的な役割分担意識の解消を図りながら、女性の能力発揮促進を支援するとともに、女性の起業に対する支援等、女性の潜在力を活かすための取組を進める必要がある。</p>						
主な取組	<p>① 女性の能力開発につながるエンパワメントセミナーや地区別セミナーを実施した。（市民課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンパワメントセミナー：参加者9名</li> <li>・地区別セミナー：参加者48名</li> </ul> <p>② 創業に伴う相談やセミナーを開催した。（商工振興課）</p> <p>＜創業支援センター相談実績＞</p> <p>相談件数： 62件（うち創業者：22名）</p> <p>＜創業セミナー実績＞</p> <p>参加者数： 49名（うち創業者：6名）</p> <p>③ 鹿児島県が作成している「新規就農者向けのパンフレット」を窓口カウンターに設置し、また就農相談において必要な情報提供を実施した。</p> <p>霧島市新規就農支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、新規就農の相談から就農開始まで一貫した支援を実施した。（農政畜産課）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農相談件数</td> <td>37件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H30年度	R元年度	新規就農相談件数	37件	15件
年 度	H30年度	R元年度					
新規就農相談件数	37件	15件					

#### 施策の方向（5）子育て・介護基盤整備等の推進

##### 具体的施策① 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの整備

男女共同参画の視点	<p>① 安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考えに立ち、保育所待機児童の解消や子育て支援拠点やネットワークの充実等を推進する必要がある。</p> <p>また、子育てに関する相談に当たっては、相談者のライフスタイルや抱えている悩みは多様であることに留意し、人権尊重の視点に立った対応が必要である。特に、育児に関する問題は、女性だけがその責任や義務を負うわけではなく、男性も共に責任を負い関わっていく問題であり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない観点から対応する必要がある。</p>
-----------	---



主な取組

- ① 就学前の児童で以下の条件に該当する場合に一時預かり事業を実施した。  
(子育て支援課)

(1) 断続的な保育

保護者のパート就労や、技能習得のための職業訓練校への通学、大学就学などによって、家庭での保育が断続的に困難となり、一時的に預けたい場合。

(2) 緊急な保育

保護者の病気や出産、家族の看護や冠婚葬祭などで、家庭での保育が困難となり、一時的に預けたい場合。

(3) リフレッシュ保育

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する(児童を体験的に入所させる場合等を含む。)ために、一時的に預けたい場合。

年 度		H28	H29	H30	R元
私立 保育園	実施箇所	6箇所	7箇所	10箇所	10箇所
	利用者数	461人	896人	1,307人	1,118人
公立 保育園	実施箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	利用者数	97人	90人	74人	146人

(4) 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に、預かり保育を実施する幼稚園等に補助を行う。(延べ人数 95,835人)

- ② 就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えた保育(通常保育時間の終了後、概ね30分・1時間・2時間)を実施した。

年 度		H28	H29	H30	R元
私立 保育園	実施箇所	29箇所	33箇所	36箇所	37箇所
	利用者数	63,754人	65,917人	62,535人	62,909人
公立 保育園	実施箇所	8箇所	7箇所	7箇所	4箇所
	利用者数	1,389人	1,314人	1,673人	1,299人

- ③ 児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で児童を保育する「病児・病後児保育事業」を実施した。

年 度	H28	H29	H30	R元
利用者数	663人	860人	854人	977人

④ 日曜祝日に保護者が勤務等により児童を保育できない場合に休日保育を実施した。

年 度	H28	H29	H30	R元
実施保育園数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用者数	87 人	522 人	985 人	1,306 人

## 具体的施策② 子育て支援体制の整備・充実

男女共同  
参画の視点

① 子育てに関する相談に当たっては、相談者のライフスタイルや抱えている悩みは多様であることに留意し、特に、育児に関する問題は、女性だけがその責任や義務を負うわけではなく、男性も共に責任を負い関わっていく問題であり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない観点から対応する必要がある。

② 安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考えに立ち、保育所待機児童の解消や子育て支援拠点やネットワークの充実等を推進する必要がある。

また、子育てに関する相談に当たっては、相談者のライフスタイルや抱えている悩みは多様であることに留意し、人権尊重の視点に立った対応が必要である。特に、育児に関する問題は、女性だけがその責任や義務を負うわけではなく、男性も共に責任を負い関わっていく問題であり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない観点から対応する必要がある。

主な取組

- ① 家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るため子ども家庭支援室を設置し、相談員3人で相談等に対応した。  
(子育て支援課)

年 度	H30	R元
相談件数	2,101件	1,723件

- ② 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童(原則小学校1年生から6年生の児童が対象)に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援した。(子育て支援課)

年 度	H29	H30	R元
実施施設数	45児童クラブ (民営44、市営1)	47児童クラブ (民営46、市営1)	52児童クラブ (民営51、市営1)
入所児童数	1,675人	1,887人	2,215人

- ③ 子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助の実施等の地域子育て支援センター事業を実施した。(子育て支援課)

年 度	H29	H30	R元
実施場所	7箇所	7箇所	7箇所
利用者数	57,171人	56,259人	50,271人

- ④ ファミリサポートセンター事業を実施する団体に補助金を交付した。  
(子育て支援課)

- ・概要：育児の手助けを受けたい方(依頼会員)と育児の援助ができる方からなる会員組織。育児は提供会員の自宅が原則であり、事業者は依頼会員からの育児内容にあう提供会員の仲介、相談、募集を行う。
- ・登録会員数：348人(R2.3月末現在)
- ・利用件数：148人

- ⑤ 各種育児相談及び親子教室のやり方改善等を実施し、子育てに関する不安や育児負担の軽減を図った。(すこやか保健センター)
- ・相談、健康教室の参加者数：3,700人

- ⑥ 各種乳幼児健診を実施し、子育てに関する不安や育児負担の軽減を図った。  
(すこやか保健センター)
- ・乳幼児健診の参加者：3,047人

### 具体的施策③ 地域住民等の力を活用した介護支援の充実

男女共同参画の視点	高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態及び意識の違いに配慮したきめ細やかな施策の展開が必要である。
主な取組	<p>地域包括支援センター事業の実施（長寿・障害福祉課）</p> <p>① 総合相談業務 ・令和元年度相談件数：1,977件</p> <p>② 権利擁護業務 ・権利擁護に関する相談（再掲）106件＜うち高齢者虐待対応件数：30件＞</p> <p>③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護支援専門員研修会 2回開催（212人参加）</p> <p>④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 ・介護予防支援件数：9,885件 ・介護予防ケアマネジメント件数：6,484件</p>

### 施策の方向（6）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と働き方改革の推進

#### 具体的施策① 仕事と子育て・介護等の両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及

男女共同参画の視点	多様な就業ニーズを踏まえ、性別にかかわらず、職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の利用が促進されるように努めるとともに、特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから働き方の見直しや仕事以外の活動（特に家事・育児・介護など家庭的責任）に関わりやすくするため、広報・啓発を行っていくことが重要である。
主な取組	<p>① 男性の育児休業・育児参加に関するパンフレット等や、かごしま子育て応援企業登録募集に関するチラシ等を商工振興課窓口及び働く女性の家に設置した。</p> <p>（商工振興課）</p>

具体的施策② 男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成

	<p>① 男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を実施していく必要がある。</p> <p>また、男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指して、働き方の見直しなど、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境を整備していく必要がある。</p> <p>② 多様な就業ニーズを踏まえ、性別にかかわらず、職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の利用が促進されるように努めるとともに、特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから働き方の見直しや仕事以外の活動（特に家事・育児・介護など家庭的責任）に関わりやすくするため、広報・啓発を行っていくことが重要である。</p>									
<p>主な取組</p>	<p>① 公民館定期講座において、男性を対象とした料理教室を実施した。 (社会教育課)</p> <table border="1" data-bbox="624 913 1206 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隼人姫城地区公民館</td> <td>16人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>国分公民館</td> <td>30人</td> <td>32人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「子育てガイドブック」等の子育て支援情報を各子育て窓口等に設置し、市ホームページに掲載している「ぐんぐんの木」の子育て支援情報を随時更新した。また、子育て支援ガイドブック「ぐんぐんの木」を作成し、情報を発信した。(子育て支援課)</p>		H30	R元	隼人姫城地区公民館	16人	19人	国分公民館	30人	32人
	H30	R元								
隼人姫城地区公民館	16人	19人								
国分公民館	30人	32人								

具体的施策③ 労働者の余暇活動・自己啓発等の支援

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>① 多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワメントに寄与するため、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の構築を目指し、学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を充実させる必要がある。</p> <p>特に、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、キャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する必要がある。</p> <p>② 性別にかかわらず、仕事とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の利用が促進されるよう努める必要がある。特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから働き方の見直しや仕事以外の活動に関わりやすくするため、趣味・自己啓発等を支援する取組が必要である。</p>
------------------	--



主な取組	① 豊かな生活と女性の地位向上のために家庭や職場に必要な知識・技術を取得できるよう、スポーツ、レクリエーション、グループ活動等を通じて女性の福祉の増進を図ることを目的に、霧島市働く女性の家において各種講座を開催した。（商工振興課）																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期講座</td> <td>講座数</td> <td>12講座</td> <td>13講座</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>224人</td> <td>195人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親子講座</td> <td>講座数</td> <td>1講座</td> <td>台風接近</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>26人</td> <td>により中止</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		H30	R元	定期講座	講座数	12講座	13講座	参加者数	224人	195人	親子講座	講座数	1講座	台風接近	参加者数	26人	により中止					
	年 度		H30	R元																				
定期講座	講座数	12講座	13講座																					
	参加者数	224人	195人																					
親子講座	講座数	1講座	台風接近																					
	参加者数	26人	により中止																					
② 市民のニーズを把握しながら、ふるさとのよさを知り、発見するための講座や、生活に密着した講座を開催した。（社会教育課）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短期講座</td> <td>講座数</td> <td>10講座</td> <td>12講座</td> <td>10講座</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>250人</td> <td>266人</td> <td>153人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期講座</td> <td>講座数</td> <td>134講座</td> <td>133講座</td> <td>134講座</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>3,063人</td> <td>2,580人</td> <td>2,841人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		H29	H30	R元	短期講座	講座数	10講座	12講座	10講座	参加者数	250人	266人	153人	定期講座	講座数	134講座	133講座	134講座	参加者数	3,063人	2,580人	2,841人
年 度		H29	H30	R元																				
短期講座	講座数	10講座	12講座	10講座																				
	参加者数	250人	266人	153人																				
定期講座	講座数	134講座	133講座	134講座																				
	参加者数	3,063人	2,580人	2,841人																				
	③ 市の広報誌、ホームページ、FMきりしま等を通じてスポーツイベント等の紹介をした。また、指定管理者による自主事業ではヨガ、ボディピラティス、アクアビクスや走り方教室などの講習や卓球・バレーボール等の大会を実施し、多くの市民の方の参加を得た。（スポーツ・文化振興課）																							

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
女性の受験応募者数の割合(市職員)	29.6%	2016	32.1%	2019	30.0%	2019
審議会等への女性登用率	29.7%	2016	30.0%	2019	40.0%	2022
家族経営協定締結数	78戸	2016	92戸	2019	84戸	2022
創業相談件数(霧島市創業支援センター)	42件	2016	62件	2019	60件	2022
ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	81.8%	2016	81.8%	2016	87.8%	2022
市職員のうち男性の育児休業取得率	2.9%	2016	4.3%	2019	増加させる	2019
教育・保育施設の定員数	5,214人	2017	5,335人	2019	5,614人	2019



## 重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向 (1) 暴力の根絶のための社会基盤づくり

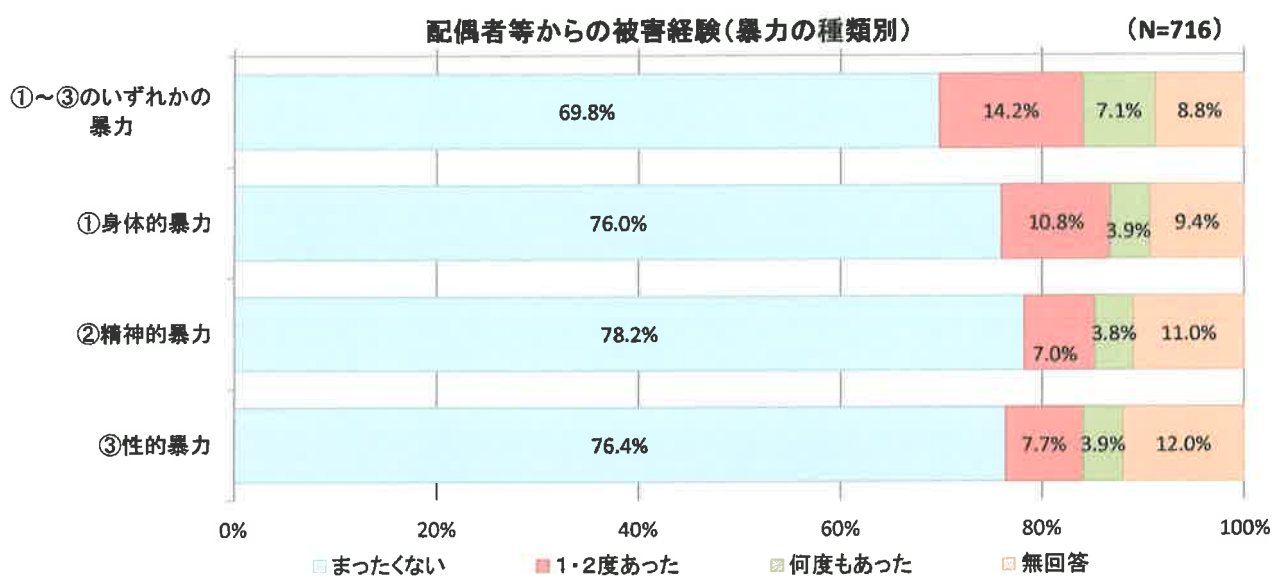
施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

施策の方向 (3) ハラスメント防止対策の推進

### 1 統計情報等

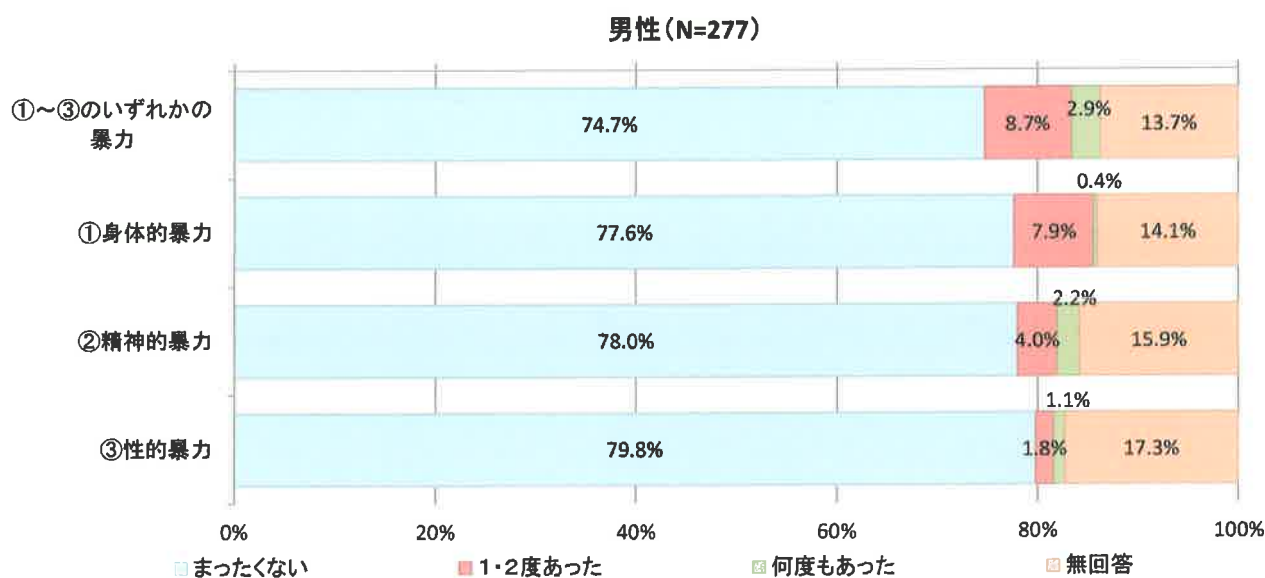
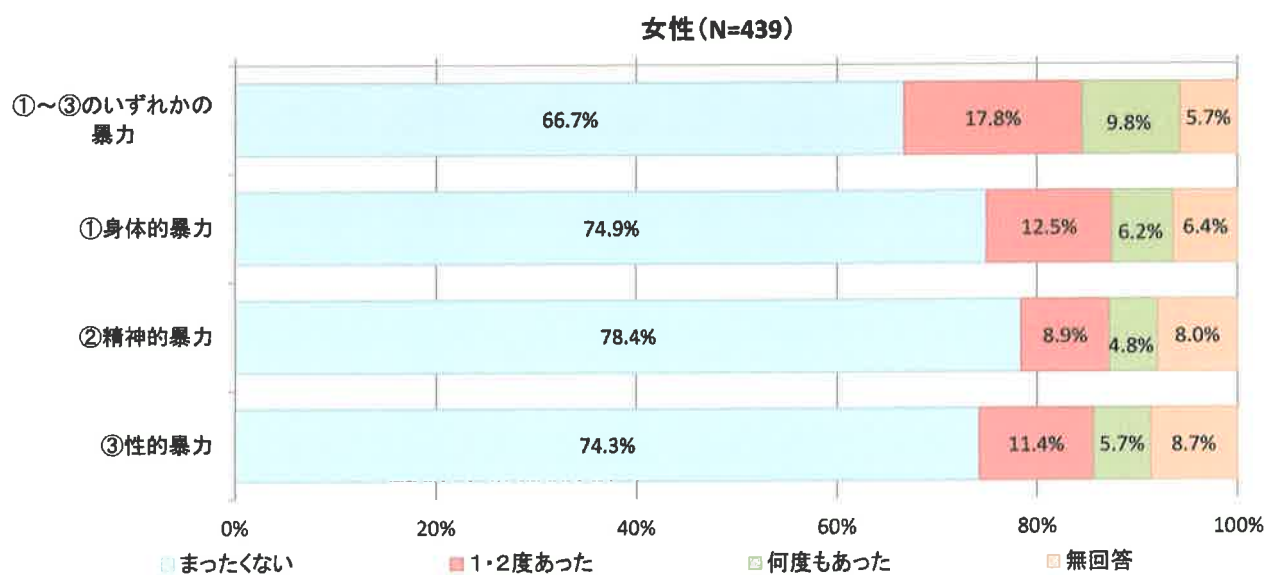
#### (1) 配偶者等から暴力を受けた経験・暴力形態

平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、現在または過去に配偶者又は恋人から言葉や身体に対する暴力等を受けた経験について、「① 身体的暴力」が 14.7% (『何度もあった 10.8%』と『1.2 度あった 3.9%』の合算) と最も多く、次いで「② 精神的暴力」が 10.8%、「③ 性的暴力」が 11.6%であった。



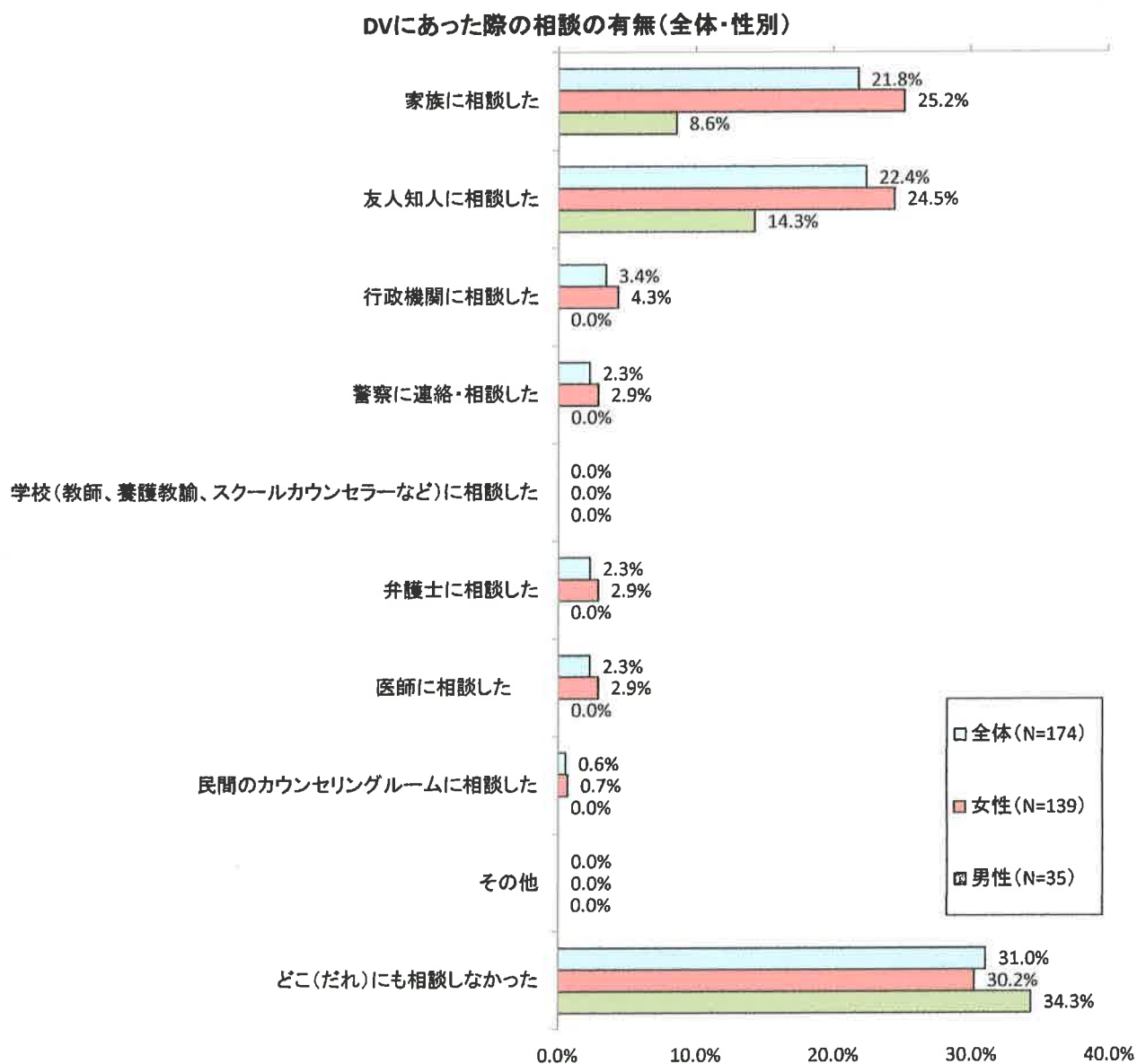
(平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査)  
(N=716【男性 277 女性 439】)

配偶者等からのDVの被害経験の有無（暴力の種類別・性別）



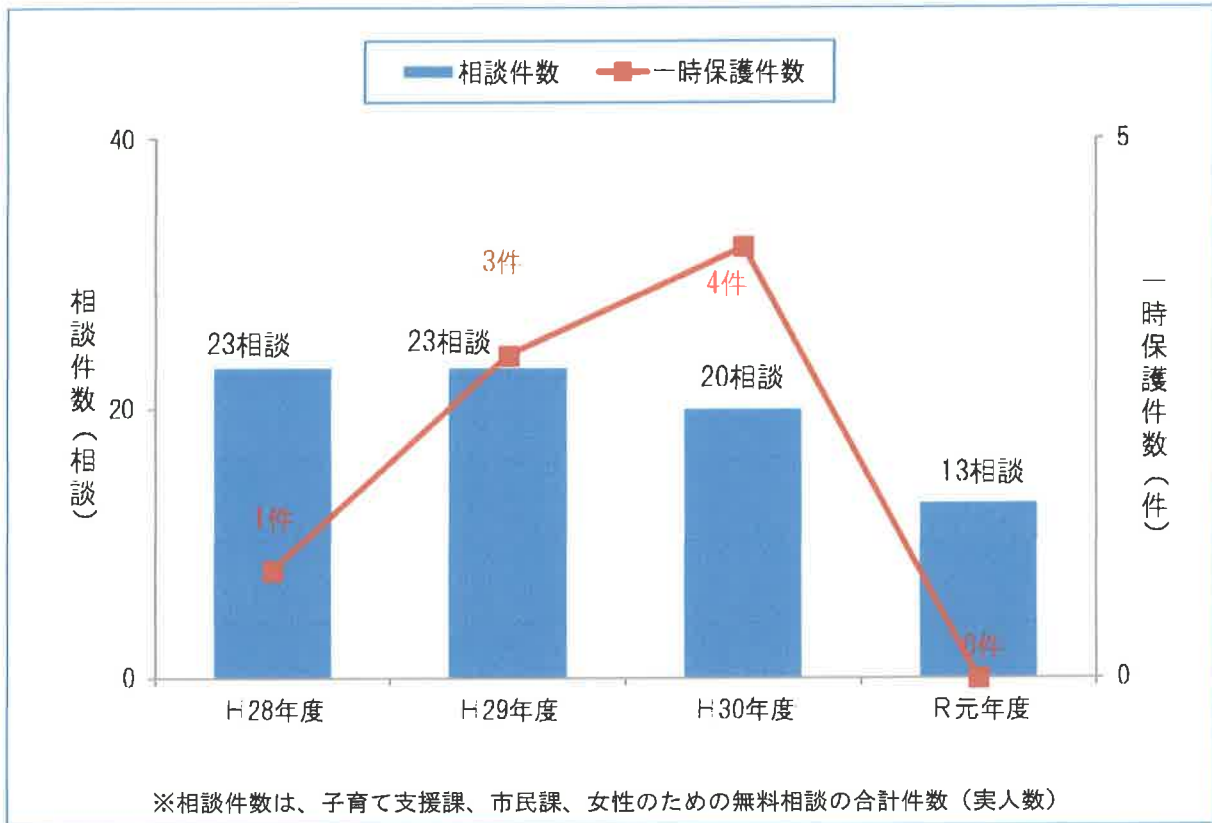
(2) DVを受けた方の相談先

DVを受けた方の相談先については、「どこにも相談しなかった」(31.0%)という回答割合が最も高く、DVは潜在化しやすい特性があるといえる。



### (3) DV 相談件数及び一時保護件数

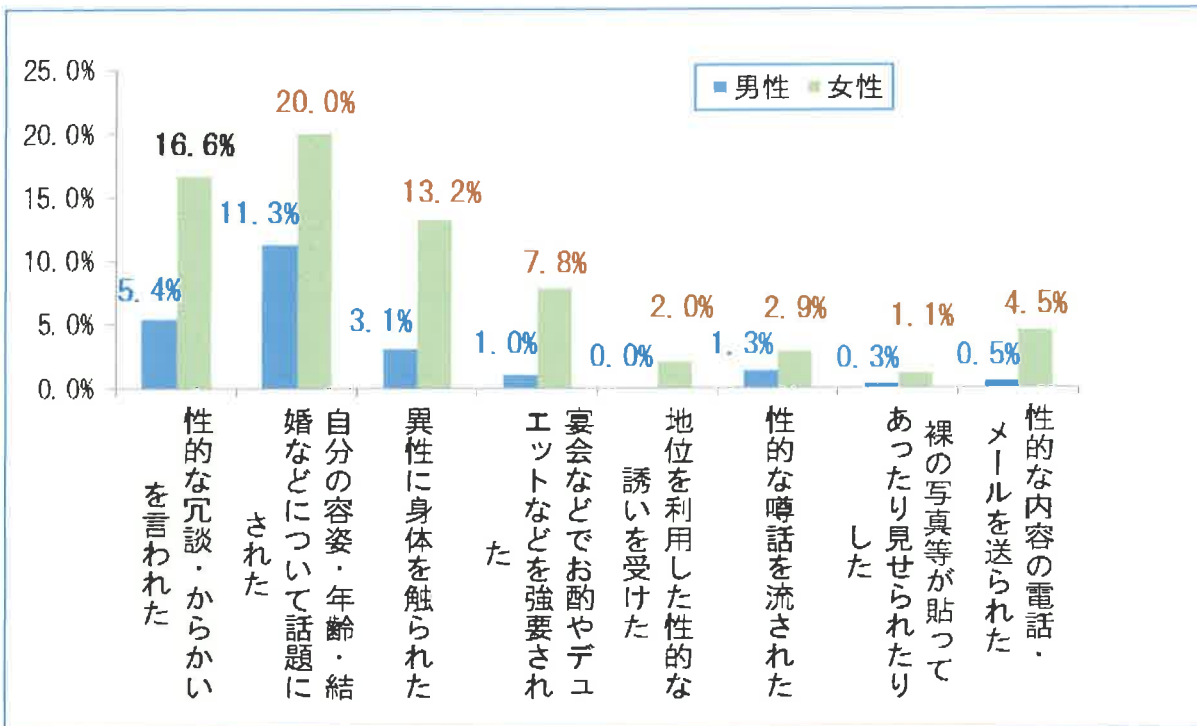
令和元年度の DV 相談件数は 13 件となっており、一時保護等の措置はなかった。



(市民課調べ)

### (4) セクシュアル・ハラスメントを受けた経験

女性の2割が、「自分の容姿・年齢・結婚などについて話題にされた」(20.0%) 経験があると答えている。

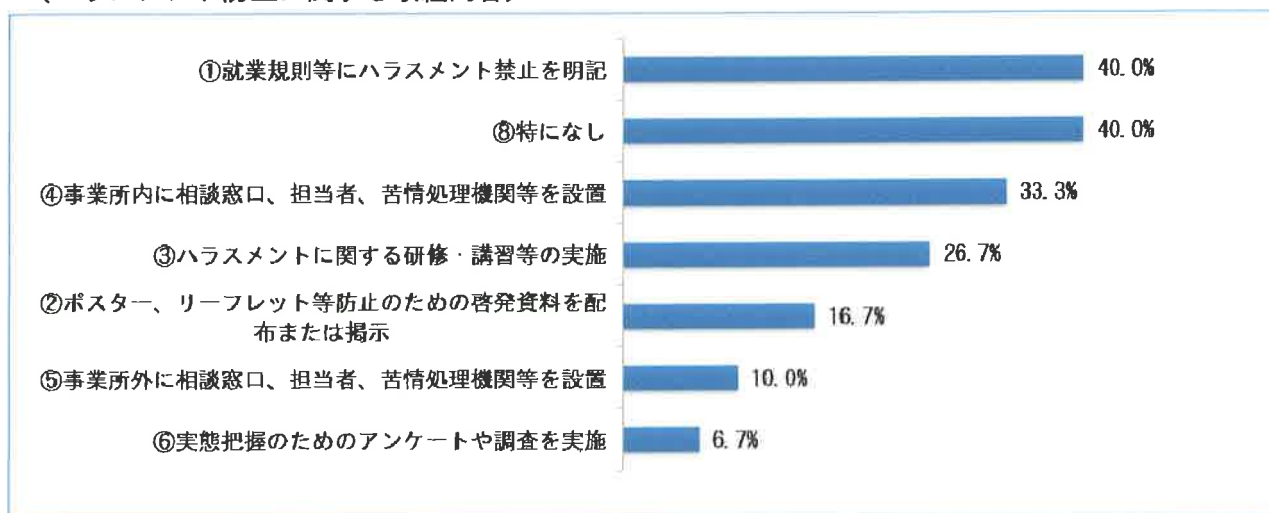


(平成 29 年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)  
(N=849【男性 390 女性 446 性別未記入 13】)

## (5) 市内事業者におけるハラスメント防止に関する取組状況

平成29年度企業実態調査によると、60.0%の事業者がハラスメント防止対策を実施しており、主な取組として、就業規則等に明記（40.0%）、事業所内に相談窓口、担当者、苦情処理機関設置（33.3%）を実施している。

### (ハラスメント防止に関する取組内容)



(平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査)

## 平成29年度霧島市男女共同参画に関する企業実態調査

### 1 調査時点

平成29年12月1日現在

### 2 事業所からの回答状況

- ① 調査対象事業所数…100事業所
- ② 回答事業所数（回答率）…60事業所（60.0%）

## 2 事業実施状況

### 施策の方向（1）暴力の根絶のための社会基盤づくり

#### 具体的施策① 暴力を容認しない社会環境の整備

男女共同参画の視点	<p>① DVを含む様々な暴力や子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② 女性を専ら性的ないし暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、人権侵害となるものもある。</p> <p>こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等を通じて発信主体が社会一般に拡大していることに加え、パソコンゲーム等バーチャルな分野においても、重大な懸念が表明されるコンテンツの流通が現実問題となっていることから、表現の自由を十分尊重した上で有効な対策を講じる必要がある。</p>
-----------	--

主な取組

① 11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、シビックセンター1階共通ロビーにおいて、パネル展示及びDV防止啓発ビデオ放映会を実施し、女性への暴力に対する意識啓発を行うとともに相談機関等の周知を行った。（市民課）



② 公共施設等の女性トイレに「DV相談ナビカード」等を配置した。同カードは毎月補充しており、補充時の残枚数から多くの方が持ち帰っていると推測される。



（市民課）

③ 霧島市人権擁護委員による人権相談を開設した。（市民課）

年	H30	R元
法務局常設相談所	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置	内容：「女性の人権ホットライン」専用相談電話を設置
特設相談所	年44回開設 内容：公共施設等で開設	年41回開設 内容：公共施設等で開設
相談件数（支局管内）	1,307件	1,307 件

④ 次のとおり人権啓発推進まちづくり事業を実施した。（市民課）

- ・人権同和問題職員研修： 1月（189人）
- ・「霧島市じんけんフェスタ」 8月（438人）
- ・人権の花運動 小学校6校 4月～12月（1,232人）
- ・特定失踪者に関する庁内連絡会議 6月
- ・北朝鮮拉致被害者家族・特定失踪者家族支援署名（7月・2月）

⑤ 人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、市内中学校において、こども人権セミナーを開催した。（社会教育課）

年 度	H30	R元
参加校	5校	3校
参加者数	1,700人	729人



具体的施策② 若年層を対象とする暴力予防啓発

男女共同参画の視点	男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要がある。特に、子ども達に対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供する。									
主な取組	<p>① 「子ども人権セミナーin高校」においてデートDVに関する講演会等を実施し、発達段階に応じて男女平等を推進するための啓発活動に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育課)</p> <table border="1" data-bbox="432 723 1406 869"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校</td> <td>福山高校、国分高校</td> <td>鹿児島第一高校、隼人工業高校</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,012人</td> <td>679人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H30	R元	実施校	福山高校、国分高校	鹿児島第一高校、隼人工業高校	参加者数	1,012人	679人
年 度	H30	R元								
実施校	福山高校、国分高校	鹿児島第一高校、隼人工業高校								
参加者数	1,012人	679人								

施策の方向 (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援等の推進(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)

具体的施策① 被害者の安全確保と情報の保護

男女共同参画の視点	<p>① DVを始めとする様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である。DV及び虐待を受けたと思われる被害者を発見した者は、速やかに福祉事務所等に通告する制度について広報・啓発を行う必要がある。</p> <p>③ DV被害者の身の安全を守るため、関係支援機関が連携して適切な保護に結び付けることが重要であり、その際には、被害者の意志と人権の尊重に努め、各人の状況に応じた支援を行う必要がある。</p> <p>④ DV被害者の保護及び自立支援に当たっては、被害者の状況に応じて細やかに配慮し、様々な関係機関の連携による切れ目のない総合的・多面的な支援が必要である。</p> <p>⑤ 市の窓口で保有する被害者情報に関しては、個人情報保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わってしまうことがないように、被害者情報の適切な取扱いに遵守する必要がある。</p>
-----------	--

主な取組

- ① DV被害者に対する会議への出席や、関係機関との協議・情報共有を行い、連携を図ることができた。また、DV被害者からの相談について、警察と連携して対応することができた。（子育て支援課）
- ② 児童虐待防止法に基づく通告制度について、児童虐待防止月間に合わせて広報誌による広報活動や虐待予防ポスターの掲示を行った。また市内すべての保育所、幼稚園、小中学校、病院及び診療所へ虐待予防ポスターやリーフレット配布による啓発を行った。（子育て支援課）
- ③ DV被害者に対し、鹿児島県女性相談センター等において一時保護等の措置を行った。（子育て支援課）

年度	施設へ移送			助言指導	継続指導	その他	合計
	県女性相談センターへ	委託先のショートステイ施設へ	母子生活支援施設へ				
H27	0件	1件	1件	29件	0件	0件	31件
H28	0件	0件	1件	17件	0件	0件	18件
H29	0件	2件	1件	5件	0件	9件	17件
H30	0件	1件	3件	12件	0件	1件	17件
R元	0件	0件	0件	9件	0件	5件	14件

\*本件数は、DV相談窓口である「子育て支援課」における対応件数

- ④ 住民基本台帳の閲覧等に関しては、DV被害者を保護する観点から、住民基本台帳法等に基づき取り扱った。（市民課）

年度	H27	H28	H29	H30	R元
申出件数①	54件	79件	80件	86件	75件
転送受付件数②	59件	63件	82件	85件	106件
閲覧制限数 (①+②)	113件	142件	162件	171件	181件

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進するため、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発及び相談窓口の周知に取り組む必要がある。また男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題として把握し対処していく必要がある。</p> <p>さらにDVは、潜在化しがちであるため個人的な問題として矮小化されることのないよう、被害者への相談対応に当たっては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意することが肝要である。</p> <p>② 児童虐待防止法第2条第4号において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等との連携を図りつつ、適切な対応に努める必要がある。</p> <p>③ 被害者と接する支援関係機関の相談員等が、DVに対する正しい理解を深め、その防止に率先して取り組むとともに、被害者の人権擁護の視点に立つて二次被害を与えることなく適切な対応をとることができるよう、研修機会の確保と研修内容の充実を図る必要がある。</p>
-----------------------	--

<p>主な取組</p>	<p>① 「女性のための無料相談」の案内を毎回市報に掲載し、相談者の利用促進に努めた。(市民課)</p> <p>② 「児童相談受付管理システム」や「児童虐待防止マニュアル」を活用し、健康増進課や教育委員会、中央児童相談所、霧島警察署などの関係機関と連携をとりながら、通報や相談等に対応し、児童虐待やDV被害対策につなぐことができた。(子育て支援課)</p> <p>(DVに起因する児童虐待の件数：延件数)</p> <table border="1" data-bbox="502 577 1289 689"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>31件</td> <td>14件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 「霧島市女性のための無料相談(隼人)」における相談案件について、定期的にケース会議を実施することにより、様々な相談内容への対応方法を学ぶことで女性相談員の資質の向上を図った。(市民課)</p> <p>④ 適切なアドバイスや対応ができるよう相談員のスキルアップを図り相談体制を更に強化することを目的に「スキルアップ講座」を開催した。(市民課)</p> <p>★開催日：令和元年9月9日(※教育委員会と共催)  講師：山本 ひとみ氏(公認心理師、臨床心理士)  場 所：別館4階 大会議室  受講者：91名(女性相談員、特別支援教育支援員、家庭児童相談員 等)</p>	年 度	H30	R元	件数	31件	14件
年 度	H30	R元					
件数	31件	14件					

具体的施策③ 被害者の自立支援の重質

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① 「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者の住宅確保のための支援として、本人の意志や人権を尊重しつつ、市営住宅における優先入居制度の活用を図り、被害者の自立支援を促進する必要がある。</p> <p>② DV被害者が新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、本人の意志や人権を尊重しつつ、関係機関と連携し被害者の自立支援を促進する必要がある。</p>
-----------------------	--

<p>主な取組</p>	<p>① 公営住宅への優先入居 「DV被害者の霧島市営住宅への入居に関する要綱」に基づき、DV被害者を市営住宅に優先入居させているが、近年の入居申出はない状況である。 (建築住宅課)</p> <p>② 生活困窮者支援制度や生活保護制度、市営住宅、児童扶養手当、児童手当等の情報提供及び手続の支援を行った。(子育て支援課)</p> <p>③ 生活困窮者等の経済的状況や心身の状態・就労状況などの相談窓口として相談員と支援員(臨時職員)を配置した。また、生活保護受給者には、母子世帯をはじめ、女性も多いことからケースワーカー市職員も女性を配置するなど、相談しやすい体制づくりに努め、適切な相談や支援・情報提供を行った。(生活福祉課)</p> <table border="1" data-bbox="464 819 1385 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護関連</td> <td>相談件数</td> <td>367件</td> <td>282件</td> </tr> <tr> <td>就労相談件数</td> <td>873件</td> <td>914件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活困窮者関連</td> <td>相談件数</td> <td>75件</td> <td>56件</td> </tr> <tr> <td>就労相談件数</td> <td>20件</td> <td>21件</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ DV被害者の精神的な回復を図るため、市で実施する「女性のための無料相談」や「心の健康相談」を紹介し、離婚手続など法的な手続きを要する場合は、無料法律相談を紹介するなどの支援を行った。(子育て支援課)</p>			H30	R元	生活保護関連	相談件数	367件	282件	就労相談件数	873件	914件	生活困窮者関連	相談件数	75件	56件	就労相談件数	20件	21件
		H30	R元																
生活保護関連	相談件数	367件	282件																
	就労相談件数	873件	914件																
生活困窮者関連	相談件数	75件	56件																
	就労相談件数	20件	21件																

具体的施策④ 関係機関の協力・連携

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>DV被害者のニーズに対応するために、県、関係市町や民間団体等、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要がある。また、加害者更生についての国等の研究成果を把握し、被害者の安全の確保を第一に考えた実践のあり方について検討を行う。</p>
<p>主な取組</p>	<p>① DV被害者等をはじめ、人権侵害を受けている方に対する適切なアドバイスや対応ができるよう相談員のスキルアップを図り相談体制を更に強化することを目的に「DV防止講座」を開催した。(市民課) 開催日：令和2年2月7日 講師：平川 真理子氏(メンタルケア鹿児島 代表) 場所：別館4階 大会議室 受講者：67名(女性相談員、民生委員・児童委員、人権擁護委員 霧島市包括支援センター職員)</p>



施策の方向（3）ハラスメント防止対策の推進

具体的施策① 雇用の場における防止対策の促進

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>① ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、就業環境の悪化など能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与える、社会的に許されない行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する性別に起因する暴力の一形態である。その被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるが、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくことが必要である。</p> <p>② 就業は生活の基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもある。働きたい人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも、極めて重要な意義を持つ。男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、同法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置、「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組んでいく必要がある。</p>												
<p>主な取組</p>	<p>① 職員メンタルヘルス対策事業として、職員が気軽に相談しやすい体制づくりとして、ストレスチェックや電話相談、研修等を包括的に業務委託した。その中でセクハラ相談やハラスメント相談も実施している。（総務課） （24時間の電話やメールによる相談）</p> <p>② 教育や事業所の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座を実施した。（市民課）</p> <table border="1" data-bbox="427 1442 1402 1973"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施地</td> <td>国分北小学校、なないろ子ども園 国分総合福祉センター</td> <td>国分地区民生委員・児童委員、霧島市主任児童委員、はぐはぐキッズ、エスプリ鹿児島 福山地区民生・児童委員協議会、霧島市保育園協議会、大窪保育園 国分敬心保育園</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>見過ごさないぞ！DV・虐待講座</td> <td>見過ごさないぞ！DV・虐待講座 ストップ！セクハラ講座</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>83人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H30	R元	実施地	国分北小学校、なないろ子ども園 国分総合福祉センター	国分地区民生委員・児童委員、霧島市主任児童委員、はぐはぐキッズ、エスプリ鹿児島 福山地区民生・児童委員協議会、霧島市保育園協議会、大窪保育園 国分敬心保育園	内容	見過ごさないぞ！DV・虐待講座	見過ごさないぞ！DV・虐待講座 ストップ！セクハラ講座	受講者数	83人	180人
年 度	H30	R元											
実施地	国分北小学校、なないろ子ども園 国分総合福祉センター	国分地区民生委員・児童委員、霧島市主任児童委員、はぐはぐキッズ、エスプリ鹿児島 福山地区民生・児童委員協議会、霧島市保育園協議会、大窪保育園 国分敬心保育園											
内容	見過ごさないぞ！DV・虐待講座	見過ごさないぞ！DV・虐待講座 ストップ！セクハラ講座											
受講者数	83人	180人											



### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値 (直近値)		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	61.5%	2016	61.5%	2016	66.5%	2021
「DVを受けたことがある」人の割合(過去1年間)	1.54%	2016	1.54%	2016	1.11%	2021
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	69%	2016	69%	2016	74.0%	2021

## 重点課題5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の方向 (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

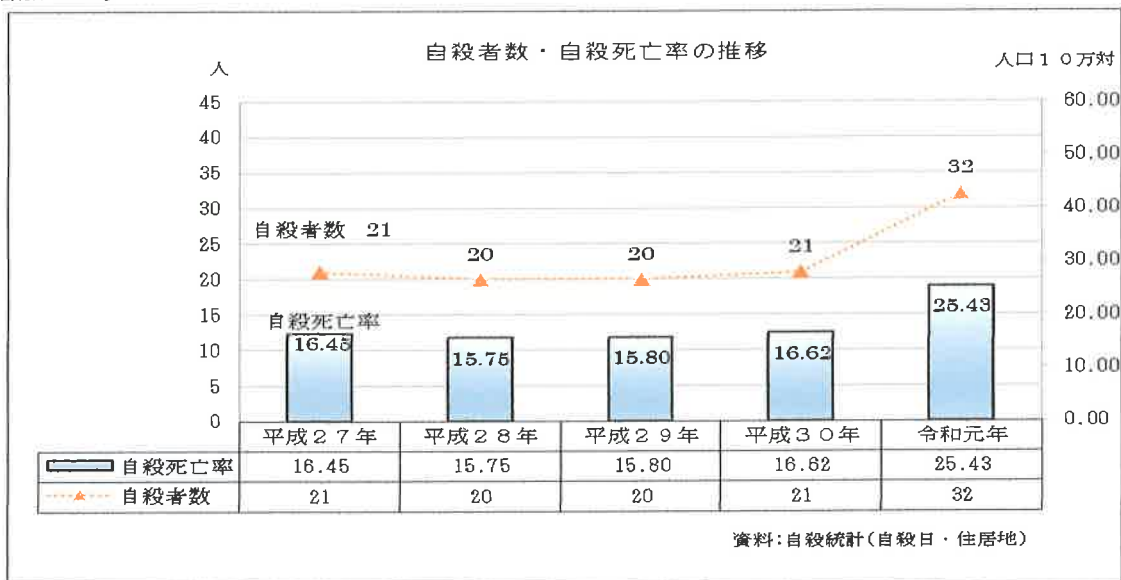
施策の方向 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

施策の方向 (3) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

### 1 統計情報等

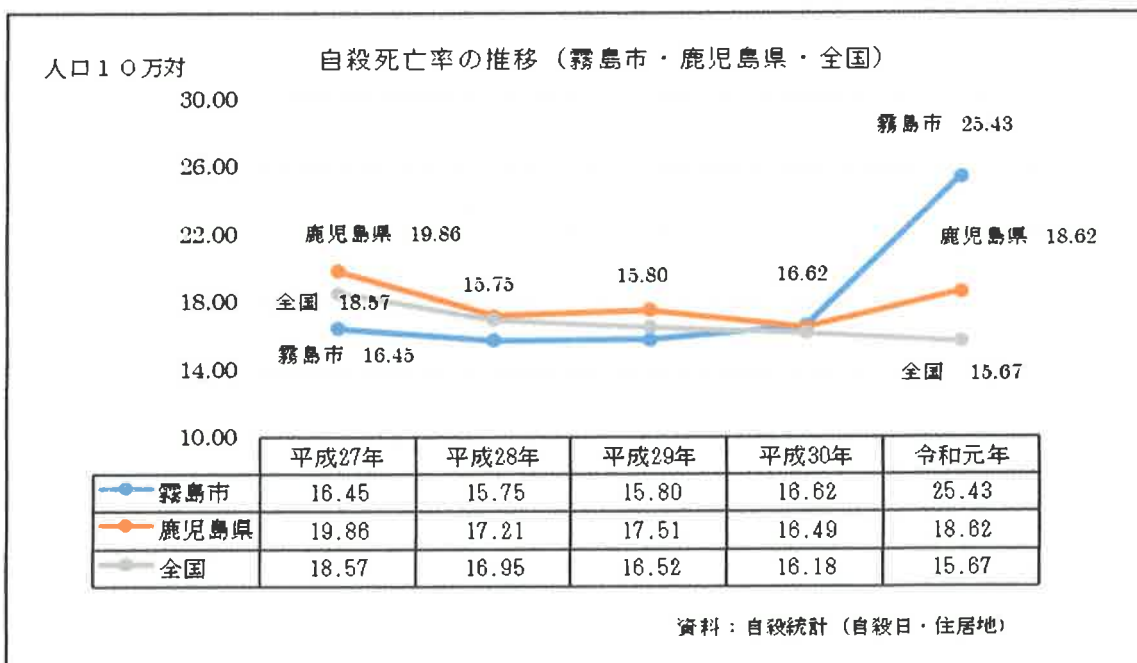
#### (1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市においては平成30年度までは、ほぼ同水準で推移してきたが、令和元年に自殺志望者数が増加した。



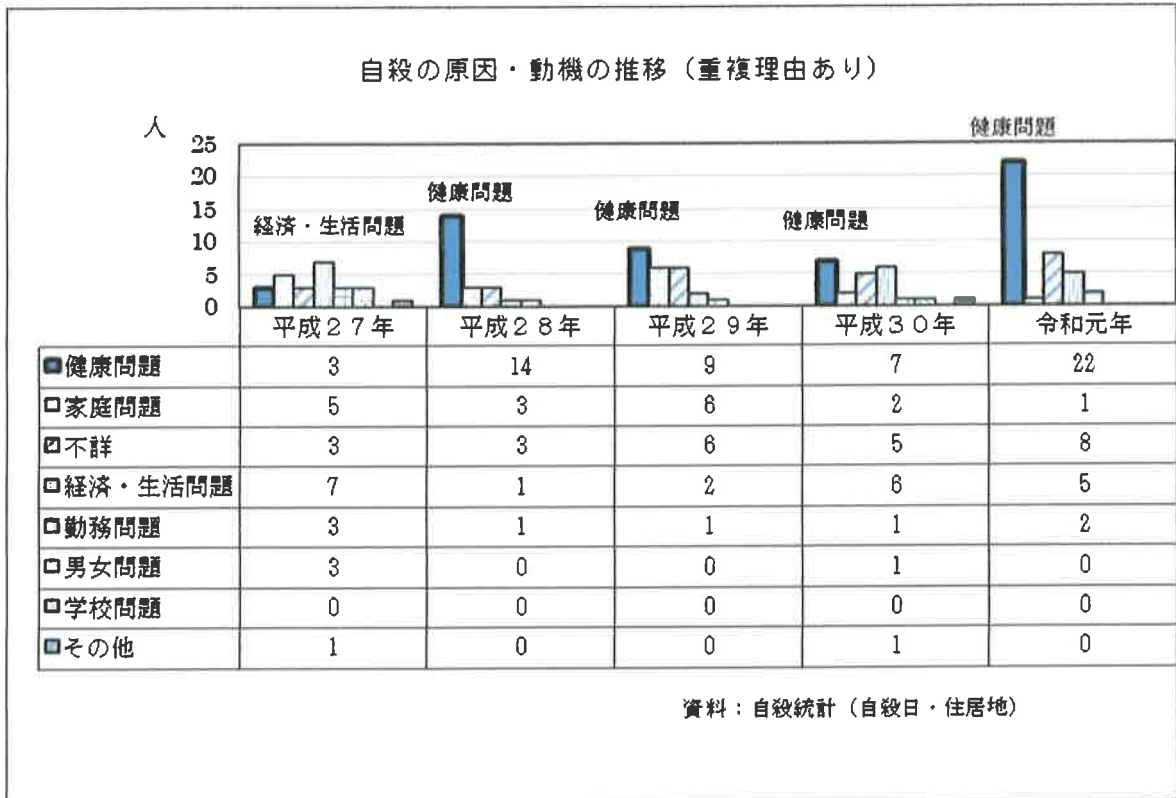
#### (2) 自殺死亡率(霧島市・鹿児島県・全国)の推移

本市においては平成30年度までは、ほぼ同水準で推移してきたが、令和元年に自殺死亡率が増加した。



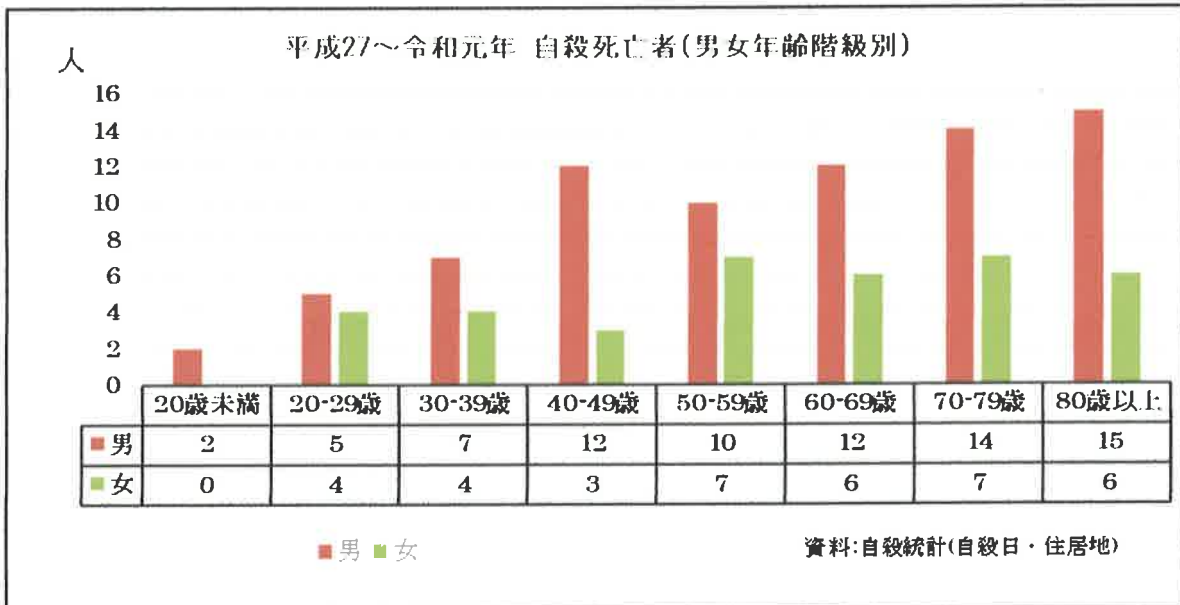
(3) 自殺者の原因・動機（重複理由あり）

本市の自殺の原因・動機は、健康問題が多いが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。



(4) 自殺死亡者の年齢階級別

平成27年からの5年間では自殺死亡者の60%以上を男性が占め、その中でも70歳以上が多い。



## 2 事業実施状況

### 施策の方向 (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

具体的施策① 心身及びその健康についての正確な知識の普及

具体的施策② 性差を踏まえた健康づくりの支援

具体的施策③ 性差に応じた検診の実施及び相談体制の充実

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① 生涯を通じた健康の保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る必要がある。</p> <p>また、高齢期の状況には、働き方や家族の持ち方など若い時期からのライフスタイルの影響が色濃く表れることから、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かい施策の展開が必要である。</p> <p>② 自殺対策においては、うつ病の早期発見、早期治療を始めとする心の健康問題に対する働きかけのみならず、心の問題に複雑に絡み合っている社会的要因を含めた様々な問題に対しての働きかけが必要である。男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かい施策の展開が必要である。</p> <p>③ 女性が人生を健康に過ごすため、更年期障害の軽減、成年期、高齢期の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動週間の普及等を推進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査といった保健事業の推進を図る必要がある。</p>									
<p>主な取組</p>	<p>① 女性の健康管理を支援するため、女性検診(子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう病検診)時等に健康相談を実施した。高齢者等の健康づくりを支援するため、市民が集まる機会を利用し、生活習慣病の予防、介護予防等に関する事項について説明を行った。(健康増進課)</p> <table border="1" data-bbox="459 1294 1257 1444"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康相談開催</td> <td>208回</td> <td>104回</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>3,127人</td> <td>2,512人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 生涯を通じた健康増進に寄与するため、市民健康講座を開催した。(健康増進課)</p> <p>(1) こころの健康相談の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月2回開催(第2木曜日、第4火曜日)</li> <li>令和元年度相談者 44名(延べ人数)</li> </ul> <p>(2) 9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」期間においてFMきりしまや広報誌での啓発、国分図書館・隼人図書館でのポスター掲示や、関連図書展示紹介を行った。(健康増進課)</p>	年 度	H30	R元	健康相談開催	208回	104回	受診者数	3,127人	2,512人
年 度	H30	R元								
健康相談開催	208回	104回								
受診者数	3,127人	2,512人								

(3) 市民講座

・開催日：令和元年10月26日

内 容：泌尿器科の疾患についての知識の普及啓発のための講演会

演 題：「その症状、ひとりで悩んでいませんか？～尿のトラブル～」

参加者：180名

・開催日：令和元年11月3日

内 容：口腔がんの予防や治療についての知識の普及啓発のための講演会

演 題：「口の中にも『がん』ができる？～知って得するお口の話～」

参加者：168名

- ③ 生活習慣病の早期発見、重症化予防を目的に、後期高齢者医療被保険者を対象に、健康診断（長寿健診）及び人間ドックの助成を行った。

（保険年金課）

(1) 健康診断（長寿健診）

・開催時期 5月～10月

年 度	H30	R元
受診者数	5,083人	5,306人

(2) 人間ドック助成

年 度	H30	R元
一般コース	111人	112人
女性コース	31人	34人
脳疾患コース	11人	8人
PET助成コース	7人	9人

- ④ 地域のひろば推進事業により、地域の集いの場の支援を行った。

（長寿・障害福祉課）

年 度		R元年度
地域のひろば推進（介護予防健康型）	開催回数	1,783回
	参加者数（延べ人数）	30,886人

- ⑤ 完全予約制を導入し、受診しやすい検診体制を整備するとともに広報誌やホームページを通じて、乳がん・子宮がんの周知活動を強化した。

（健康増進課）

年 度	H30	R元
子宮頸がん検診	4,719人	4,223人
乳がん検診	4,390人	3,955人
骨粗しょう症検診	1,894人	1,541人



⑥ 各種がん検診を実施した。(健康増進課)

年 度	年 度	H30	R元
胃がん検診	受診者数	4,603人	4,218人
	受診率	6.2%	5.7%
大腸がん検診	受診者数	7,720人	7,371人
	受診率	10.4%	9.9%
腹部超音波検査	受診者数	4,738人	4,462人
	受診率	-	-
肺がん検診	受診者数	5,065人	4,935人
	受診率	6.8%	6.6%

具体的施策④ 薬物乱用防止対策の推進

具体的施策⑤ 喫煙、飲酒対策の推進

男女共同 参画の視点	<p>① 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為である。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する必要がある。</p> <p>② 児童生徒の薬物乱用防止のためには、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにすることが重要である。発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、喫煙・飲酒についても、その予防方法を含めた教育を推進する必要がある。</p>
主な取組	<p>① 「霧島市健康福祉まつり」において始良地区薬剤師会によるブースを出展し薬物乱用防止に関する知識の普及・啓発を行った。また危険ドラッグ等乱用防止強調月間にあわせた広報誌による啓発を実施した。(健康増進課)</p> <p>② 母子手帳交付や各種検診時において喫煙・飲酒の及ぼす影響について啓発を実施した。改正健康増進法が段階的に進められていくことについて、商工会や商工会議所等と連携して、関連機関に通知等を行った。また、庁舎内のポスター掲示、ラジオ、広報誌、HP等を通じて啓発を行った。(健康増進課)</p> <p>③ 全小・中学校、高等学校で保健の授業や特別活動で薬物乱用防止教室を実施した。(学校教育課)</p> <p>④ 受動喫煙防止法の改正について、各学校に周知し、児童生徒及び教職員の意識の高揚を図ることができた。(学校教育課)</p>

施策の方向 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

具体的施策① 妊娠・出産期における健康支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>子どもを産みたい女性が安心して安全に産むことができるような支援が必要である。母子保健サービスの実施に当たっては、日常生活圏において妊娠から出産して一貫した、医療サービスが受けられる環境づくりが重要であるとともに、母子保健の指導に当たる人が、母としてのあるべき姿にとらわれすぎることなく、各人の状況に応じた指導・支援を行うことが必要である。</p>																		
<p>主な取組</p>	<p>① 妊娠中から切れ目ない支援を行っていくために、母子健康手帳交付時に個別に健康相談を行い、更に不安等の強い妊婦に対しては、訪問による健康支援を行った。(すこやか保健センター)</p> <table border="1" data-bbox="456 678 1086 831"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠届出数</td> <td>1,083人</td> <td>1,018人</td> </tr> <tr> <td>母子手帳交付数</td> <td>1,179冊</td> <td>1,027冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 母体や胎児の健康確保を目的とした公費負担による14回の妊婦検診や妊娠中の歯周病疾患等の予防のための、妊婦歯周疾患検診を実施した。 (健康増進課)</p> <table border="1" data-bbox="456 1021 1155 1227"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦検診受診者 (延べ受診者)</td> <td>1,675人 12,889人</td> <td>1,603人 12,451人</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯周疾患検診受診者</td> <td>445人</td> <td>425人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 産後ケア事業に加え、産婦健康診査の費用助成も開始した。産科医療機関との連携がより深まり、安心・安全に出産する環境整備が整えられた。産科医療機関から産後ケアの利用を勧められるケースもあり、妊娠から産後まで切れ目のない支援の充実につながっている。(健康増進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数(実数) : 55人</li> <li>・利用日数 : 宿泊型 171日      デイサービス型 110日</li> <li>・産婦健康診査事業 受診者数 : 915人</li> </ul>	年 度	H30	R元	妊娠届出数	1,083人	1,018人	母子手帳交付数	1,179冊	1,027冊	年 度	H30	R元	妊婦検診受診者 (延べ受診者)	1,675人 12,889人	1,603人 12,451人	妊婦歯周疾患検診受診者	445人	425人
年 度	H30	R元																	
妊娠届出数	1,083人	1,018人																	
母子手帳交付数	1,179冊	1,027冊																	
年 度	H30	R元																	
妊婦検診受診者 (延べ受診者)	1,675人 12,889人	1,603人 12,451人																	
妊婦歯周疾患検診受診者	445人	425人																	

具体的施策② 不妊治療に関する支援の充実

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女が、安心して相談でき、かつ高額となる治療費への経済的支援も受けられる対策を推進する必要がある。また、相談については人権やプライバシーにも配慮した対応に留意するとともに、働きながらでも治療を続けられるよう、仕事と両立しやすい環境整備を図ることも重要である。</p>
-----------------------	--

主な取組	①不妊に悩む夫婦のために、県作成リーフレットの配置や霧島市のホームページへの内容等の掲載を継続した。また、経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精の治療費の一部助成を実施した。（健康増進課）	
	年 度	H30 R元
	助成件数	132件 137件
	1件あたりの平均助成額	115,300円 114,650円

### 具体的施策③ 性に対する正しい知識の普及

男女共同 参画の視点	<p>① 学習指導要領において、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動をとれることを目的として実施されており、学校教育活動全体を通じて指導することとされている。</p> <p>なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること等に配慮する必要がある。</p> <p>② 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合がある。性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備していく必要がある。</p> <p>③ HIV／エイズなどの性感染症に感染すると、妊娠や出産の可能性を持つ女性にとって、母体や子どもに大きな影響を及ぼす疾病であるため、正しい知識を持ってもらう必要がある。</p> <p>④ 児童生徒が性に対する正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する必要がある。</p>
主な取組	<p>① 各学校において年間指導計画を定め、教科や学級活動等で活用し性に関する指導の充実を図った。また性的マイノリティの悩み等を抱える児童生徒が、相談しやすい体制づくりに関する内容を含む、人権同和教育に関する研修を全ての学校で、年3回以上実施した。（学校教育課）</p> <p>② 小・中・高等学校人権同和教育担当者研修会において、LGBT-JAPAN九州支部長による講演会を開催し、児童生徒に寄り添い、個に応じた具体的な対応等について研修することができた。（学校教育課）</p> <p>③ 母体や胎児の健康確保を目的に妊婦検診を実施し、その中でエイズ検査を含む各検査を実施した。（健康増進課）</p>

### 施策の方向（3）生涯にわたるスポーツ活動の推進

具体的施策① スポーツを楽しむことができる環境づくり

具体的施策② スポーツ活動における女性の参画の拡大

男女共同参画の視点	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する必要がある。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることに留意し、特に、地域においては、地域の実態や住民ニーズに応じたスポーツ指導ができる人材の養成を行い、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る必要がある。
主な取組	<p>① 各種、スポーツ祭を開催した。（スポーツ・文化振興課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニュースポーツ出前講座：35回</li> <li>・ 各地区スポーツ祭の実施；7地区 24競技 3,364人参加</li> <li>・ 学校開放事業：34施設 利用者数 254団体 170,485人</li> </ul>

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
子宮がん検診受診率(20歳～69歳)	11.2%	2016	8.6%	2019	16.2%	2021
乳がん検診受診率(40歳～69歳)	14.5%	2016	11.6%	2019	19.5%	2021
運動習慣のある者の割合		2017		2017		2022
①(20歳～64歳)	10.3%		10.3%		25.0%	
②(65歳以上)	30.7%		30.7%		38.0%	

## 重点課題6 男女がともに安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 (1) ひとり親家庭等への支援

施策の方向 (2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 (3) 障がい者が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 (4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 (5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

### 1 統計情報等

#### (1) 要介護（支援）認定者数の推移

令和元年度は認定者が減少している。理由としてはサービスの適正化を図る目的で、介護サービスは受けないが介護認定を受ける「お守り認定」の申請をしないように周知徹底を図ったことによる。

#### (要介護（支援）認定者数の推移)

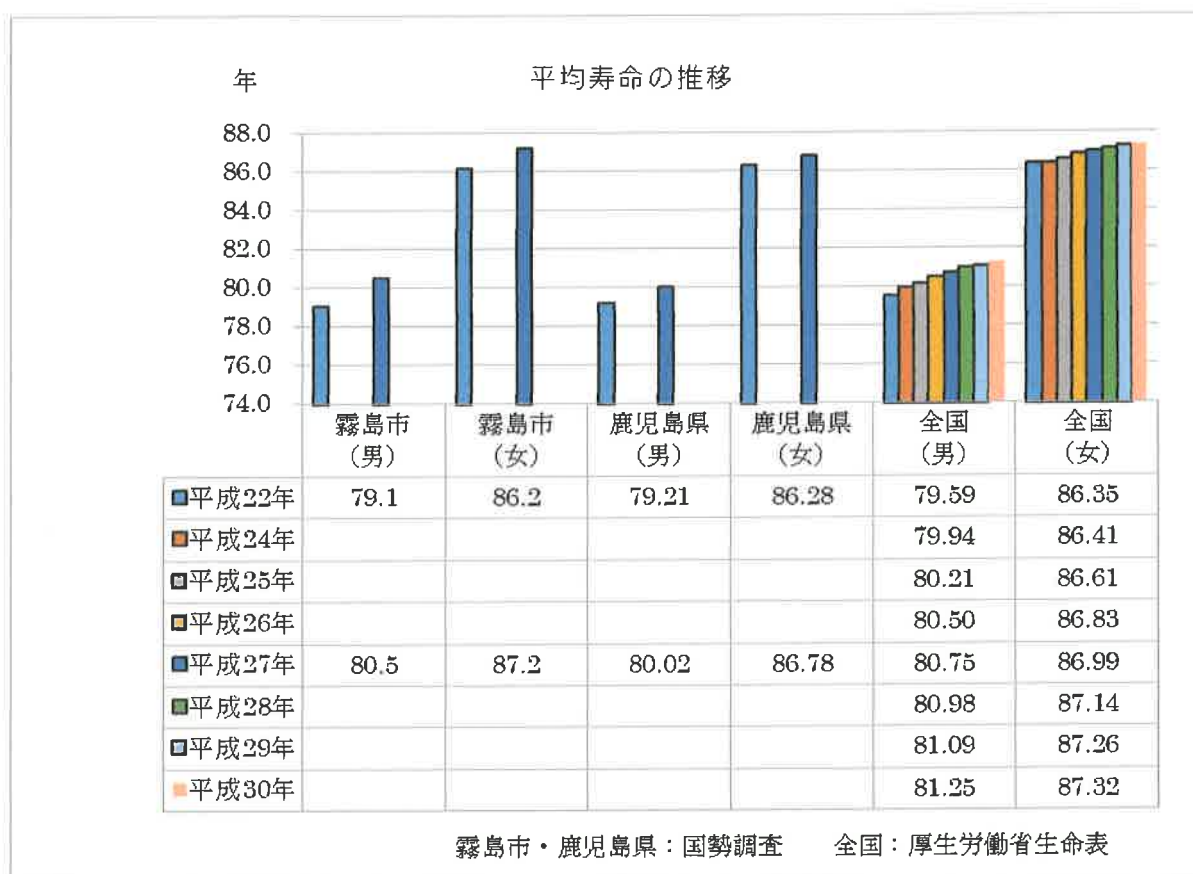
区 分	年 度	H29	H30	R元	前年度増減 (R元-H30)
要支援1		841人	744人	677人	△67人
	構成比	12.95%	11.61%	10.67%	—
要支援2		866人	860人	889人	29人
	構成比	13.34%	13.42%	14.01%	—
要介護1		1,340人	1,427人	1,422人	△5人
	構成比	20.63%	22.27%	22.41%	—
要介護2		1,077人	1,035人	1,088人	53人
	構成比	16.58%	16.15%	17.14%	—
要介護3		833人	841人	825人	△16人
	構成比	12.83%	13.12%	13.00%	—
要介護4		841人	845人	812人	△33人
	構成比	12.95%	13.18%	12.80%	—
要介護5		696人	657人	633人	△24人
	構成比	10.72%	10.25%	9.97%	—
合 計		6,494人	6,409人	6,346人	△63人

(令和2年度版霧島市保健福祉の概要)



## (2) 平均寿命の推移

平均寿命は、本市・鹿児島県・全国ともに年々上昇している。



## 2 事業実施状況

### 施策の方向 (1) ひとり親家庭等への支援

具体的施策① ひとり親家庭等への経済的支援

具体的施策② ひとり親家庭の母等の就業及び自立の支援

男女共同 参画の視点	<p>① 子どもの療育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立や児童の福祉を増進するための施策を推進する必要がある。</p> <p>母子家庭の母については、婚姻中離職していたことによる職業能力の低下、あるいは就業していても育児による時間的・経済的制約によりパート就労に従事していることが多いことなどから、より高収入につながるような専門的な職業能力を有していない場合が多いため、就職に有利な専門的資格を取得するための機会を提供する必要がある。</p> <p>また、職業訓練中は、収入を得る手段がなく経済的に不安定な状態に置かれることが多いことから、訓練中の生活のための経済的支援や育児との両立にも配慮する必要がある。</p>
---------------	---

	<p>② DV被害者が新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、本人の意志や人権を尊重しつつ、関係機関と連携し被害者の自立支援を促進する必要がある。</p>																																				
主な取組	<p>① 父又は母がいない家庭、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭などで、児童を監護又は養育している方に対し、児童扶養手当を支給した。 (子育て支援課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者</td> <td>1,500人</td> <td>1,447人</td> <td>1,459人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父又は母及び児童、父または母が一定の障害の状態にある家庭の父又は母及び児童、父母のない児童に対し、医療費の一部を助成した。(子育て支援課) (助成件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子世帯</td> <td>1,575人</td> <td>1,437人</td> <td>1,480人</td> </tr> <tr> <td>父子世帯</td> <td>124人</td> <td>134人</td> <td>127人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 鹿児島県が行うひとり親家庭の母及び父、寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの)の福祉の増進のために必要な資金の貸付について、一部の事務の移譲を受けて相談や申請書等書類の受付を行った。 (子育て支援課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>32件</td> <td>8件</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ひとり親家庭の母又は父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るため高等職業訓練促進費を支給した。(子育て支援課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>19件</td> <td>17人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	受給者	1,500人	1,447人	1,459人	年 度	H29	H30	R元	母子世帯	1,575人	1,437人	1,480人	父子世帯	124人	134人	127人	年 度	H29	H30	R元	受付件数	32件	8件	7件	年 度	H29	H30	R元	受給者数	19件	17人	18人
年 度	H29	H30	R元																																		
受給者	1,500人	1,447人	1,459人																																		
年 度	H29	H30	R元																																		
母子世帯	1,575人	1,437人	1,480人																																		
父子世帯	124人	134人	127人																																		
年 度	H29	H30	R元																																		
受付件数	32件	8件	7件																																		
年 度	H29	H30	R元																																		
受給者数	19件	17人	18人																																		

## 施策の方向(2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

### 具体的施策① 高齢者の社会参画に対する支援

男女共同参画の視点	<p>① 高齢期の状況には、働き方や家族の持ち方など若い時期からのライフスタイルの影響が色濃く表れることから、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな施策の展開が必要である。</p>
-----------	--

	<p>例えば、高齢女性については、経済的自立が困難な場合が多く、就業意欲のある女性に対する就業支援が必要であり、一方、高齢男性、特に独身男性については地域における孤立が深刻化しており、社会参加や生きがいを持てるような支援が必要である。</p>																												
主な取組	<p>① 高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的に各種事業を実施しているシルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の就業機会の確保・提供、生きがいの充実及び社会参加の促進を図った。 (長寿・障害福祉課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー人材センター会員数</td> <td>1,029人</td> <td>1,039人</td> <td>1,045人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るために、高齢者学級を開設した。(社会教育課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,643人</td> <td>1,601人</td> <td>1,566人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 高齢者の地域活動やボランティア活動への参加を促進するため社会福祉協議会を中心にボランティア養成講座を行うとともに、介護施設、学校、育児施設や団体など受入施設の確保を行った。(長寿・障害福祉課)</p> <p>(高齢者ボランティアの育成状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講人数</td> <td>300人 (男51・女249)</td> <td>294人 (男55・女239)</td> <td>317人 (男57・女260)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア登録者数</td> <td>300人 (男51・女249)</td> <td>294人 (男55・女239)</td> <td>317人 (男57・女260)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	シルバー人材センター会員数	1,029人	1,039人	1,045人	年 度	H29	H30	R元	参加者数	1,643人	1,601人	1,566人	年 度	H29	H30	R元	研修受講人数	300人 (男51・女249)	294人 (男55・女239)	317人 (男57・女260)	ボランティア登録者数	300人 (男51・女249)	294人 (男55・女239)	317人 (男57・女260)
年 度	H29	H30	R元																										
シルバー人材センター会員数	1,029人	1,039人	1,045人																										
年 度	H29	H30	R元																										
参加者数	1,643人	1,601人	1,566人																										
年 度	H29	H30	R元																										
研修受講人数	300人 (男51・女249)	294人 (男55・女239)	317人 (男57・女260)																										
ボランティア登録者数	300人 (男51・女249)	294人 (男55・女239)	317人 (男57・女260)																										

## 具体的施策② 高齢者の生活自立支援

男女共同参画の視点	<p>① 高齢者が家庭・地域で安心して暮らせるため、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮した情報発信手段や交通手段の確保に努める必要がある。</p> <p>② 高齢化の進展による「交通弱者」の増加や、日常生活圏の拡大などに伴い、日常生活での移動を支える交通手段の確保がこれまで以上に重要となっている。さらには、高齢者が生きがいをもって生活していく上では、通院や買い物といった最低限の移動ニーズへの対応だけでは不十分であり、コミュニティ活動等への参画機会の確保を含め、地域公共交通のあり方を総合的に検討していく必要がある。</p>
-----------	--

- ③ 全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を推進する必要がある。
- ④ 高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態及び意識の違いに配慮したきめ細やかな施策の展開が必要である。

主な取組

- ① 公共交通（路線バス、鉄道など）が整備されていない交通空白・不便地域の高齢者等の移動手段を確保するために、コミュニティバス（ふれあいバス、デマンド交通）を運行した。（地域政策課）
  - (1) ふれあいバス運行事業（委託）
    - ①国分：9路線 ②牧園：10路線 ③霧島：3路線 ④溝辺：4路線
    - ⑤横川：9路線 ⑥福山：3路線
  - (2) デマンド交通（委託）
    - ①霧島地区永水・向田地域 ②霧島地区狭名田・野上地域
    - ③溝辺地区有川地域、④福山地区佳例川地域 ⑤福山地区福山地域
  - (3) 地域の要望に応じ、ふれあいバスの運行ルート、時刻の見直しを行った。
    - ①国分地区：1路線 ②溝辺地区：1路線
    - ③霧島地区：1路線（デマンド交通へ移行）

- ② 認知症疾患医療センター松下病院に委託して認知症カフェを実施した。（長寿・障害福祉課）

年 度	H30	R元
開催回数	21回	20回
延参加者数	548名	509人

- ③ 認知症専門部会を設置し、行政機関、市内医療機関との意見交換の場を設けた。（長寿・障害福祉課）

実施回数2回（1回につき参加事業所 18箇所）  
参加人数：24人

- ④ 独居高齢者等に対し、配食サービスを通して栄養改善、安否確認等を行ない、在宅で自立した生活を継続できるよう支援を行った（長寿・障害福祉課）

年 度	H29	H30	R元
利用実績	104,320食	109,751食	115,794食

### 具体的施策③ 家族介護の負担軽減

男女共同参画の視点	<p>介護の支援に当たっては、高齢者等の介護等支援体制の充実を図るとともに、男女の人権を尊重した取組を進める必要がある。また、介護を必要とする高齢者は、男性より女性の方が多いため、介護の担い手としての負担は女性に偏っている現状があり、「介護は女性の役割」と固定化されることのないよう配慮する必要がある。</p>								
主な取組	<p>① 家族介護支援の取組として、日常生活圏域単位での家族介護支援者交流会「この指とまれ」を開催した。（長寿・障害福祉課） 開催回数：6回 参加人数：106名（延べ）</p> <p>② 在宅高齢者等を介護している家族に対し介護用品（紙おむつ等）を支給することにより、家族の経済的負担の軽減が図られた。（長寿・障害福祉課）</p> <table border="1" data-bbox="470 772 1109 873"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>95人</td> <td>78人</td> <td>71人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H29	H30	R元	受給者数	95人	78人	71人
年 度	H29	H30	R元						
受給者数	95人	78人	71人						

### 施策の方向（3）障がい者が安心して暮らせる環境の整備


#### 具体的施策① 障がい者に配慮した自立支援と生活環境の整備

男女共同参画の視点	<p>① 共生社会の考えの下、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活の支援を図っていくことが重要である。このため、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>また、障がい者の虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に性別に起因する問題がないか留意し相談・支援体制を図る必要がある。</p> <p>② 全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を推進する必要がある。</p>
主な取組	<p>① 障がい者就労支援事業所との協議の場を再開させ、協議を始めた。また、雇用に関する情報を市報へ掲載した。（長寿・障害福祉課）</p> <p>② 高齢者及び障がい者に配慮した市営住宅の改修を行った。（建築住宅課） ・大野原団地（3・4号棟-32戸） 台所・脱衣室・浴室の三点給湯方式へ改修 トイレ・浴室に手摺の設置</p>



施策の方向（4）外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策① 外国人が安心して暮らせる環境の整備

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>グローバル化の進展に伴い、本市で暮らす外国人の数は年々増加している。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増しているが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の持つ子どもも増加している。外国人は、言語の違い、文化・価値観の違いにより、地域等において困難な状況に置かれる可能性があり、その状況に応じた支援を進める必要がある。</p>								
<p>主な取組</p>	<p>① 国際理解に対する学習会の一環として、イベントを開催した。（市民活動推進課）</p> <p>（イベント名称） 国際料理キッチン、国際交流お菓子作り、中国カルチャー体験、韓国カルチャー体験、中国語教室、韓国語教室、韓国語でティータイム、英語でティータイム、English Hour（初級、中級、上級）</p>  <table border="1" data-bbox="432 965 1201 1066"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>986人</td> <td>978人</td> <td>767人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 外国人で日本語の理解が困難である場合は、国際交流担当課と連携し、相談を実施するようにしている。令和元年度においては外国人からの相談はなかった。（子育て支援課）</p> <p>③ (1) 小学校では外国語活動や総合的な学習の時間・行事等の中で、また、中学校では英語科の授業や行事等の中で児童・生徒とALTとの交流を行い、コミュニケーション能力を高めながら異文化理解を深めることができた。 (2) 「KIRISHIMA GLOBAL ACTIVITY」において、中学生がALTと英語を使って意思疎通を図ることで英語によるコミュニケーションに対する積極性を高めるとともに、異文化理解を深めることができた。 (3) 外国籍で日本語能力が十分でない子どもへの学習支援や、保護者と学校との意思疎通の実態把握に努め、各学校と連携しながら適切な支援を進めることができた。（学校教育課）</p>	年度	H29	H30	R元	参加者数	986人	978人	767人
年度	H29	H30	R元						
参加者数	986人	978人	767人						

## 施策の方向 (5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

具体的施策① 子どもに対する暴力・虐待等の根絶

具体的施策② 防犯・安全対策の強化

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>① 子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を徹底させるとともに、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を促進し、広く市民を対象に暴力の現状や被害者保護のための制度の普及・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>また、児童虐待防止法第2条第4号において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める必要がある。</p> <p>② 女性・子どもを対象とした犯罪を防止するため、犯罪防止に配慮した構造、設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する必要がある。</p> <p>③ 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防するため、防犯パトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治会等と連携しつつ、地域安全情報の提供、防犯機器の支給、相談等による指導、助言等を積極的に行う必要がある。</p>								
<p>主な取組</p>	<p>① 家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための身近な相談援助機関として子ども家庭支援室を設置し、相談員3人で相談等に対応した。(子育て支援課)</p> <table border="1" data-bbox="451 1205 1382 1308"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>1,338件</td> <td>2,101件</td> <td>1,667件</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 子どもの登下校時の見守り活動や日常生活を通じて、自主的にパトロールする防犯パトロール隊の活動を継続的に推進した(安心安全課)</p>	年度	H29	H30	R元	相談件数	1,338件	2,101件	1,667件
年度	H29	H30	R元						
相談件数	1,338件	2,101件	1,667件						

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
シルバー人材センター会員数	1,008人	2016	1,045人	2019	1,060人	2020
日頃の悩みや困り感を行政や相談事業所に相談する割合	10.3%	2017	10.3%	2017	35.0%	2022

## 重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

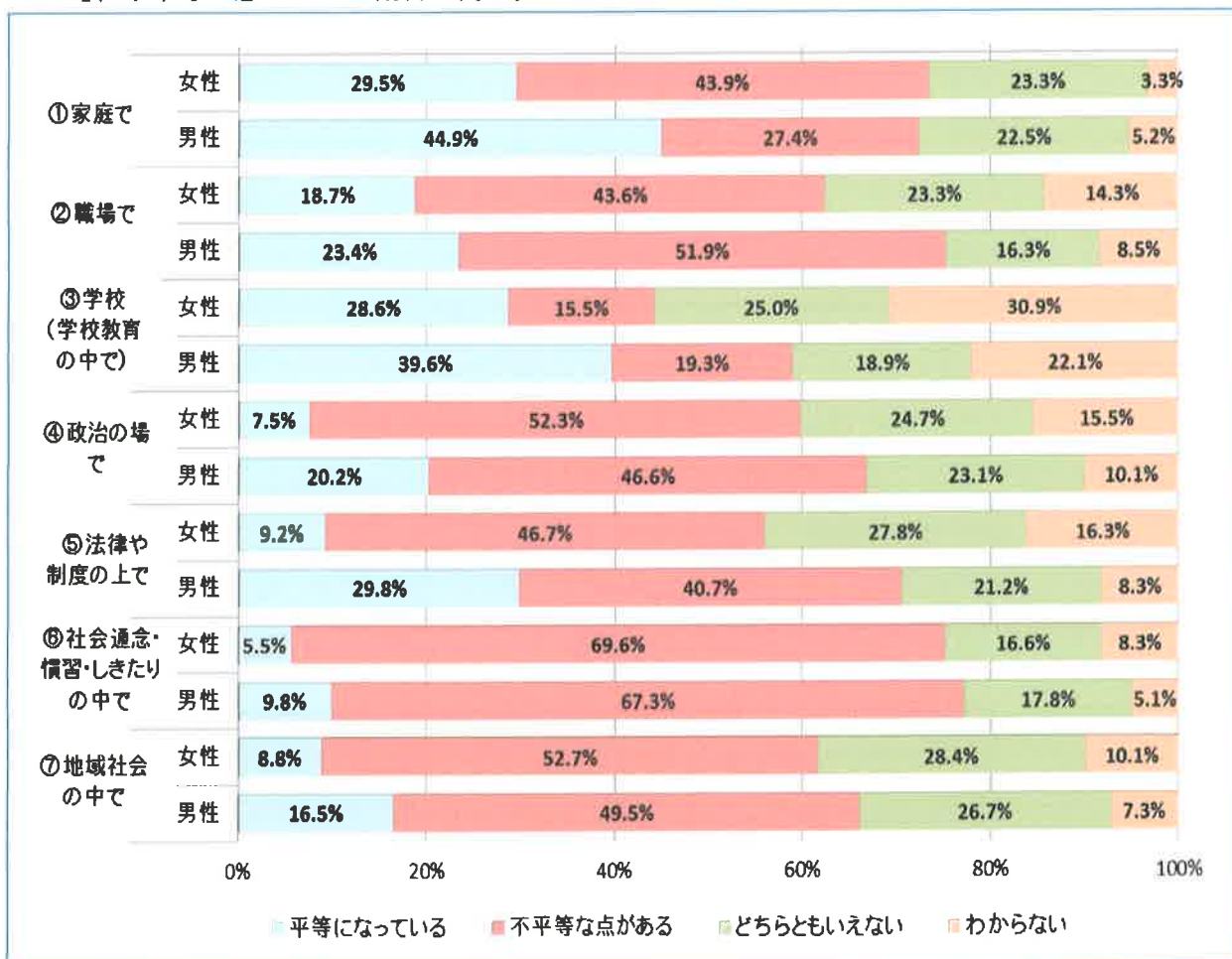
施策の方向 (1) 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

### 1 統計情報等

#### (1) 様々な分野における男女の地位の平等意識

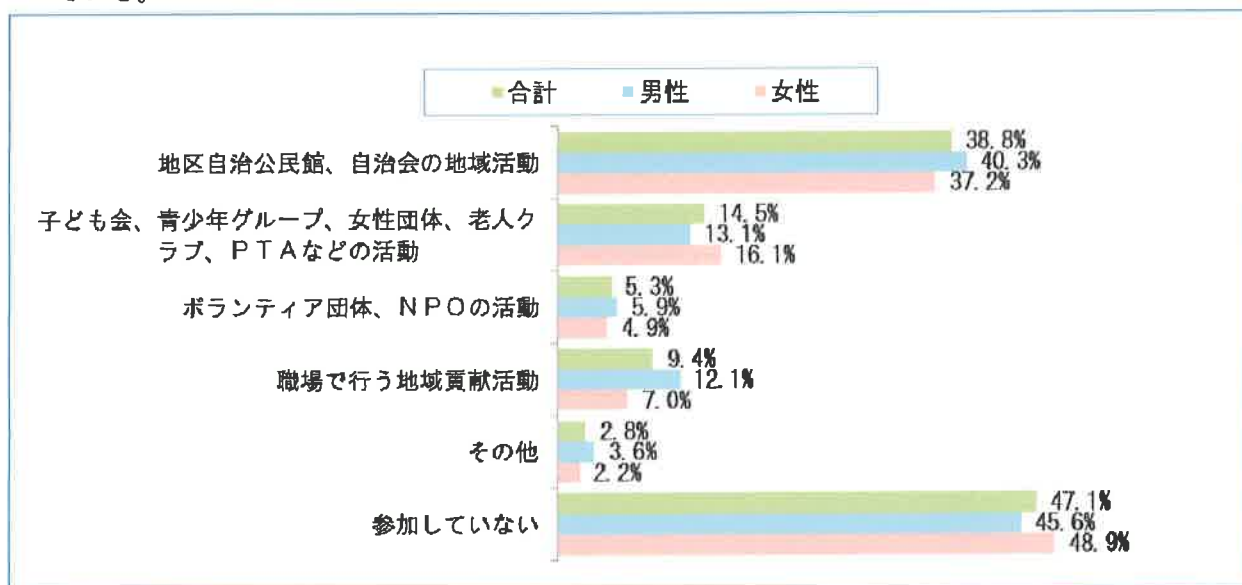
平成 28 年度に実施した市民意識調査によると、男女ともに「社会通念・慣習・しきたりの中で」、不平等と感じている割合が高い。



(平成 28 年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査)

## (2) 地域における活動への参画状況

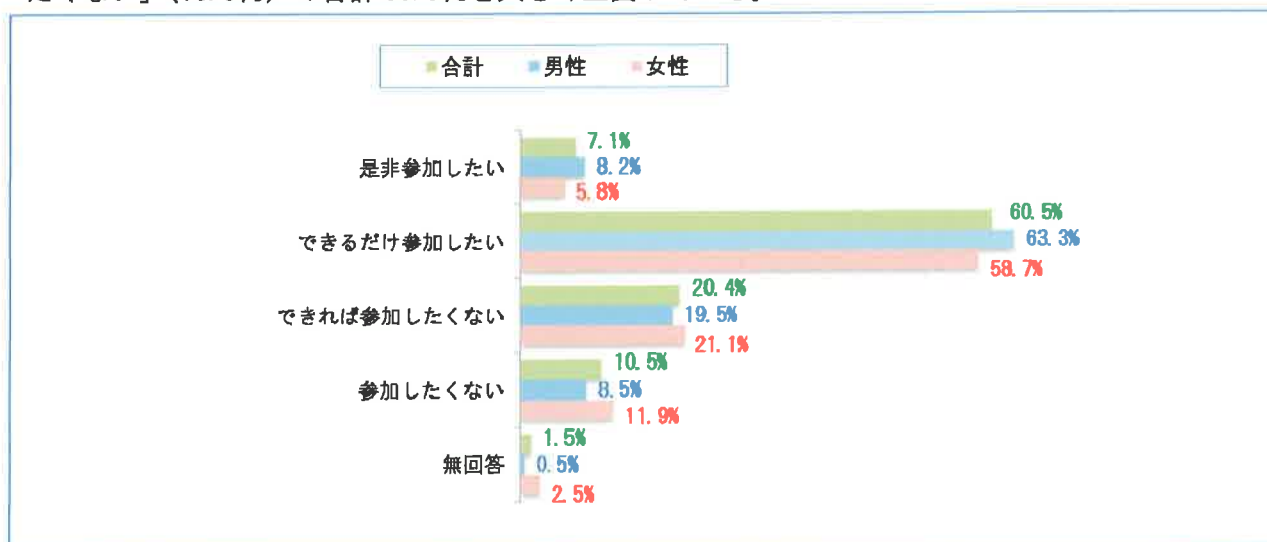
平成29年度市民意識調査によると、地域活動等への参加について男性、女性共に「地区自治公民館、自治会の地域活動」が最も多い。また、男女ともに「参加していない」が40%を超えている。



(平成29年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

## (3) 今後も（あるいは今後は）地域の活動に参加したいと思うか

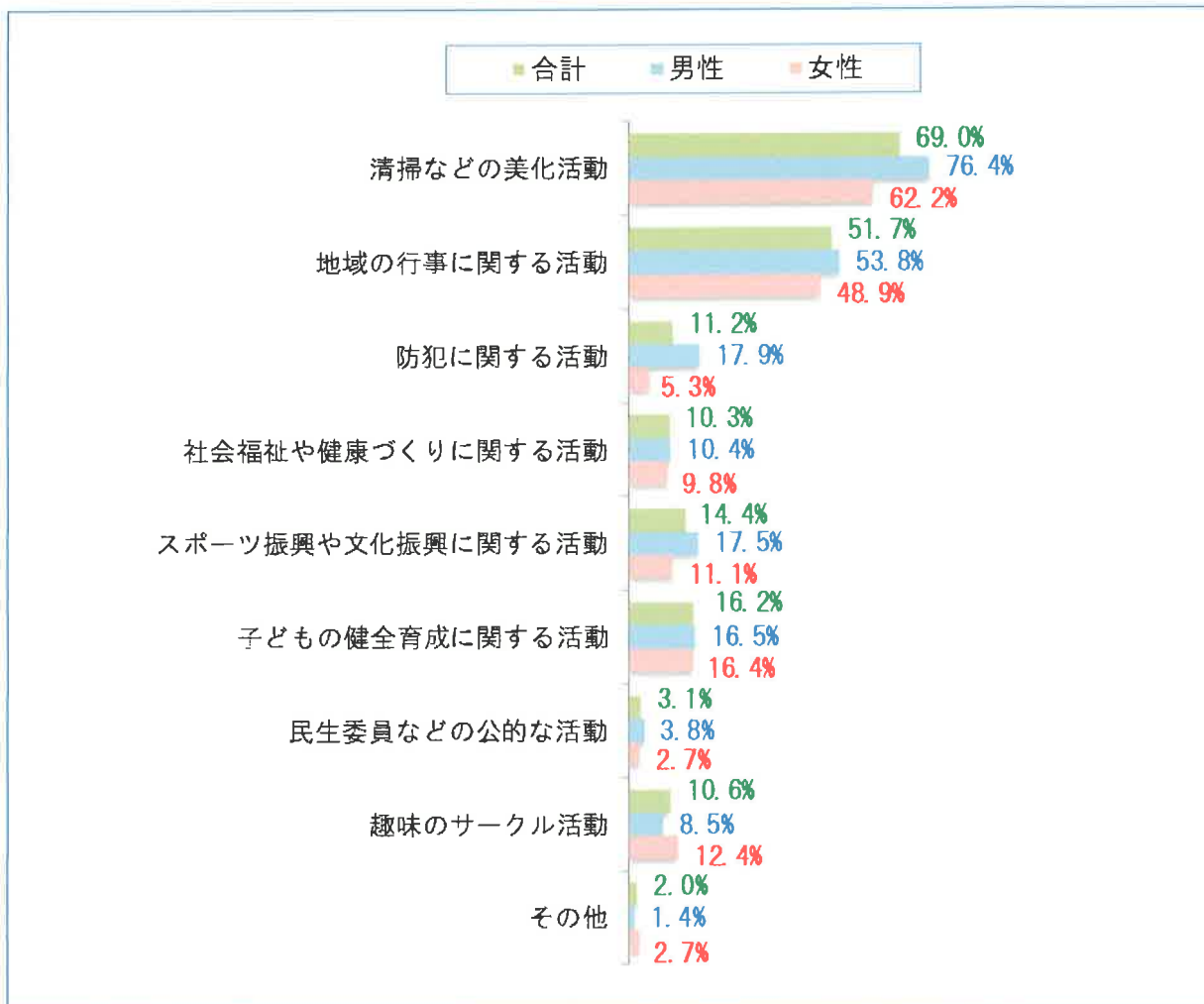
市民意識調査によると、「今後も（あるいは今後は）地域の活動に参加したいと思うか」に対し、「できるだけ参加したい」が60.5%で最も多く、「是非参加したい」7.1%と合わせると67.6%が地域活動等に参加したい意向を持っており、「できれば参加したくない」(20.4%)、「参加したくない」(10.5%)の合計30.9%を大きく上回っている。



(平成29年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

#### (4) 地域活動の内容について

市民意識調査によると、地域活動の内容について、「清掃などの美化活動」(69.0%)が最も多く、次いで「地域の行事に関する活動」(51.7%)となっている。



(平成29年度霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査)

## 2 事業実施状況

### 施策の方向 (1) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策① 地域における男女共同参画社会づくりに向けた人材の育成

具体的施策② 地域コミュニティ活動への男女共同参画の視点の導入

男女共同参画の視点	市全体で男女共同参画を推進していくためには、行政だけではなく、各地域の中で、それらの特性を踏まえて推進していくことが重要であり、そのために核となる人材を育成する仕組みが必要である。
主な取組	<p>地域における男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進することを目的に地区別セミナーを開催した。(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催箇所：3箇所(霧島：大川地区、国分：平山地区、溝辺：論地地区)</li> <li>・参加者：48人(男性：22人、女性：26人)</li> </ul>



具体的施策③ 地域コミュニティ活動に関わるきっかけづくり

具体的施策④ 地域コミュニティ活動への参加促進のための活動支援

<p>男女共同 参画の視点</p>	<p>「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。</p> <p>また、地域づくりに当たっては、地域で生活する人々のライフスタイルや価値観、暮らしに関わる課題は様々であることを踏まえ、多様な視点を持った人々が地域における政策・方針決定過程に参画できる機会を確保することが重要である。</p>
-----------------------	---

主な取組

- ① きりしま地域人材バンクにおいて、ボランティア登録者の技術・資質向上、相互の交流を深めるため、研修会を開催した。（社会教育課）

(1) 第1回目

演題：「データから考えてみよう！健康寿命を延ばす生活習慣」

(2) 第2回目

演題：「AEDの取扱いや応急手当の習得」

(ボランティアセンター登録者数)

年 度	H29	H30	R元
ボランティア登録者	1,578人	1,593人	1,604人

- ② 自治会加入推進月間の2月に、市自治公民館連絡協議会と連携し、自治会未加入世帯に対して自治会加入を呼びかけた。併せて、加入促進に関する協定書を締結した、公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会など県下不動産2団体へ自治会加入に関するリーフレット等の配布を依頼した。（市民活動推進課）

- ③ 地域住民が主体となって地域の特色を生かした独自のテーマや目標を設定し、その実現に向けて意欲的に取り組む地域の活動の支援を行った。

(市民活動推進課)

【事業概要】

1年目…地域まちづくり委員会を組織し、地域の現状分析を行い、市に報告書を提出する。

2年目…地域の10年後を見据えた地域まちづくり計画を策定する。

3年目以降…計画の目標達成に向けて、毎年、実施計画書を作成し、自助・互助・公助による地域づくりを行う。また、5年ごとに地域を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の見直しを行う。

(地域まちづくり計画策定状況)

年 度	H30	R元
現状分析事業	0地区	0地区
計画書策定事業	0地区	0地区
計画見直し事業	27地区	25地区

- ④ 市民グループが行う公益的なサービスを提供する（地域の課題解決に向けた取組）活動で、自ら企画・提案し実施する事業を募集し、その経費の一部に対し補助金を交付した。（市民活動推進課）

年 度	H29	H30	R元
採択事業数	9事業	10事業	11事業

施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

具体的施策① 防災分野における女性の参画拡大

具体的施策② 男女共同参画の視点に立った防災及び災害対応

<p>男女共同参画の視点</p>	<p>① 災害発生時には、日常的になっている性別役割分担の意識が顕在化しがちである。この問題の背景にあるのは、防災、災害対応に女性の視点が入っていないこと、子育てや女性への配慮が足りないということ、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場での意思決定に女性が参画していないことが挙げられる。そのため、市は、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、防災分野における男女共同参画の取組に生かしていく必要がある。</p> <p>② 子どもや高齢者、災害時の要支援者など、多様な住民への対応力が求められているため、女性を含めた多様な経験を有する職員の採用に向けた取組が必要である。</p> <p>③ 人口減少社会を迎え、防災力の低下が懸念される中、多様化・大規模化する災害等に的確に対応するためには、これまで以上に自助・共助・公助が一体となって地域防災力を高めていくことが不可欠であり、女性を含めた多様な経験を有する消防団員の確保に向けた取組が必要である。</p>																												
<p>主な取組</p>	<p>① 防災に関する知識の普及として、出前講座を実施した。(安心安全課) (出前講座実施状況)</p> <table border="1" data-bbox="408 1111 1251 1274"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>23件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1,551人</td> <td>1,929人</td> <td>2,085人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 防災の分野における男女共同参画の一環として、市避難所に女性職員を積極的に配置した。(安心安全課) (避難所における女性職員配置数) (各年度4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="408 1464 1254 1572"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性職員配置数</td> <td>57人</td> <td>57人</td> <td>52人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 大規模災害発生による避難所生活で、自らの命と健康を守るためには、どうすればいいかを男女共同参画の視点から考える講座を市民を対象に開催した。(市民課)</p> <table border="1" data-bbox="434 1762 1410 1957"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>講師</th> <th>タイトル</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td>浅野 幸子さん (減災と男女共同参画研修センター 共同代表)</td> <td>避難生活で命と健康を守るために～高齢者・子ども女性の視点から～</td> <td>44名</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R元	実施件数	23件	32件	32件	参加者数	1,551人	1,929人	2,085人	年度	H29	H30	R元	女性職員配置数	57人	57人	52人	年度	講師	タイトル	参加者数	元	浅野 幸子さん (減災と男女共同参画研修センター 共同代表)	避難生活で命と健康を守るために～高齢者・子ども女性の視点から～	44名
年度	H29	H30	R元																										
実施件数	23件	32件	32件																										
参加者数	1,551人	1,929人	2,085人																										
年度	H29	H30	R元																										
女性職員配置数	57人	57人	52人																										
年度	講師	タイトル	参加者数																										
元	浅野 幸子さん (減災と男女共同参画研修センター 共同代表)	避難生活で命と健康を守るために～高齢者・子ども女性の視点から～	44名																										

### 3 数値目標の推進状況

項目	現状値 (計画策定時)		現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度	数値	年度
県男女共同参画地域推進員	9人	2016	7人	2019	9人	2022
まちづくりや地域活動を行っている 市民団体数	1,491件	2016	1,266件	2019	1,530件	2022

## IV 資料編

### ■霧島市男女共同参画推進条例 (平成24年3月29日条例第5号)

#### 目次

- 第1章 総則(第1条―第9条)
- 第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第10条―第20条)
- 第3章 霧島市男女共同参画審議会(第21条―第27条)
- 第4章 雑則(第28条)
- 附則

我が国は、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等が保障され、男女平等の実現に向けて、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成20年3月に「霧島市男女共同参画計画」を、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、女性に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の実施に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

##### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることが



できる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と地域及び家庭における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者は、教育及び学習が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育及び指導を行うよう努めるものとする。

(阻害行為の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭そ

の他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及びドメスティック・バイオレンスを助長する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に資するよう配慮するものとする。

(広報活動)

第13条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第16条 市は、附属機関等の委員の委嘱を行う場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未

満とならないよう努めるものとする。

(市民への支援)

第17条 市は、市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援等)

第18条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 市は、事業者のうち、農林水産業、商工業その他の分野の自営業における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興を含む。)体制を確立するよう必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第20条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民及び事業者から相談があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から苦情の申出があった場合には、問題解決に向けた必要な措置を講ずるものとする。

第3章 霧島市男女共同参画審議会  
(設置等)

第21条 第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(審議会への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている霧島市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。